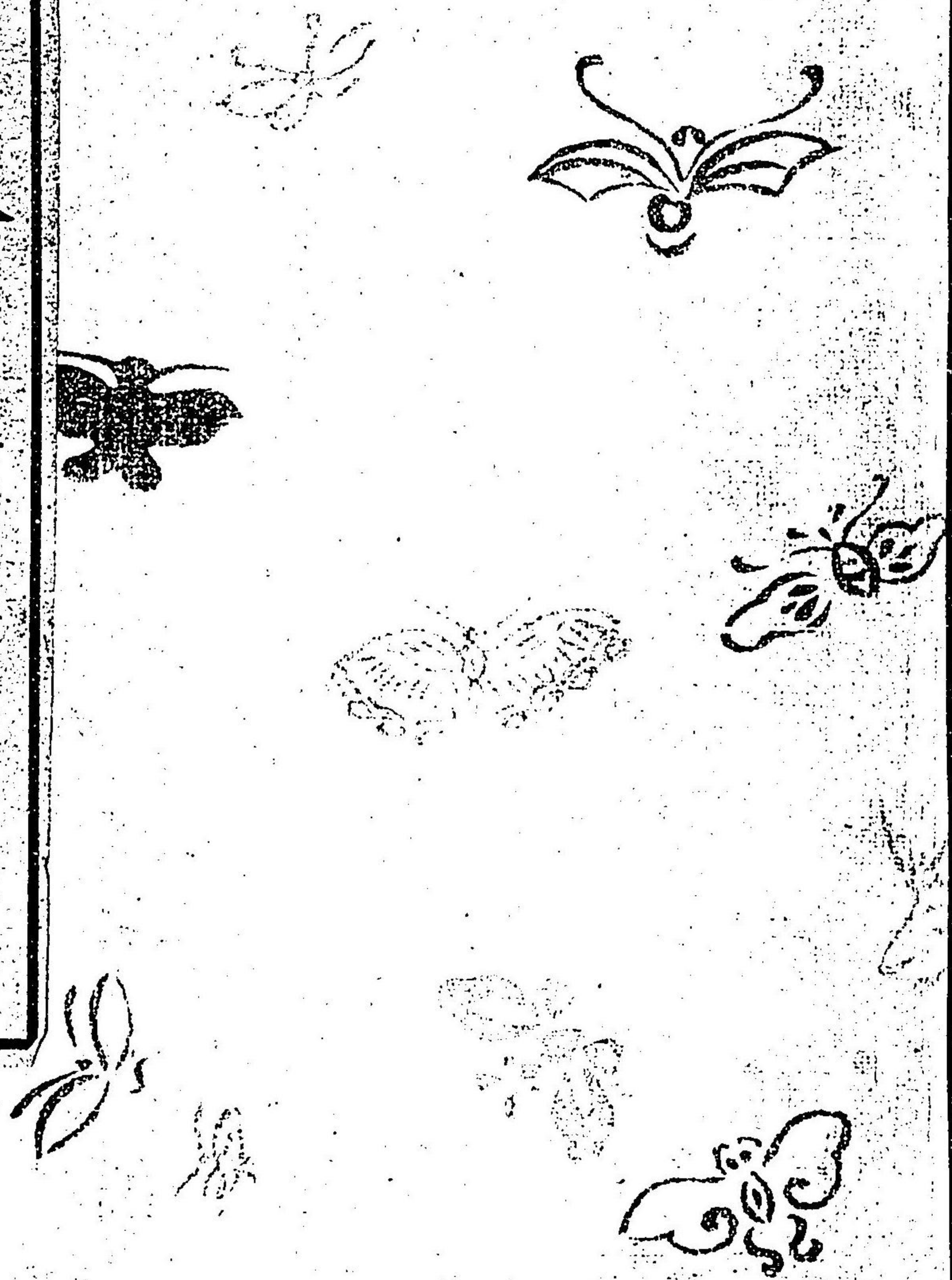


192  
55

故實  
叢書  
安齋  
隨筆

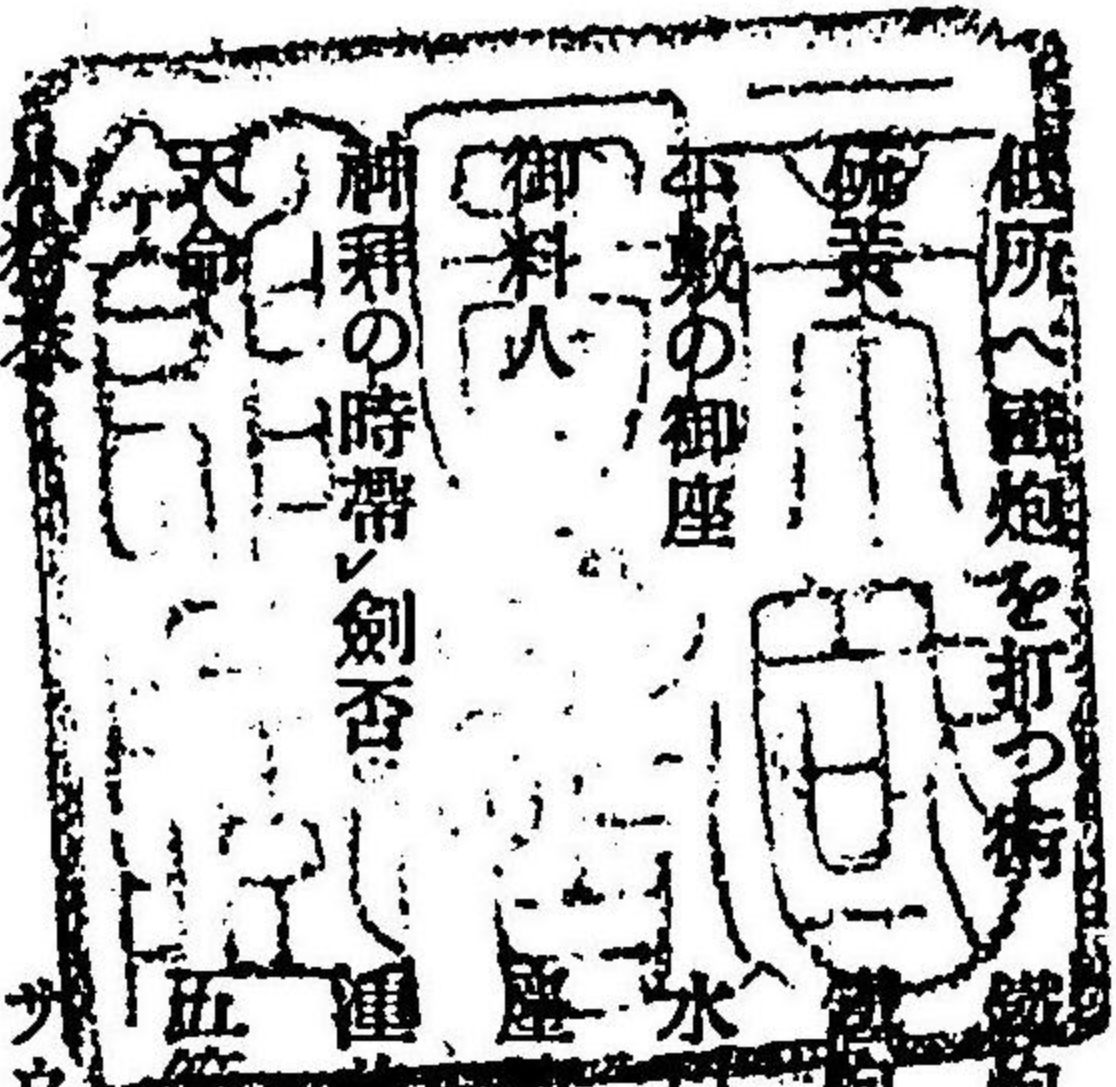
自  
四  
至  
六





安齋隨筆四の卷目次

削氷	書状書き様筆方要集	宸と稱すること	異潮流内流外官	赤染氏
まつはしの袍	もとほしの袍	わきあけの袍	時の鐘	天皇御對面于 天皇時御東
大中納言近代無「正方」	朽木形	櫛の字	鹽箱	鐵炮玉込溢る
鐵所へ鐵炮を打つ術	鐵炮の露切	鐵炮貫堅物	鐵炮長短	鐵炮火繩
砲臺	鐵炮大筒小筒利方	大將用鐵炮	裝束	差筥
平敷の御座	水引	平座	前物膳部のこと	銀器
御料人	屋地	沃懸地	蒔繪	遼近
神拜の時帶、劍否	瀧並に濕の字	給侍候	浪人牢人	清水觀音の歌
天命	五條供	婚禮用「凶禮」	嚴重の餅	またうご
小本	サウと云ふ詞	音博士	朝餉	白紙
返抄	凌標	一揆手半	糸毛	散字
平文	御挿頭臺	トカクと云ふ詞	歌括	土器大小之名
辛螺色	神代紀	幣帛字義	色バミ	次第脛巾
皮革章	練	騎射八術秘傳書	踵字訓	弓之強弱の稱
山橋山香	かせぎ	聖賢本地垂迹	女子稱五文字	角筆



安齋隨筆目次



款識	小袍	日高見國	深淺秘抄	中臣祓の詞
次侍從非侍從	古久美	祓	平安城	職原抄
故實清潭	裝束抄	桃花藥葉	三條裝束抄	弘安禮節
今川了俊大草子	百子帳	鶉鳥の圖	姬始	青瑣
ムサと云ふ俗語	神位	有職者	太平記作者	カブレルと云ふ字
物のカタと云ふ字	チダルと云ふ字	和琴始	咒詛の驗	鞠并に鞠か、りの字
御臺	マナ	久喜	ツチ通音	陪膳
膝突	天下を取る	一事	平張	中の戸野水抄
系圖妄作	弦袋	牙象	懸盤	辨官ノ訓
主水司ノ訓	彫ノ字	薯蕷粥	映篋	一枚一箇
高盛	水引二色	伊弉册尊	カスルと云ふ詞	ハカリと云ふ詞
火打袋歌	錢	竹笠	檜笠	網代
綾杉	檜垣	事の字	兵庫鎮ノ制	童體叙位任官
ヨリと云ふ文字四品	少シモ并にサモと云ふ詞	サレハ并にナルと云ふ詞	絳染	嘲吾國人用官位唐名
淺マシと云ふ詞	悪故實	堂前通矢	狂歌	ヒツタクルと云ふ詞

安齋隨筆五の卷目次

尻付	公家	占家	神樂	勅ノ字
存ノ字	散花	屠蘇酒方	千度祓	俣野訓
延年	辨慶	物忌	生髮	雜掌
宮原	蘆手書	紙子	童名某王	ハシタナキと云ふ詞
樋殿	位袍	一位四位黒袍	雲鶴綾	袍襖
狩襖	素襖	類鳥帽子	二十日草	倭
纓	蝦夷陵并に陣拾遺廟	女文散シ書	上古服用儉	進官
女郎	胡床	手跡	稱襦	不苦
保元三年天皇朝觀	善專	酒色財	摺袴	本覺法身本如來
甲弓山鬼明王	袍ノ文藻に田字草	透扇	古人像	裝束色文
臣字訓	古今三木三鳥秘傳	伏竹弓	綵	政談
敬ノ字	富士卷狩日記	和語	和書	伊勢物語源氏物語
押紙	ツラツキ	尺八ノ笛	繞著	常色
ワタキヲウツケと云ふ詞	盗才	當色	腰差	相袴相扇

安齋隨筆六の卷目次

襲	織物	蜀江錦	野宮定基脚年齡	方領盤領
---	----	-----	---------	------



汗衫	裾長	おどけ	衛府太刀	事代主神
非參議の四位	御修法の讀	麻柱	鎌字訓	つがり
見鞭	武氣	面伏面起	院號不稱殿	こまどり
語勢	さと云ふ詞	怠狀名符	俵目貫	兒の字の訓
横目扇	シニをスと云ふ詞	ゲンをグエンと云ふ詞	ムとミと相通	ムとニとの用
繪師佛師	名目誤	刀目	諸學	鞆の字
狐妖	黒子訓	ウルムと云ふ字	類字の訓	キンチャウして餐ふ
明公	あの子	伊弉諾尊入黄泉	齒タツル	淺野家忠臣
強竊二盜	御湯殿鳴弦	鏡名所	ほのゝとの歌	をか玉の木
鮑結蟠結	捕放馬留片鏡	國風	鶴繪	尸を書く
非參議	雖字	蛭字訓	蛭破前蛭苦本	古今和歌集
安堵	子痢	渡藤戸	直衣直垂の直字	みどのまぐはひ
參議を召す詞	壺切劔	幸	削氷	朔旦冬至
圭冠	むくのふ色	眞菜祝	直垂	しでのたをさ
土佐繪	肩巾	阿知女	蛭飼	雨夜尊
京極折烏帽子	鳩杖	柳筥	唱平	中間
内侍所形	神書の簡			

安齋隨筆卷之四

削氷

明月記元久九年七月廿八日自途參和歌所如昨日家隆朝臣(雅經殊遲參)大理被取寄櫃二合(銘代々勅撰上下)有破子爪土器酒等又有寒氷自取刀被削氷入與甚(下器)○貞丈云はく暑月に去年氷室に納めたる氷を朝廷に貢獻するを諸臣に頒ち給ふ其の氷を削りて食するなり御けづりひと云ふ事榮花物語などにも氷をひと云ふなり(こほりはこりなりこりの切音ひなり)

書狀書き様(安元三年入道宰相教長口傳筆道の書)云はく書狀の消息を書き様の事(中畧)筆を墨にたぶく(とく)置き紙を巻くべし然して筆を取りて筆さきを見て紙を中に持ちて書くべしさて面の紙書きはてぬれば面の紙を取りてそばに置きて又下の紙に書くべし皆書き畢りて重ねべし是れ則ち紙の面を以て物書かんためなり取りつけて書くなり重ねる紙は面は一方へ成るが故なり此の法は親王師匠の御前にて仰書などする時のしつけなり是れ則ち紙をつがす書く時の事なりさて書狀には追て書きはせぬなり禮紙には追て書きする事あり云云○存紙一かさねにかく時二枚ともに紙の面(表なり)に書くなり

宸の稱

天子の御所を宸居と云ひ天子の思を宸襟と云ひ天子の自書を宸翰宸筆と云ふ類宸とは帝居の宮殿を云ふなり玉篇に宸時眞切買達曰室之奥者又字彙曰後人指帝居曰宸增韻帝居北辰之宮故雙六从辰○貞丈云はく帝とは天帝なり天帝は天文家又は道家などにいふ

異朝流内流外官

橘嘉樹云はく流内流外の名は隋唐に始まる事物紀原に云はく通典曰隋制九品自大師始焉謂之流内云云是れは正一品より從九品下まで凡三十階是れを流内と云ひ又九流とも云ふなり(正一品より



り從九品下迄の三十階の次序は吾が朝廷の正一位より少初位下迄と同じ。九流と云ふは一品（正從より）九品（正從上下）までに九級ある故なり。自「大師」始と云ふは我が朝の相當の如く大師を正一品の位として夫れより以下府守胥吏まで各從九品下までに當て其の位を賜る事を云ふ（大師は我が朝の大臣府守胥吏とは判官主典など云ふが如く下官吏をさして云ふなり）因りて正一品の大師より從九品下の胥吏までを流内と云ふなり。○視流内と云ふは未だ流内の官に昇らぬものに先づそれの官を勤めさせて流内の者のごとく仕ひ試むるを流内を視るが如くなるによつて視流内といふ視は和語にてナゾラフとよむにて明かなり。○流外と云ふは事物紀原に云はく唐有「流外勳品」自「諸錄事及五省令史」始焉とあり勳品とは我が朝にて勳位と稱する乃ち此の勳品なり是れは勳功ある者ゆる朝廷の階ある人と列立すべき座次を賜はるなり譬へば勳一等を給ふ人は正三位と從三位との間へ列立するが如し諸の錄事五省令史の類は（五省の五當「作」六唐の官〇尙書〇門下〇中書〇秘書〇殿中〇内侍凡て六省なり此の令なれば六令史なり）九流の内へは入らず勤れども其の勳功ある者へは夫れに座列を賜はるなり是れ位階なき者故に九流の外なれば流外と云ふなり此の流外も又視流外と云ふあり未だ錄事令史に至らざる者は勳品の座次は賜はらねども流外の座次に視へて其の次に列すべきものを視流外と云ふ前に云へる如く視をナゾラフと訓して能く聞えたり今の世に何席の次何役の格と云ふと同じ錄事令史は九品の内へ入らずして流外と稱する證は五雜俎に云はく唐玄宗登樓望渭水見「一」醉人臨水臥問「左右」何人左右不「知」黃幡綽奏曰此是年滿令史上問何以知之對曰更轉入流上笑とあり考へ辨ふべし。○右流内流外の目と漢趣異なれどもその義は相等し（以上嘉樹説）

赤染氏

姓氏錄に赤染氏無之日本紀天武紀上に赤染造あり

まつはしの袍

左に記す所のモトホシの袍の事なり和名抄に縫掖和名萬都波之乃字部乃岐奴とあり。○モトホシの轉語なり（マツハシはマトヒマハシの略語つととの音相通す物にへりをさすにはまどひまはすなり）ウヘノキヌは袍なり是れをホウエキの袍とも云ふホウエキは縫掖の字音なり掖の字又腋の字をも用ふるなり縫掖とは袍左右の脇を常の小袖などのごとく縫ひ連ねて腋の開かざるを云ふ是れ文官の人のきる袍なり

もこほしの袍

右に云ふ所のマツハシの袍の事なりモトホシとは縁（俗にへりと云ふなり）なり縫掖の袍の裾に横幅を縫ひ付くる是れを襷と云ふ襷はへりを付けたる如し故にもとほしの袍と云ふなりモトホシの詞轉じてマツハシとも云ふ（マツハシモトホシ）如斯音相通ふなり（ハの字フとよむべしホの字ヲとよむべし）

わきあけの袍

袍の左右の脇を縫ひ連ねず狩衣の脇の如くあけて置くなり和名抄に缺掖和名和岐阿介乃古路毛とあり是れをケツテキの袍と云ふ缺掖の字音なりケツエキなれども連聲の習によりてケツテキと云ふなり是れ武官の人のきる袍なり増鏡（老の波の巻）あるは闕掖に平胡録もとほしの袍に革緒劔心々なり。○助無智秘抄（四方拜の條）もとほしにまきゑるの太刀云云

時の鐘

日本紀孝德天皇大化三年四月壬午紀に曰はく天皇處「小郡宮」而定「禮法」其制曰（中略）臨到「午時」聽鐘而罷其擊鐘吏者垂「赤巾」於前「其鐘聲者起」於中庭「とあり此の鐘は朝廷より退出の時刻をしらす爲に撃たしむるに午の時を以てすれば時の鐘の始とや云ふべき明かに時の鐘の事見えたるは職員令陰陽寮下に守辰丁二十人掌「伺」漏刻之節以「時擊」鐘鼓又延喜式陰陽寮式に凡撞「漏刻鐘」料松木一枝（本周三尺長一丈六尺）隨損令「左右衛門府卒」採送「其綱料熟麻州戶隨損申省請」大藏省「とあり或人問ふ康平記に曰はく康平元年二月五日の條酉一點出御主稅頭奉「仕反閉」賜祿（大掛爲仲朝臣取之）入「自」待賢門「此間日落西山」（注に酉二



點鐘鳴とあり）然れば時の鐘は二點に打つ法か如何答へて曰はく一點に打つべし二點には打つべからざるを誤りて二點に打ちたる故其の常に違ひたる事を記されたるなり常の如く違はざれば記すに及ばざるなり

上皇御對面于天皇時御裝束 建保四年後鳥羽院宸記に曰はく（四月二日）午朔着直衣出外即入

内着改冠之對面公家と見えたり（此の外所々に見えたり出外とは外殿に出で給ふなり入内とは内殿に入り給ふなり）此の時後鳥羽院は仙洞におはします公家とは此の時御在位の天皇順德院の御事なり御鳥羽院此の時上皇にて天皇順德院に御對面するとき御直衣に御冠を召したるなり（是れを冠直衣と云ふ）其の以前外殿に出御の時御直衣に御鳥帽子を着御（是れを鳥帽子直衣と云ふ）ありしを御對面あるべきに依りて御冠に改められしなり順德院は後鳥羽院の御子なれども天皇の御位を重んじ貴び給ひて如斯し給ひしなり總べて上皇如此なるべし

大中納言近代無正方 近代は大中納言正官は無之みな權大納言のみなり是れ何故と云ふ事詳ならず

壺井義知も考へ得ず公家の衆も其の故をしらすまゝの說あれどもみな推量なれば取るにたらず正親町院天正五年十一月廿日大納言正二位藤原實枝卿同年同月中納言正二位藤原基考卿近代右兩人正官の大中納言なり其の後大中納言（正官）ともに中絶すと滋野井亞相公麗卿の仰のよし橘嘉樹が説なり

朽木形 朽木形の几帳古書に見えたり其の文様左に圖する如

（今云ふとびいろなり）一に云ふ

し東寺にて灌頂の時に當時用ふる几帳是れなり地白紋濃き蘇芳  
（二十卷あり筆者不知）にも見えたり滋野井家禁秘抄問書の内如斯有り橘嘉樹が説なり古の朽木形然るや否や○貞丈云はく禁秘抄清涼殿の篇に云はく帳下御註に四面有幾帳帷夏生以胡粉畫花鳥冬朽木形疊三帖

云云（印本に花鳥を葦雀に作るは誤りなり今古本に従ふ）とあり夏は花鳥に冬は朽木形と相對すれば枯木を云ふが如し（古今集雜部ケンケイ法師形こそみ山がくれの朽木なれ心は花になさばなりなん是れ死木を云ふにあらず葉の朽ちて落ちたる木を朽木と云ふにや身木の死にたるを云ふに非らず）當時は公家衆の説といへれば夫れに定まる事あり（歌に草木の枯ると云ふは生の絶ゆるに非ず朽木もその准ならんと云ふ疑あり凡そもの、名に惑ひて實に違ふるもあり可三熟考）

造字 タシカと訓す玉篇に七到切言行相應貌とあり言語と躬行と相違はざるはタシカなり海篇正韻誠信なりと有り海篇朝宗に篤實の貌とあり共にタシカの義あり俗にシカトと云ふはタシカの略語なり又切の字密の字もタシカと訓す造の字は慥々と重ねて用ふるなり一字は不用なり俗には一字用ひ來るなり是れは雅にあらす雅には一字用ひす一字には切の字密の字義に依りて用ふべし

鹽硝 五六十年歴たる人家の下の上に生ずるなり試むるには床の下に這入りて床下の土を取りて日に乾して火に焼きて見るに鹽硝生じたる所の土は火に逢へば必ずハチルものなりハチは鹽硝有りと知りて横穴を掘りて鹽硝を取るなり上より九寸程下より鹽硝あり色白く明礬の如し是れ眞の鹽硝にて火薬を製するに其の力勢強し作り鹽硝は少し力弱し作り鹽硝は深山の谷川ある所の水邊を掘りて鹽と砂とを埋め置けば七八年へて鹽硝となるなり（蜷川親興説）

鐵炮玉込遊る 鐵炮玉五つ六つを放せば火薬筒の中に焼け付きて玉込遊りて玉入り難し（火薬の内鹽硝は焼け散れども硫黄は火てにねばる故それに麻がらの灰取り付きて筒の内せばくなるなり）故に放す玉は段々に小さき玉を入れて放せば一挺の筒にて玉幾つも放さるるなりされば玉箱に玉の目方をわけて書付をして別々



に入れ置くなり是れ大極秘傳の術なり(右同人説)

**低處へ鐵炮を打つ術** 山上より山下へうち城上より城下へ打つには筒先を下ぐるゆゑ玉ころび出るなり此の時は常の如く火薬を入れ玉ごみをして其の玉の上に又火薬を少し入れてカルカにて突き固むれば二度目の火薬の玉の丸みの透間へ入りて玉を抱へ留むる故玉ころび出づる事なし是れ又大極秘傳の術なり(右同人説)  
○貞丈云はく又或傳に常の如く玉込みをして其の玉の上へ紙を丸めてカルカにて突きかためて打てば紙にて玉を抱へ留むる故玉ころび出づる事なし

**鐵炮の露切付雨覆** 筒の先の方に四角に高くして筋を堅に彫り中に小さき穴を明けたるもの有り是れを露切といふかの筋は見通しの準道の爲なり亦雨露其の上に溜れば準道を見る障になる故かの穴より露をぬかす爲なり又夜は線香に火を付けてかの穴にさして準道を見るなり又火ブタの釘管は雨降る日に打つには火皿の上にも雨覆をするに雨覆をかかぬ釘管の穴へさす雨覆は金にて作る火繩の火皿に當る時隙にならぬ様に雨覆のたわみて火繩を火皿へ當る様に作り様あり(右同人説)

**鐵炮貫堅物** 鉛玉にて不貫は銅玉を用ふ又銅玉にて不貫は鐵玉をもちふ(右同)

**鐵炮長短** 長きは準道違はず短きはよろしからず(右同)

**鐵炮火繩** 雨天には竹火繩消え易し紺に染めたる木綿火繩さえず(右同)

**硫黃** 硫黃に鶉の目鷹の目二品あり鶉の目は色黄なり是れ下品なり鷹の目は色黄なり是れ上品なり火薬に用ふべし(右同)

**鐵炮大筒小筒利方** 大筒は矢倉石垣等をうち壊し其の勢猛烈にして小筒の能く及ぶ所に非ずといへども

是れを持ち運ぶに地車にのせ多く人夫懸りてたやすからざるが故山坂海川を越えて他國へはこぶ事甚だ難澁なるものなり自國の内にて用ふべし他國に用ひがたき物なり大筒の玉一つの功は小筒十挺の功には及ぶべからず譬へば人を打つに大筒の玉の勢は猛烈也といへども玉一つの飛ぶ道筋甚だ狭ければ其の玉の通る道筋に立ちたる人より外には當る事なし是れ其の功少きなり小筒百挺ならべて打つならば百人を打つべし是れ其の功多し(右同)○貞丈按するに然るべし

**大將用鐵炮** 貞丈云はく大將は總軍指揮を司るを職分とす士卒と同じく手を下して戦ふ事はなきなり弓を持ち矢を負び太刀を佩きて腰刀を帶するは若し敵の近づき通らんとする時は自ら防ぐべき爲の用意なり身危きに臨まざれば大將自ら戦ふまじきなり弓矢太刀腰刀すら猶ほ右に云へるが如し然るに近世一方の大將たらん大名の輩自ら鐵炮を打つ事を好む人あり鐵炮打の事は足輕の業なり大將として足輕の業を好むは輕々しき事なり戰場にて敵に近づき通らざれば及びては鐵炮は急の間に合はず一度放つとも二度は玉込に隙入りて敵を防ぐに害あるべし然れば大將は鐵炮無用の藝なり大平の時鳥獸を打ちて慰にせん爲に好むかそれも鐵炮を用ひずして弓を用ひ矢つぎ早を修練せば戰場にて危を防ぐの益あるべし鐵炮も武藝の一ツなれども大將の自ら勤むべき藝には非らず

**裝束** 裝束の二字よそほひつかぬると訓みて總て物を飾る事なり俗に冠服の事のみ裝束と云ふは誤なり冠服は身を裝束するなり禁中にて公事行る、日に御簾をかけ屏風を立て天子の御座諸臣の座を設け庭上に旗鉾等を立て列ね標を立て版位床子几子胡床案等を置く類の如きを裝束と云ふ延喜式江家次第其の外古記等に見えたり是れ御殿并に庭上を裝束するなり又太刀鞍具等を飾るをも裝束といふなり



差筵

差筵の名舊記に見えたり近くは後水尾院年中行事正月七日の條に(上畧)日野烏丸柳原は外様なれど常の御所(御註)常の御所晝の御座清涼殿皆一所にて三名なり)にて御對面有り誰にても申しつぐ御禮申して後さしむしろに候す(御註)御ひさしの未申の角の疊一帖を撤して差筵一枚をしく此の差筵正月朔日より敷きて正月中有るなり云々秘記に曰はく差筵とは年頭に禁中に攝關衆の御禮は差筵と云ひて其の御禮申さる、疊を一帖うらがへす其の上にて御禮なり是れをサシムシロと云ふ疊のうらとちてあり地下の書院疊のうらの念入りたるうらの様なるものなり此のうらかへすが規模なり攝關の外は常の疊の上の事なり然るに勸修寺と柳原とが舊例にて差筵の御禮なり柳原別して規模とす日野も其の通りなりと見えたり○貞丈按するに古代は常の疊と差筵とは別にてありしなるべし後代禁中の事大體省畧せらる、事あるに依りて常の疊をうらがへして差筵に用ひらるゝが其の製相似たる故なるべし

平敷御座

舊記に見えたり或は御の字畧したるもあり是れは御座疊をしく事なり(敷き并べたる常の疊のうへに主上の御座料に疊二帖しくなり雲綱べりなり)平敷と云ふは高御座に對して云ふ詞なり唯御座といへば高御座に紛る、なり故に平敷の御座と云ふなり(平座といふ事あり平敷御座とは別なり下に記す)

水引

水引は紙捻に糊水を引く故水引の紙捻と云ふべきを畧して水引と云ふ後水尾院年中行事に何にても參る物を紙に包みて紙捻或は紙などおほひて上を結ぶ様の時水引を用ひす總じて水引を滑き道具の内にはいれず云々○貞丈云はく白き紙捻を用ふ糊水ひかす色どりをせざるなり水引を滑からすとすは糊水をも引きまた色どりの具に膠などを交ふる故なるべし然れども折櫃などに繪がき色どりてそれに菓子肴などもりて奉る事あるをば忘れず一概なる事なし

平座

建武年中行事首書に云はく四月十月朔日於三南殿宴諸臣給祿謂之三五旬(貞丈云はく有出御)但無出御一時於宣陽殿賜酒饌給祿謂之平座里内時以陣座被准宣陽殿行平座

前物

公家の古記録にいはいはく(賀事の條)居前物調前物など云ふ事あり前物とはたとへば元服の賀なれば元服したる人の前に居うる膳部の事を云ふなり

銀器

同記録に膳部の具に銀器とあるは食物を盛る器を銀にて作りたるなり本式は土器を用ふるを奢侈にて銀器を用ふるなり古風は奢侈によつて變するなり

御料人

康富記に文安四年十一月三(イ二)日の條滋野井故中將(實益)子息(道祖御料人十五歳云々)又有讀書(下畧)○貞丈云はく御料人は他人の子息を敬ふの稱なり本は幼童に限らず源平盛衰記に信濃なる木曾の御料に汁かけて只一口に九郎判官と云ふ歌あり彼の義仲は木曾を領したり是れ木曾の御料人なり又村里の田畑等を誰殿の御料ともいへば御料人と書くべし(右の歌は飯の事をも御料と云ふ故夫れに云ひかけて九郎を喰ふに云ひ懸けたり飯を御料と云ふは貴人の食料を云ふなり)右の歌の御料は御料人の畧にて義仲を指していふなり曾我物語に頼朝の富士の牧狩の行粧を記したるに御料のそのひの装束にはとある御料は是れも御料人の略にて頼朝をさして云へるなり領料の二字何をも用ふべし御料人を下畧して御領とよび轉用傍通して只人を敬ふ詞となりて女子をも御料と云ふ事になれるなり

塵地

チリチとよむなり今は梨子地と云ふ金の粉を散したるが塵の積りたるに似たるなり平塵地と云ふは金の粉を厚く濃く透間なきなり平の字は平等の意なり俗に平ら一面と云ふに同じ薄塵地と云ふは金の粉を甚少く薄く散してあらくと透間多く見ゆるを云ふ是れは凶事の時の太刀の鞘などに用ふるなり



沃懸地 是れは漆に金泥を交へて一面に塗りたるなり沃懸はツ、ギカケルと讀みて金をとろかして沃ぎかけたるが如し今俗にヌリ梨子地と云ふなり

蒔繪 蒔くと云ふは古の詞にては物を飾る事をマクと云ふ繪がき飾る故蒔繪と云ふなり蒔の字は借の字なり物の種を蒔く義は是れに合はず火威の鎧をシキメに蒔きたる（義經記にあり）などと云ふも飾る事なり（マクと云ふはマウクルと云ふ畧語なるべし）

邂逅 此の二字玉篇に不期而會也とあり待まうけずして思ひがけなく人に會ひたるを云ふなり俗にタマサカとよみてたま〜の事に用ふるは非なりたま〜と云ふは適然又偶然の字を用ふべし又まれなる事に用ふるは非なりまれなるには希又稀の字を用ふべし

拜神時帶劔否 橘嘉樹云はく去る安永九年四月十六日藤原公聰卿（姉小路宰相中將）二荒山（日光山の本名）へ幣使の時帶劔を解かずして神殿に進み給ふを見て社司等いふ御解劔あるべき歟と相公不肯社司等重ねて云はく先例諸卿解劔し給ふ事尤も恒例なりと子時相公問ひ給はく當社は男神かまた女神か相殿に在すかと社司答へて云はく東照宮一座にて相殿なしと相公云はくさらば解劔に及ばざる事なりと宣命奉幣毎事威儀嚴なりき社司等子細を知らず黙して退く相公事終りて還立ありと云ふ此の事後日に堂上の御方へ尋ね問ひ奉りしに勘物を賜ふ左の如し西宮記諸社帶劔語下加茂社可解云云後二條記應德三十廿三賀茂詣下賀茂解劔上社不解劔云云台記仁平八十春日詣奉詣若宮一白妙幣兩段再拜（依非女神不解劔）云云此三事可被散不審と藤原伊光卿御染筆也（右染筆嘉樹家藏なり嘉樹別に考あり廣橋殿の考を非なりとす當れり別にあり）  
漣井澤の字 海人藻芥にカネを付くると云ふを金を付くるとあり一本には漣（齒黒）とあり按ずるに

漣當作漣也漣は黒水の二字を合せたる造り字なりカネともハグロメともよむべし若し他書にも此の字ありてよめぬ時の爲に抄出し置くなり漣玉篇に都貢切江南呼乳爲漣又漣玉篇に呼得切水名とあり右二字ともに漢土にもある字なれどもハグロメの事には非らず此の邦の造り字が偶然に同じく出来しなり此の類間々有之鯉の字も此の類なり鯉魚を合せて鯉の字を造りてカツヲとよむ漢字に鯉あり唐韻に大鯛なりとありカツヲに非らず別の魚なり是れも此の邦の造り字が偶然に漢字と同じく出来しなり一にして論ずる事なかれ

給侍候 中古以來諸家記録に給（タマフ）侍（ハンベル）候（サフラフ）の三漢字を用ふ是れ敬ひ貴ぶの詞にて吾が國語の助語と見るべし漢語の此の例をもつて論ずる事勿れ漢土すら尙物名及言辭中土と八方の州など異なるあり是れを方言と云ふ況んや吾が國をや

浪人牢人 浪人は身を寄する方なく流浪する人なり浪客とも云ふ然るに俗書に浪人の事を牢人と書くは誤りなり牢は獄屋なり獄屋に入る人を牢人と云ふべし

清水觀音の歌 清水物語とやらむ云ふ草紙にも見ゆ新古今集にも入りたりと覺ゆ其のうた たゞたのためしめちが原のさしも草われよの中にあらむかぎりは此の歌大慈大悲の御誓ありがたしと貴ぶ人多けれども歌の心かつて聞えがたししめちが原のさしも草といひたらばもぐさの縁をとりてもゆるとかかがる、とか火の縁ある詞をこそ云ふべけれわれ世の中にとつゞけたるはもぐさの縁少しもなし腰折れ歌なり何のために上の句にさしもぐさと云ひたるや實に觀音の歌ならば觀音は歌の大手にて悪ろき歌なり何ぞ貴ぶにたらん歌學者流しめちが原のさしもぐさに一切衆生の四字を當てて説を作りたれども一切衆生の四字をしめちが原のさしもぐさと訓むこと日本に萬葉集和名抄新撰字鏡などにも會てなき事なり此の歌の意の聞えがたきにこまりて後人の付



けたる字なり

天命 天は無心なるものなれば人間に吉凶禍福を施すべきの意なし吉凶禍福は自然に到來するなりその自然を指して名付けて天命と云ふ是れ儒家の天命なり天に天帝と云ふ者ありて吉凶禍福を司ると云ふは邪説なり天帝を説くは佛家の梵天帝釋の説に似たり

五節供 俗に五節句と書くは誤なり又五節句と云ふを其の賀日の事なりと思ふも誤りなり五節日の賀日は賀節と云ふなり其の日時節の食物を設け供へて賀事を行ふ其の食物を節供と云ふなり俗に畧して節(セチと云ふ)と云ふ是れなり

婚禮用凶禮 今世俗の説に婚禮には凶事の學びをする事なり死人は二たび歸らぬものなり女は婚入して二たび親の家へ歸るまじき事なる故凶事のまねをするなりと云ふ此の事近世云ひ出たるにも非らず後成恩寺殿の源語秘訣三つが一つの條にも嫁娶の三日の饗を夫婦の枕の上に供ふる事は死人の枕案を學ぶなり女は男に嫁して二たび親の家へ歸るまじきなれば死人のまねをする由見えたり彼の時代より誤り云ひ習はしたる事と聞ゆ婚禮は吉禮の大儀なり何ぞ凶禮を用ふべき女の去られて歸るは女の心悪ろく躬の行正しからぬが故なり何ぞ凶禮を用ふる事あらん考ふべき事なり或人予が高祖父貞衡に婚禮の式を問ひけるに婚禮の日女の輿をさかさまに昇き出させ候はんやと云ひければ答に若しよめご死去せられ候はゞさかさまに昇き出され候へといひける由記し置けり死人のまねする事上古の書になし○追考榮花物語十二御堂關白の女を小一條院にむこどりし給ふときのことを書きたる條にもちひははこのふたに入れ御ちやうの内にとりげなくいれておはしましつるほどのいみすまじうあはれに見えさせ給ふと云云是れは後成恩寺殿よりはるかに前の事なり中古以來誤りて云ひ出したるなり

したるなり

嚴重の餅 舊記に十月亥の子のもちの事を嚴重と記したるあり嚴重と云ふは則ち玄猪の轉語なり嚴重に拘り泥む事なかれ(明應文明の頃の記録にある詞なり)

またうご 俗にマタウドと云ふ全人(マタキヒト)の畧語なり身に惡事せず闕けたる事なき故全人(マタウド)と云ふなり烏帽子折の草紙にはほとけのやうなるはまたうごなりと云ふ是れなり

小狩衣 後鳥羽院宸記建保四年四月十八日の條に云はく聊着<sub>二</sub>小狩衣<sub>一</sub>於<sub>二</sub>東面壺西縁<sub>一</sub>上北面等參有<sub>二</sub>和歌沙汰<sub>一</sub>○橋嘉樹が云はく滋野井公鹿卿御勘物に云く小狩衣之事或抄に云はく半尻の事なりかりぎぬのうしろの一尺計りもみじかき物なり實時卿の記徳治二九十一新院御小狩衣同記永仁三三八十九關白殿令着<sub>二</sub>小狩衣大口<sub>一</sub>二月五日前大納言公衡小狩衣奴袴云云

サウと云ふ俗語あり サウなりなさサウかたサウ和らかサウなど、云ふ此のサウと云ふは様と云ふを轉じて延べて云ふなりありサウとはありさまなりあるべき様子なりかたさうはかたき様子なり(俗語に通達すれば雅語の助になるゆゑ所々に記すなり)

音博士 續日本紀に曰く光仁天皇寶龜九年十二月庚寅玄蕃頭從五位上袁晉卿賜<sub>二</sub>姓清村宿禰<sub>一</sub>晉卿唐人也天平七年隨<sub>二</sub>我朝使<sub>一</sub>歸朝時年十八九學<sub>二</sub>得文選爾雅音<sub>一</sub>爲<sub>二</sub>大學音博士<sub>一</sub>於<sub>二</sub>後大學頭安房守<sub>一</sub>○貞丈云はく吾が朝に唐音傳はりて其の音變せずして今に習ひ傳へたり漢土にては宋朝已來外國の胡人多く入り交りて古の音變じたる上に今の清朝も鞞鞞の音交りて古の唐音は變じたり此の事猶ほ別冊に記す又續日本紀前右大臣正二位勳二等吉備朝臣眞備者右衛門少尉下道朝臣國勝之子也靈龜二年二月十二日從<sub>二</sub>使入唐留學受業<sub>一</sub>研<sub>二</sub>覽經史<sub>一</sub>該涉<sub>二</sub>衆藝<sub>一</sub>



我朝學生播名唐國者唯大臣朝衡二人而已云云（大臣ハ吉備ナリ朝衡ハ安倍仲磨ナリ）此の外入唐留學の人あり皆唐朝にて讀書を學び唐音を傳へ來れるなり今世唐音と云ふは清朝の音にて古の唐音には非らず

朝餉 或人問ひていはく餉アサカレニとよみて天子の御飯なり内膳司調進之その朝餉を食御し給ふ所を朝餉の間と云ふとぞ朝餉とは早朝の御飯のみにて夕べの御飯夜の御飯は獻せざるゆる朝と云ふか如何答へて云はく禁秘抄に云はく朝餉御膳（朝夕夜共）と見えたり朝夕夜三度供し奉るなり朝の字朝夕の朝なれども又ミカドを指してアサとも云ふ事ありアサマツリゴトと云ふは朝政なり又アソンと云ふはアサオミの畧語にて朝臣なり此の二つのアサはミカドをアサと云ふなりされば朝餉のアサもミカドの事なり朝夕の朝を云ふには非らず朝廷の朝なり餉の字カレヒとよむゆる乾カラパンたる干飯の事なりと思ひ誤る事あり非なり餉玉簪に式亮切餉なりとあり和名抄に四聲字苑云餉以食遣人也註訓加禮比於久留俗云加禮比とあり加禮比オクルと云ふのカレは彼れ（かしこ又かれ）なり此處より彼處へ食（いひとよむ）餉なりカレヒオクルを畧して俗にカレヒと云ふなり朝餉は内膳司と云ふ官舎（役屋敷のことなり）にて朝味し御殿へ餉り獻るゆる餉と云ふなり

白紙 除秘抄に云はく清書の事黄紙白紙（白紙とは紙屋紙なり外記尋人方）○仁安二八一權中納言宗家卿之又被行小除目參議雅頼朝臣執筆依無宿紙以白紙書召名云云（宿紙は昔山城の紙屋川にてすき出したる漉返し紙なり黒き色なり今はなし白紙をぬすみ色に染めて用ひらる今うす墨の繪旨と云ふは此紙に書きたるなり）滋野井公澄卿云はく右白紙と云ふは紙屋紙の由さもあるべき歟さて紙屋紙は宿紙の事歟然れば一物二名歟而依無宿紙以白紙書之條相違如何爰平松前黃門公白紙と云ふは宿紙の事なり仍りてビヤクシとよむの由薩戒記所見云云以之思之まへの白紙はビヤクシ後の白紙は只シロキ紙歟猶可尋○真丈按するに除秘抄の文を明かに辨へざるに依りて白紙を紙屋紙（一名宿紙）の一名の如く除秘抄には黄紙に對して紙屋紙を白紙と云ひて假りに分別を立てたる詞なり然るゆる註を加へて白紙と云ふは紙屋紙の事なりとことわりたるなり黄紙に對せずして常に紙屋紙の一名を白紙と云ふとと思ふは誤りなり是れにて右の本文明らかなり疑ふ事勿れ是れのみならず書籍は義理を取り誤ればあらぬ事になるなり活見ならざれば文義滯滞するなり

返抄 今世俗に云ふ受取證文なり返抄は後日の證據になる物あるゆる轉用傍通して受取にあらざれども後證文になるべき書き物を返抄と云ふ事もあり

凌櫟（レウリヤウ） 古書にある詞なり人を打擲する事なり（此の二字出所あるべし追て可考）凌は字彙に把なり櫟は字彙に力灼切擊なりとあり凌凌等を作るは非なり又別に凌櫟と連ねたる字あり（是れレウリヤウとよむ）二字ともにキシルとよむ車の輪のきしるなり

探手半 佛像の長さを人の手の寸法にて一尺二寸五分にする事なり（大ゆび人さしゆびをのべて五寸とするなり）書言文字考に一探手半。探。探並に同じ廣雅一尺二寸也出僧祇律と見えたり一尺二寸と云ふ手の寸にて一尺二寸五分を約めて云ふなるべし探の字探と同じとあり字彙に探與揭同とあり揭はカ、グルとよむ音ケツなれども探と同音に用ふる歟手をもつて寸尺を掲る故一探手半と云ふなるべし佛像の外には此の名目なし

糸毛 糸絨の鎧を糸毛の鎧と云ふ絨毛と云ふ糸の綱を懸けたる車を糸毛の車と云ふ皆糸を毛にたとへて云ふ由の説あり夫れにても聞えたれども猶ほたらざるが如し按するに糸毛の毛は毛に非らず糸キセの約語なり糸を着せたるを云ふなりキセの切音ケとなるなりきせるとは覆ひ被らしむるなり衣をきせる意なり



**散字** 散人散位散事等の散字は莊子の書の人間世篇より出でたり其の趣は匠石（匠は大工なり石は其の人の名なり）齋の國に行きて曲轅と云ふ山に至る其處に樸社と云ふ神あり其の社地にて大木あり大さ百人兩手を開きて圍む程にて高さ八十仞（八尺を仞と云ふ）後に枝あり彫りて舟に作るべき程の木也是れを見る人多くして市の如し而るに匠伯（大工のかしらなり）其の木を顧みずして行き過ぎたり弟子厭までかの大木を見て走りて匠石（匠伯なり）に問ひて云はく吾れ斧を執りて夫子（師匠を云ふ）に隨ひてより以來如斯大なる材木を見たる事なし然るに先生敢て見ずして行き過ぎ給ふは何ぞやと匠石答へてかの木は散木なり舟に作りては沉まらん棺槨に作らば速に腐れん器に作らば速に毀れん門戸に作らば液出てねばらん樹に作らば蠹まん是れ不材の木なり用ふべき所なしといへり此の古事を以て用に立たざる人を散人と云ひ位ばかり有りて官なく司る役義なきを散位といひ散官散事なども云ふなり散は取り用ひずして散す意なり

**平文** 續日本後紀嘉祥二年十月辛巳朔癸卯嵯峨太皇太后遣使奉賀天皇册（四十なり印本作卅者誤なり）寶算也其獻物黑漆平文厨子十基（盛彩帛）机二前就中一前御挿頭（造沉香山以純金爲鶴令銜挿頭萃）一前居和琴二面云云〇年中行事秘抄（賢所雜事）幣料串八筋黑塗平文也〇愚昧記安元三年諒闇三月廿二日宗盛卿夏裝束也不更衣也從公事之時雖着諒闇服參本所之時如此隨身諒闇也抑乘息侍從清宗車如何是平文車也故殿保元度令用盛經給也是八葉車之重服人乘平文車不可然歟〇台記久安六年正月四日御元服平文大床子二脚〇江家次第の抄（四方拜）平文高机謂平文者以白喝彫唐花也（貞丈云はく喝は當作履）〇傍抄（移鞍）近衛次將乘用平文移（或摺貝入或入銀或押苜文）同首書に平文移鞍履無所見同鞭乘和鞍之時用蒔繪鞭用平文鞍之時猶用蒔繪鞭無難歟〇貞丈按するに鉸具（惣てかなぐを云ふ）金

銀にても白鐵にても文を高く彫り上げず窪めて彫るは平文なり蒔繪に平文と云ふは文を高く置き上げにせず平らに書きたるなり螺鈿も貝を高くせず漆地と同じ様に平らに摺りたるは平文なり玉を入れる、も同じ平とは高に對して云ふなり

**御挿頭の臺** 右に所引の續日本後紀に見えたり

トカクニ云ふ詞 トカク。トモカクモ。トカウ。トモアレカクモアレなど、云は。トは何なりカクは此なり俗に兎角の字を用ふるは詞に付けたるあて字にて正義にあらず（イヅレをドレとも云ふ）何をトと云ふは何處をドと云ひ何方を下ナタと云ふ類にて。トは何の字の一つの訓なり何をトと云ふはイヅレのイを畧しレを畧して中のツを用ひツとドは音相通なる故ツを下と轉じて云ふなり（すべて吾が國の言には中畧上畧下畧の語あり約語あり延語あり五、音相通の轉語あり是れをしらざれば通達しがたきなり）

**歌括** 漢土の書に歌括と云ふ事あり是れは事を記憶のために其の事を歌に作りて覚え安き様にしたるものなり歌の詞にて其の事を括りたるなり醫書に脈法藥法經絡などの歌括多し占筮其の外雜事にも歌括ありまた吾が國にも此の事あり應百首は定家卿なり西園寺公經公又最明寺時賴又近衛龍山公等の作あり同三百首は定家卿の作なり高館百首は源義經の作なりと云ふ眞偽は不知軍歌なり馬方百首は大坪慶秀の作なり犬追物百首は佐々木尼子長綱の作なり茶禮百首は利久の作なり射儀百首は細川玄旨の作なりと云ふ説あれども疑はし日置何某又吉田何某が作とも云ふ此の外諸道の書に歌括あり口拍子にて覚えさせんが爲なり

**土器大小之名** 御厨子所預高橋若狹守紀宗直説〇モリ〇大重〇小重〇アイ〇ヘイカウ〇ソクビ〇モリとは随分小にてチヨツと物を盛る故の名なり今大重を用ひてモリは不用〇三度と云ふは大重（今オクベと



云ふ盃ほどのものなり)に三盃なり五盃は五盃なり○小重はモリに少しオホキシ○アイは小重の少し大なる物なり○ヘイカウ又其の上なり○ソクビは大盃ほどある物なり又云○凡下ハタクビリにて寸法きはまらざる土器なり○様は寸法きはまりたるものを云ふ三寸なれば三寸四寸なれば四寸と定むるなり今ゴフンキラにて引きたるのみ云ふは誤りなり○御は御上りの器を云ふ○貞丈云はく右土器の解舊記に合はざる事あり其の説おぼつかなし○又云はくタクジリは手にてクジリ窪めたる龜相なる土器なり是れ本式ゆゑ神供を盛るなりハダヨシとてロクロ引にしたるは正式に非らず又タクジリにヒネリトメと云ふ所有り其の方を前にして酒呑を引出には忌むなり(是れ昔の事なり今是れをしらす)

**辛螺色** 狩衣。辛螺色諸家裝束抄に此の名目見えす園大曆に師卿(公秀)記を引きて康永四年八月廿日辛己御幸天龍寺此寺昨日在<sub>ニ</sub>供養(中略)御隨身奏久文(註云)狩衣不知<sub>ニ</sub>其色一面黃裏紅綾間辛螺色ノ狩衣ト云云隨身色由自構<sub>レ</sub>之由聞<sub>レ</sub>之然而其體不<sub>ニ</sub>甘心○貞丈云はく辛螺はニシと云ふ是なり赤ニシ貝殻内色赤黄色なり故に表黃裏紅を辛螺色と云ふなり即ち柑子色菅艸色の類なり

**神代紀稱<sub>レ</sub>妙** 日本紀神代卷註釋の諸書本文に奇怪の事あるを釋するに妙體妙用と云ふ是れ奇妙不思議を云ふなり佛家に神通自在と云ふに異ならず事物奇妙不思議もあるべし只人事作業は奇妙不思議はなき事なり和漢ともに大古の事は其の時の記録なし古老の語り傳へを遙の後代に及びて記したれば奇怪もあり

**幣帛字義** 古語拾遺に植<sub>レ</sub>穀而造<sub>ニ</sub>白和幣植<sub>レ</sub>麻而造<sub>ニ</sub>青和幣と見えたり穀はカチノ木なり此の木のアマ皮色白し其のアマ皮を裂きて串の頭に挿みたるを白ニギテと云ひ麻の幹のウハ皮は青し其のウハ皮をさきて串の頭に挿みたるを青ニギテと云ふ此の二品今世の目にて見れば何の用にもたらぬ物なれ共大古の人の風俗には人に對して禮義を行ふには右の二品を贈りて禮義を行ふの驗をあらはす爲に用ひたる物なり此の二品を禮義に贈る事を漢土の風俗に引きくらべて見れば漢土にて禮物を幣物と號して絹帛などを贈るに似たる事なる故ニギテを漢土の字を以てするには幣帛の二字をも借り用ひたるなりニギテと云ふ詞は上古より有り來りて漢字は後に似たる事を借りて付けたるなり神を祭るには大古の風俗を以て祭る事なる故今も神にニギテを奉るなり。ニギテと云ひ。ミテグラと云ひ。ヌサと云ひ。三名一物なりニギテといふはニギハシデにて此の物を持ちて手をニキヤカにする意なりミテグラと云ふはミハイミの畧語にてイミジキとほめたる詞なり嚴字なりテは手なりクラハめぐらすなり此の物を持ちて拜禮するに古の禮法に左右左と三度ふりめぐらす故の名なり此のものをヌサと云ふはノサの轉誤なりヌとノと音相通はりノサはノリクサの畧語なりノリとは法式を言ひクサは具なり(俗に道具と云ふに同じ)禮義の法式に用ふる具と云ふ意なり

**色ばみ** たどへば黄ばみと云ひ赤ばみと云ふ類バミは食むの義にて其の色を兼ね合むを云ふ合むは物を口にくむにて食(ハムとよむ)の意に通するなり漢語にては帶の字を用ふるなり帶<sub>レ</sub>黄と云ふは黄ばみなり其の外推して知るべし又ケシキバムと云ふも氣色をフクムを云ふなり

**次第脛巾** シダイハッキとよむなり源平盛衰記卷十九(佐々木取馬下向の條)に云はく世になき身なれば馬もなく次第脛巾に編笠を着腰の刀に太刀つきて京をば未明に出でたれども云云太平記にも行列の下部の事を云へるに次第脛巾見えたり下賤の者の脛巾とは思はるれども其の製詳らかならず次第は例の借字か如何

**皮革草** 小補韻會皮字註に曰はく徐曰皮理<sub>レ</sub>之曰<sub>レ</sub>革柔<sub>レ</sub>之曰<sub>レ</sub>韋(韋ハ弓ノニギリ弓ガケ等ニ用フルカハナリ)字彙革字註に曰はく徐曰皮去<sub>ニ</sub>其毛<sub>一</sub>染而莖<sub>レ</sub>之曰<sub>レ</sub>革禮記膚革充盈註に膚是革外之薄皮革是膚内厚皮也字彙



韋字註に曰柔皮熟曰韋生曰皮去毛曰革○貞丈云はく皮はカハの總名なり委く云へば皮革韋の三品あり皮は毛を去らざるを云ふ毛皮なり革は毛を去りて皮の膚の滑らかなるを云ふされば是れをナメシカハと云ひ韋はナメシ革の滑らとなる膚を削り去りたるを云ひ是れをオシカハと云ふ柔かにしたるカハなり(俗にもみかはと云ふ)俗には皮革の二字のみ用ひて韋を用ひざるは誤なり古書裝束抄などにも太刀の飾を記したるに韋の字を用ふべき所に皆革の字を用ひたるは誤りなりまた劔の裝束革藍ナメシ青ナメシ赤ナメシ猿ナメシなど、あるも非なり太刀の裝束に用ふるは韋(オシカハ)なり革(ナメシカハ)には非らず名の唱へ違は其の製作違ふゆゑ是れを記すなり甲冑の製を記すにも皮革韋の三字を分別すべし○膜(音バク亦マク)是れは皮の内に入りて肉を包むすかはなりアマカハと云ふなりロビルノカハ口中眼中のカハなども膜なり臟腑を別々に隔て、包むすかはも膜なり

縑カトリキマ 和名抄に云はく毛詩(註云)綃(所交切又音消和名加止利)縑也釋名云縑(音兼)其絲紬級數兼於綃也○助無智秘抄(一名年中行事裝束抄)に云はく白重夏若き人は縑の縑をば用ふる其の縑大和國貢也近代は絶えて見えず然れば只厚き唐縑を用ふるなり

騎射八術秘傳書 十七卷或は騎射八道と題したる本もあり十七卷の内○犬追物五卷是れは古書なり但し五卷のみにては全からず○笠掛五卷此の内第三の卷は偽作なり其の外は古し○牛追物一卷○狩倉一卷○八的一卷○狹物一卷○圓物一卷○(武乙甲)ブリ〜一卷○草鹿一卷○流鏑馬一卷右八卷皆偽作なり且つ狩倉と云ふ物古代無之新作なり又(武乙甲)の字古代不用之なり京都將軍の時用ひられし小笠原家の古書には笠掛流鏑馬犬追物を馬上の三つ物と云ふ騎射は此の三つものなり外に牛追物又騎射なり又的(大的なり)草鹿圓物を歩立の

三つ物と云ふ此三つ物は歩射なり此の外に狹物小的ブリ〜皆歩射なり八つの古は騎射なれども其の式絶えたり後代歩射に入つ的あり偽作なり三つ物と云ふは流鏑馬の別名なり又歩射三つのもあり右に云ふ如く古は騎射と云ふは馬上三つ物と牛追物と合せて四品なり其の外は歩射なりされば古代騎射八術と云ふ事も八道と云ふ事も會つて無之近年齋藤青人定易と云ふ者が出したる事なり此の齋藤を大坪流と稱して騎術の師なり彼の流の騎方の書雲霞集は大坪道禪が雲霞集といふ古書とは大に違ひたり定易が武馬必用取馬大元記等を著して板行偽書妄作とるに足らず故實に聞き人は信用せり痛ましきことなり○武馬必用あらば武射秘用もあるべしとて寒川儀太夫と云ふ者武射必用を著して板行せり是れも妄説交れり夫れ弓馬は武藝なり然るに武馬武射と號するは何事ぞや此の題號をもつて其の書を推量すべし弓馬は武に用ひずして何に用ふると思ふや近世弓馬の師匠家故實に聞く偽作妄説を造りて秘傳と號するもの多し

踵字訓 クビスとよむ俗にキビスと云ひ又カト又アクチ又アクト如此俗稱多し田舎にて所の方言にて平三郎ともいふ

弓強弱之稱 今世は六分の弓七分の弓一寸の弓など、云ふ古代は幾分の弓と云ふ稱なし古書には一人張二人張三人張などと云ふ多賀高忠の聞書に三人張と云ふは二人弓を押して一人弦をかくるを云ふ一張の弓に人多くはとりつかぬものなれば五人張など、云ふ事はなしと云へり○貞丈按するに此の高忠の説尤然り五人ばりの名古き軍談書に見えたれどもそれは文章の傍詞なるべし弓太く厚ければ弓しなひがたし大力の人引く事は引くべけれどもしなはざるものを無理にひかば必ず引きをるべし矢ワザの勢きびしきは弓の強きによらず射藝精熟したる手法に依るなり我が力に勝りたる強き弓にて射れば弓に兩腕を引き締められ足腰弱くなり腹を上へ引



き上げられて總身のしまりを弓に奪はれてはなす故矢勢必弱きものなりされば古代の強力の人なりとてさのみ強弓は引くまじきなり義家朝臣の弓はつよからざりしかども鎧三領かさねてあるを射貫きし事陸奥話記に見えたり可味なり射藝をしらざる人は弓に強ければ矢勢きびしと思ふは意味違ふなり

**山橋山菅** 古代の記録に賀物には必ず山タチバナ山スゲを用ふる事見えたり山橋はヤブカウジなり山菅は大葉の麥門冬なり(ジャウガヒゲヌリウノヒゲとも云ふ)小葉なるもあり大葉なるもあり山菅と云ふ山橋山菅も冬霜雪に逢ひても枯れぬもの故賀物に用ふるなり松竹を用ふるに同じ和名抄に麥門冬和名夜末須介とあり

**かせぎ** 二品ありかじけたる樹をカセギと云ふかじけ憔悴と替く又鹿をカセギと云ふ此の二品ともに古歌によめり(和名抄横首杖漢語抄に云はく賦加世都惠一云鹿杖云々かせつるはかせぎ杖の畧なり)

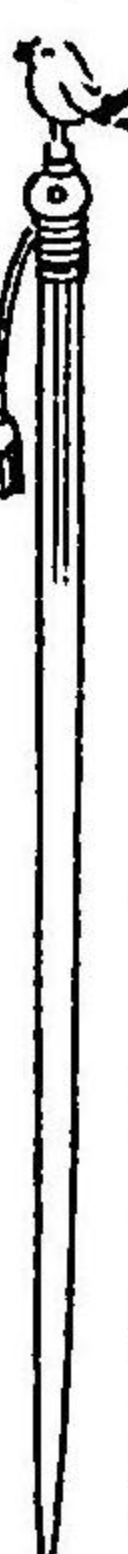
**聖賢之本地垂迹** 清淨法行經に曰はく我遣三聖化彼震旦下學集に禮義先開然後可進の八字あり月光菩薩彼れには稱顏回光淨菩薩彼れには稱仲尼迦葉菩薩彼れには稱老子此の經文一條兼良公の搦鴨曉筆に引けり下學集にも引けり古文後集の首書にもひけり我が國諸神本地垂迹を云ふのみに非らず漢土聖賢にも本地垂迹あり彼の經は偽經なるべし彼の經も又弘法傳教智證慈覺等の所作ならんか漢土の僧の作にはあるべからず又馬は馬頭觀音の化身なりと云ひ牛は迦葉佛の化身(榮花物語に見ゆ)なりと云ひ畜生までに本地垂迹をいへり日本の諸神も漢土の聖賢も牛馬も何も彼もみな佛の化身なりと云ひて佛より貴き物は外にはなしとこしらへて偽りをいへるなり佛法に妄語戒を説きながら佛説は皆妄語なり其の妄語を號して方便説と云ふなり妄語の罪に依りて地獄にて舌をぬくならば釋迦は第一番にぬかるべし僧徒の偽をもつて朝家を欺き奉り庶民を惑はし財寶

を貪るは妄語の異名を方便と號するを幸ひとして奸計を行ふものなり

**女子稱五文字** 女の詞に他の女子を敬ひて五文字と稱する事后宫名目抄に貞清美譜胎の五文字を備へたる事をいふと見えたり○貞丈按するに女子の詞に漢土の古語などを用ひて云ふ事はあるまじきなり按するに本朝文粹第一菅公の詩に開卷稱辨御(自註に)俗謂貴女爲御蓋取女御之儀也とあり是れに據れば五文字の五は借音にて實は御文字なり御は女の貴稱なり又后宫名目抄に信西法師の娘辨の局の上西門院の命婦方へ送れる歌に人について、の文字のあとさえて係さへもかきくもりぬるといふを證に引きたれども歌のはじめに人といへるは廣く男女をさして云ふ女のみにかざるまじいつ、の文字と云へるは仁義禮智信を云ふなるべし歌の初に人といはずしてたをやめのなど、云ひ出したらばいつ、の文字と云ふは貞清美譜胎の事とも聞ゆべし

**角筆** 皇太子親王等御讀書始に用ひ給ふ字突の事なり角筆の名江家次第に見えたり其の制はしれず滋野井大納言公麗卿の門弟橋嘉樹が所持せる角筆の圖左の如し先年吾が同僚蜂屋定章が予に見せたりしも又同じ制にてありし

角筆



此ノ細穂ハ何ノ爲ニ付ケルナ近世ノ物此ノ類多シ

是レハ管案ニアリ清案ニアルハ竹ナリ形違ヒタリ角筆ト云フ名ニ竹ハ如何

コレホドノ八角以下丸シ

同



總長サ六寸一分

是レハ侍讀尙後用之

是レニハ穴アレドモ緒ハ付ケズトモモ紐アルハ古風トモ思ハレズ



貞丈曰はく古代角筆の制右の如くなりしや若し後代再興の新制にては非らずや後代公家にて新制せられし物を見るに何にも彼にも糸總を付くる事なり角筆に緒并に總を付けたるは何の爲ぞや予疑あり古代の角筆はたゞ象牙などにて直に削り其の端筆の如く尖りたるのみにてはあらざりしや古物を見まほしきものなり（今世公家にて用ふるものどだにいへば諸人信之予は信すべきものは信じ疑しきものは信せず）（追記清家の字突は竹にて削る長短になり如く篋にて古雅なり）

款識（クワンシトヨム） 印の文字又鐘鼎等の銘の文字の彫り様に款文識文の二様あり款文とは文字を陰坎したるなり陰坎とは文字を低くほりくぼめたるなり是れを陰文とも云ふなり識文とは文字を陽記したるを云ふなり陽記とは文字を高くほりあげたるなり是れを陽文とも云ふなり○石帯に付くる玉石に有文玉無文玉の二様あり有文玉は畫文あるを云ひ其の畫文をほりくぼめたる玉を付けたるを陰文の帯と云ふ裝束抄に陰文を隱文と書きたるあり隱の字を用ひたるは誤なり陰の字を用ふべし

小袍 常の袍に非らず袖一幅にて端袖なき故小袍と云ふ天皇御元服の時能冠の人着なり（理髮の人は御髻を理むる役なれども規式ばかりなり能冠の人御髻をうるはしく奉仕するなり）宗雅卿記仁治二年正月五日今上陛下御加冕日也己剋渡御北廂（御束帶糸鞋如恒）次召内藏頭顯氏朝臣着當色（註云）薄紫袍面裏同色無緒袖帶同色也從普通袍一短先是内藏頭進之行事藏人取之懸寄馬障子臨期内藏頭取之於下侍着之也主殿司役之束帶上着之天結帶（石帶之上着之）カクの中に其のヌソを挿入（下畧）○台記に云はく久安六年正月能冠右中辨光頼朝臣着紫小袍參入南殿御後上理髮大臣脫御幘開唐匣蓋入之掩退歸○貞丈云はく御元服の時に限らず常にも御髻にまゐる人を御掛人と云ふは小袍を裝束の上に向ちかくる故なり（能冠御掛人當色

とは上より調へ下さる、服を云ふなり又位袍のことを當色と云ふこともあり）

日高見國 古より説區々にして決せず故に今忠按を記すなり天書第六に曰はく景行廿七年春二月辛丑朔壬子行巡察將軍武内宿禰殉海陸來奏曰日高見國者所謂天府也其地沃壤其賦上上今與倭接壤獨擅山東之利剋身割面被髮髻髮自稱蝦夷（此の文釋日本紀に引けり）此の文をもつて蝦夷の國の一名を日高見の國と云ふ事をしるべし公望私記（日本紀の私記なり）按常陸國風土記云信太郡云云古老曰御宇難波長柄豐前宮之天皇御世癸丑年小山上物部河内大山上物部會津等總領高向大夫等二分筑波茨城郡七百戶置信太郡此地本日高見國云云（此の文も釋日本紀に引けり）此の地に日高見國とは上古蝦夷來て吾が國境を侵し奪ひし事ありかの信太郡の地は本蝦夷が侵し得て押領したりし處なるべし故に本は日高見國なりと云へるなり又中臣祓の詞に四方之國中登大倭日高見之國平安國止定奉氏云云按するに國中登の登の字助語とするは誤りなり登は外なり四方之國中外中は大倭なり外は日高見國なりされば下文に大倭日高見國と委く云ひ顯したるなり倭の字と日の字との中間に及の字あるべきなれどもなきは上古の詞簡約なり上古は蝦夷吾が國を侵し掠むる事有りしに依りて四方之國々の中は大倭外は蝦夷の國に至るまで安國と平らげ定むると云ふ事を祓の詞に作れるなり上古より吾が境を侵すもの蝦夷より外にはなし又日本紀の景行天皇紀に日本武尊東夷を征伐し給ひし事を記して蝦夷既に平自日高見國還之とあるも蝦夷の國より還り給ひし事を云へるなり（以上貞丈新考なり）釋日本紀に公望竊按四方望高遠之地可謂日高見國歟指似不可言一處之稱謂耳とあり此の説甚だ拙き按なり此の外にも此の類の空説多し用ふる事なけれ蝦夷は吾が國より東方に當れる國にて早朝に日出で地上に昇り高く見ゆる方に在る國なる故蝦夷を指して日高見の國といへり



淺深秘抄

撰者後深心院關白道嗣公の記應安六年二月の條に云はく一日癸酉晴風頗吹自帥大納言許一借給抄物二卷一是伏見殿御本云云其名淺深秘抄云云是菩提院禪閣之說云云令書寫一可返遣一〇嘉樹云はく衣笠内大臣家良公の菩提院の說を記せり

菩提院禪閣基房公御說にて衣笠内大臣家良公御筆作町海抄には衣笠内府雜抄とあり右滋野井家御記松陰拾葉に御抄出あり橋嘉樹說あり

中臣の祓詞

祓とは禁中にて六月と十二月晦日との大祓の時に中臣氏の唱ふる詞なり延喜式の祝詞の部に載せてあり其の詞を所々改めて増減して常の祓にも唱ふるなり其の文の註解多く衆說異同得失あり近世理學の神道とて儒道を習合したる神道の說専ら教誡に説きなすは古義に非らず桂秋齋(多田兵部)が氣吹抄は古義の如くに見ゆれども引書疑はし彼れは妄作僞說を好む者故信じ難しまた云はく祓の詞の作者不詳諸說皆推量にて明徴なし知れぬまゝにして置くべし

次侍従非侍従中務省被接官

(被接とは中務省の下司にてなくして中務省に付きてまじはりつとむる他官にも被接あり)侍従定數八人あり是れ常にさだめ置かる、正侍従なり此の外に公事を行はる、日に臨時次侍従非侍従と云ふことあり此の侍従は臨時に其の日の公事に侍りて従ふと云ふ義なり此の臨時の侍従の人々の中に以前に正侍従を経歴したりし人々を次侍従と云ひいまだ正侍従を経歴せざる人々を非侍従と云ふなりされば次侍従のうちには關白も太政大臣も左右大臣大納言參議もあり是れみな以前正侍従を経歴し來れる人々なり非侍従は未だ正侍従を経歴せざる人の其の日の公事に侍り従ふを云ふなり次侍従も非侍従も其の日見參の人々の差別を喚び分くる詞なり見參とは其の日に現在に參上したる人々を云ふなり其の見參の人々官位姓名を外

記が一紙に記すに次侍従と非侍従とを分けて書くなり其の書き物名を見參と云ふこの見參の書き物を外記が文杖(書物をはさむつるなり)にさし挟みて上卿(公事の奉行なり)に捧ぐるなり常に八人に定れり正侍従は天子の御傍近く侍り従ふの義なり次侍従非侍従は臨時に公事に侍り従ふの義なり

又上古には正侍従八人次侍従九十三人補す侍従都合百一人なり江家次第(元日宴會)に見えたり此の次侍従と云ふは右に云ふ處の次侍従とは別なり他官の例にて云はく權の侍従と云ふべきものなり混すべからず

古久美

中臣祓に白人古久美とあり或說に白人を白癩とし古久美を黒癩とす是れ古久を黒の字に附會し黒癩とするより上の白人をも白癩とするの說も生じたるなり用ふる事勿れ又或說に和名抄に瘰癧說文云瘰(音息瘰肉和名阿萬之々一云古久美)寄肉也(肉の高く餘り出づるなり)とあり是れなりといへり是れ又用ひがたし凡そ物の名日と火月と抔雲と蜘蛛橋と箸の類同名異物あり瘰肉にしては文義穩ならず別考あり事長ければ摘みて略して云はん白人は白き人なり全身白くして白粉を塗る如くにて光澤なく毛髮赤く縮れ眼は白犬の如し俗に白兒と云ふ古久美は屈身なり背屈みて高く張り出でたる人なり俗に云ふセムシと云ふものなりカハミ。コグミ。コハミ皆音相通なり兩品ともに畸人なり

祓 祓は或は禊の字或は祓除の二字をも用ふる文字に拘はる事なし吾が國の祓は身の穢を拂ひ棄て清潔にする爲の事なり其の穢と云ふは惡事をなしたるを云ふなりされば祓の詞にかねてなしたる惡事の條目を云ひ揚げて身代りに贖物(今世に料と云ふに同じ)を出して祓詞を唱へて贖物を川へ流し捨れば穢は消え失せて清くなる法を立てたるものなり或は佛法に懺悔と云ひてかねてなしたる惡事を自言ひ顯はして是れにて罪を滅すと立てたるに似たる事なりと云ふ然れども佛法をまねて祓をするには非らず佛法いまだ渡らざる以前上古神代



より祓と云ふ事はありしなり「祓は佛法の懺悔を學び祓の詞は(中臣祓なり)佛者の説と云ふ説あるは安按なり」又云はく祓の詞に擧げたる罪の條目は假令是れらの罪ありともといふ意なり

平安城

此の名は古語にタヒラケクヤヌラケクと云ふに依りてなり和名抄淡路國津名郡の郷名乎アエカ阿恵加

職原抄

北畠親房卿作なり所々國史に違ひたる誤りあり職原抄と云ふ號親房卿自ら號するに非らず宋朝の職原と云ふ書あるに依りて後人の號づけたるなり古き號はなし古本に官位抄或は明職などと號を書きたるも後人の所爲なり扁首に百官とあれば是れを題とすべきか又官名の下に相當の位階を附け唐名を配當し准大臣の條并に親王公卿以下の事女官の事其の外みな後人の増補なり後附を桃花老人の御作とするも偽なり後人の所爲皆誤りあり右壺井義知が説なり

故實清潭

清の字或は西字となしたる本あり一名三光院内府記

裝束抄

西三條裝束抄に増補したる書なり題號なきゆる唯裝束抄と云ひ或は無名裝束抄とも云ふは外の裝束抄に紛れざらんが爲なり

桃花藥葉

或は一條家の抄と云ふ

三條裝束抄

三條家の抄此の兩名一物に非らず三條家の抄は一名伏見院宸翰裝束抄と云ひ或は無名裝束抄を三條裝束抄と云ふも非なり別にあり

弘安禮節

一冊なるは正本なり十二卷なるは偽書なり(白石が軍器考に引きたるは十二卷の偽書なり)

今川了俊大草子

此の書昔は數卷ありしと見ゆ今殘冊二三卷あり

百子帳

江家次第卷十四大嘗會御稗篇に云はく主上自百子帳後方入御又云はく開百子帳後又云はく主

上御百子帳前平鋪座○三個の重事抄御禊行幸の條に云はく主上は百子帳のうち大床子に着御し給ふ百子帳と云ふは檜榔をもつて頂をおほひて四方にかたびらを懸けて前後をひらきて出入する様にかざりたるそのなかに毯をしきて大床子をたてたりこの床子につかせ給ふ百子の名その説つまびらかならず一には百子は多きを云ふ此の帳をつくる支度の多き心を云ふなるべし○貞丈云はく我が朝の百子帳も本は唐の百子帳をまなびて作れるなるべし唐の百子帳の製りかた事文類聚續集卷十一に見えたり其の文義を考ふるに柳の木を撓めて曲げて帳の骨を作る是れを用ふる時には骨を張り開き是れを用ひざる時は骨を弛めた、みて置く様にしたる物にて今世の保呂蚊屋の骨の如くし其の骨を張り開きて上に青氈の帳をおほひ懸くるなり青氈はあをき羅紗なり(毛おりなり)總體を圓くして頭高く上尖りたる物と見ゆ又文選何平対が景福殿賦に百子後宮と云ふ語有り註に百子又殿名とあり百子殿と云ふ宮殿の名是れ後宮にて妃妾の居處なる故百の子孫を産むべき事を祝して百子殿と號するなり百子帳とは別の事なり百子帳と號する意は帳の骨の子數の多くあるゆる百子と云ひたるなり子とは骨をさして云なり此の事かの事文類聚にあり帳を作るに支度の多き故と云ふは非なり

鶉鳥の圖七支の畫

越の白山は四時雪あり其の山に鳥ありライの鳥と云ふ土人稀に見る事あれば瑞と云

ふ後鳥羽院御製「白山の松の木陰にかくろひてやすらにすめる鶉の鳥かな夫木抄に見えたり鶉の字を用ふるは非なり鶉は別の鳥なり此の鳥の圖を家内に掛ければ火災を除き又雷を避くると云ふ俗説あり珍鳥なる故予其の圖を寫し置きたりしが明和九年壬辰江戸大火の日かの圖ともに焼失せり我が生れ年の支より七つめの支たとへば子年の生れなれば午に當るに依りて馬を畫きて常に見れば福來ると云ふ俗説近年行はる予が従弟藤原忠孝子の年の生れにて馬を畫きて常に見るが福來らずして亂心して後に病死したりき如此類の事世に多し信する人



も多し益なき事なり

姫始 正親町院從一位前權大納言公通卿の雅筵醉狂集に姫始のこゝろを

四方の野へ廣袖と見ゆるはる霞ゆたかに立つや棹姫はじめ

自註に云はく姫始とは女の衣類を縫ひ始むるなり棹姫も霞の袖をぬひ初むるか云ふなり○貞丈云はく姫始の祝其の出所をしらす信じがたし姫はじめと云ふ事曆にその名出でたるのみにて何の事と云ふ事古記實録に見えず後代の人の書に説々區々にて皆出所なき推量なり

青瑣 前に眼象の事を記したり橘嘉樹子が説を聞きて車の腰御倚子其の外にも青瑣あり透しの縁少し高く丸みありて内の立て筋は青く塗りたるなり此の青瑣の事を眼象と云ひ給ふは誤りなりと云へり○貞丈云はく眼象と云ふはすべて器物の筋りに彫りたる穴の名なり車の腰にある穴も眼象なり其の眼象を豎に三角の刻み目を並べ刻み入れて縁青にて塗りたるは青瑣なり玉箒の瑣の字なり其の外へのりは眼象なり 韻會に瑣細也小也博雅に瑣連也又韻會に青瑣門名漢制給事黃門之職日暮入對青瑣門一拜名曰夕郎一屈原離騷欲少留此靈瑣一今日忽々其將暮註に瑣門鏤也文如連瑣楚王之省閣也二云靈神之所存在也瑣門有青瑣也前漢元后傳僭上赤墀青瑣註に以青畫戸邊鏤中天子制也如淳曰門楣格再重如人衣領一再重裏者青名曰青瑣天子門制也師古曰青瑣者刻爲連瑣文而以青塗之也又韻會に凡物刻鏤貫結交加爲連瑣文者皆曰瑣非特門鏤也(以上康熙字典)○貞丈云はく右所引の文再重如人衣領一再重裏者といひ貫結交加といひ連瑣文(瑣は連なりとあり)と云ふを合せ考ふるに刻鏤の文歟この方にてアヤスキともアジロともいふ文の事と見えたり夫れを青く塗るなり此方の青瑣は堅筋を刻むばかりなり

ムサト云ふ詞 俗に漫なる事をムサトと云ふ昔の詞には無左右といへり左をも右をも思ひ量る事などみだりなるを云ふなり今は無の字を音に唱へて無左右と云ふをムサトと云ふなり○又無左右と云ふを俗に誤りてムシヤウとも云ふ

神位 諸神に位を授け賜ふ事あるが中に八幡は應神天皇なり氣比は仲哀天皇なり高津は仁德天皇なり皆天子の御先祖なり人臣の如くに位階を授け給ふは非禮なるが如く思はるれども非禮にあらず神に位を授け給ふは其神の座位を上げ下げするの義にあらず其の神社に位田を寄附し給ふ爲なり位田とは位の高下に依りて田幾町を賜はると云ふ定あり其の位田の定は田令に見えたりたとへば神に正一位を賜はれば人臣正一位の位田八十町を賜はる如く神社に八十町の位田を寄附し給なり今世田舎に稻荷の社あるを京都に願ひて正一位にするなど云ふ事一向にわけもなき事なり正一位にしたる名のみにて正一位の位田は賜はる事なければ何の益もなき事なり勳位も同じ義なるべし猶可考績日本紀孝謙天皇紀天平勝寶二年二月戊子奉充一品八幡大神封八百戸(前四百二十戸今加三百八十戸)位田八十町(前五十町今加三十町)二品比賣神封六百戸位田六十町神に位を授けらるは封戸と位田とを付け奉らんが爲なり右の文證とすべし四位以下は封戸なかるべし考ふべし

有職者 後代官職其の外公家方の故實をしりたる人を有職者といひ又略して職者とも云ふ是れ地下にて云ふのみに非らず堂上衆も常に云ひ習はされし詞なり是れ後代の俗言なり耳箒の職の字用ふるは誤りなり本は言箒の識の字なり有識の有は有徳有司などの有に同じくタモツの義なり識は智識にてモノシルなり智識を身にもつ人を有識者と號して物知りの總名なり識者同じ有識も識者も漢土にても云ふ詞なり公家の故實を知りたるは公家の有識者なり武家の故實を知りたるは武家の有識者なり何の道にてもその故實をしりたるもの其の道々



の有識者あるなり續日本紀に延暦九年七月の紀の文に曰はく應神天皇命ニ上毛野氏遠祖荒田別一使ニ於百濟一搜ニ聘有識者云々以爲ニ皇太子師又三代實錄貞觀五年五月の紀に承和十二年の事を引きて曰はく當時有識式部少輔從五位下小野朝臣篁云云是れ言篇の識の字を用ひたり是れ儒學のモノシリをいへるなり後代識を職と取り違ひて官職の事を知るを有職と云ふぞと思ひ誤り俗習となれるなり又海人藻芥に僧中書札條に有職非職と云ふ事あり是れは僧の職事有るとなきとを云ふなり職はツカサドルなり物知りとは字別なり  
追考有職と云ふには有の字有無の有にして見れば無職非職に對する稱にて義通せず又取持の義にして見れば執職の義となる何れにして見ても有の字義通せずされば職の字耳編にては落ち着かざるなり壺井義知并に滋野井公麗卿の門人大塚嘉樹等も官職の事など知るを有職と云ひ耳編の職字を用ふべし言篇の識の字を用ふるは誤りなりと云へるは公家俗習に引かれたる説取るにたらず

**太平記作者** 玄惠法師の作と云ふは誤りなり作者不知之僞多しと云ふ今川了俊の難太平記に云く六波羅合戦の時大將名越討れしかば今の一方の大將足利殿先皇に降参せられけりと太平記に書きたり返すく無念の事なり此の記は宮方深重の者にて無案内にして抑して如此書きたるにや是れ又尾簡の至りなり最も切り出さるべきをやすべて此の太平記の事誤り多きにや昔等持院にて法勝寺の惠珍上人此の記をまづ三十餘卷持参し錦小路殿(貞丈云はく足利直義)の御目に懸けられしを玄惠法印に讀ませられしに多く空事も誤りも有りしかば仰に云はく是れはしばらく見及ぶ中にも以の外遠目多し追て書き入れ又切り出すべき事等あり其の程外聞あるべからざるのよし仰ありし後に中絶なり近代重ねて書き續けり(下畧。了俊は太平記時代の人なり)  
カブレルと云ふ字 カブレルは。か、はりふれるなり文字は感冒又觸胃の字を用ふべし風引を感冒と云ふは悪き風にカブレたるなり感の一字をも用ふべし感はセマルなり冒はラカスなり物の方より我れにセマリヲカシ來るなり

**物のカタと云ふ字** 字彙に范字註に曰はく法也通俗文規模曰范以土曰型以金曰鎔以木曰模以竹曰范廣韻に常也式也(型鎔模范とも同じやうきにして手本にする意なり)  
子タルと云ふ字 強乞又強請の字を用ふべし

**和琴始** 無名抄に云はく或人云はく和琴のおこも御弓を六張ならべて是れを神樂に用ひけるをわづらはしとて後の人ことにつくりうつせりと申しつたへたるを上總國の濟物の古きしるしふみの中に弓六張をかきて御神樂の料と書けりとぞいみじき事なり○貞丈云はく右の弓六張ならべしといふは矢をはめて物射たる弓にてはあるべからず音を發せん爲に緒を引きはらんとて竹など切りて弦かけたるなるべし(和琴の始弓六張並べてならしけると云ふ事源氏河海抄に註せり古諸國より弓を買したる事國史に見えたり桑の弓なり)それは形物射る弓に似たれば弓とは云ふなるべし今も木綿うつ弓いちこが持つあつさの弓など云ふ物もあり又古き濟物(年貢を濟したるを云ふ)文書に弓六張御神樂の料とあるはかの音を發する爲の弓に似たる物の事には非らざるべし按ずるに神樂に採物の歌と云ふあり神幣杖篠弓劍鉞抄などを手にとりて舞ふときの歌なり其の時とる弓は御神樂の料なりかの濟物の弓は此の事にて是れは物射る弓を云ふなるべし弓六張ならべて弾きしと云ふははるかに上古の事なり採物の歌は梁塵愚按抄にあり

**鞠并に鞠かりの字** 韻會に云はく鞠居六切説文蹈鞠也徐按蹋鞠以革爲面囊一實以毛髮一蹴蹋爲戲云云○貞丈云はく漢土の鞠は内に毛髮を入れてふくらましたる物なり此方の鞠は内に何も入れず空虚にして造



りたる物なり和漢萬物名は同じく形も用も相似て其の製の異なるものはいくらもあり一概に思ふべからず○鞠のか、りと云ふ字に懸の字を用ひ來れり漢字を當つべきならば鞠室の二字を用ふべし前漢書霍去病の傳に穿城蹋鞠註に服虔云穿、地作鞠字也

**咒咀驗** 或人問ひて云はく人を恨み惡む事有りて其の人を咒咀し神木などに釘を打つ事あり婦人の所爲なり神は非禮を受けずといふなれば驗あるまじき事なるに間々驗あるものを見聞せり其の理悟りがたし如何 答へて云はく人を恨み憤るもはじめは胸に包みてあり盛になれば包みあまれば口より溢れ出て人にもかたり獨言にも云ひ猶ほ盛になれば言語にて言り怒るのみにては足らず堪へ兼ねて形に顯はれ態に移して恨む人を一途に惱さんと欲する執念もつはらある故神木へ釘打つ如きの咒咀するなり甚だ邪氣深く盛なる故に其の強き邪氣にかぶれて人惱むなるべし惱まさる、人は彼れが我れをさぞ恨むべし憤るべしと思ふ心の虚あるが故に彼の邪氣にかぶれるなり漆の氣にかぶれ熱病人の氣にかぶれて病むが如し我が身に虚したる者なければかぶれる事なし狐の氣にかぶれてばかざる、も同じ理なり此のかぶれると云ふ事萬事にあり思慮すべし正しき人にかぶれては善人になる邪なる人にかぶれては惡人となるなりかぶれると云ふ文字の事は前に記し了りぬ

**御臺**(オダイとよむ) 古書に御臺とあるは飯の事なり今も田舎にては此の詞あり御臺臺盤なり臺盤は飯汁物(しるのことなり)アハセ(さいのことなり)まはりとも云ふ)等を載せる臺なり(今俗に膳と云ふ)御臺盤を畧して御臺と云ひて飯の事にするなり今俗に御膳と云ひて飯の事とするに同じ

マナ 魚をマナと云ふなりさればマナ板は魚板なりマナ箸は魚箸なり小兒の食物をオマナと云ふも必ず魚を用ふる故なり(まな真菜と書くは借字なり又魚味とも云ふ)又マナを上畧してナとも云ふサカナ酒魚なり酒呑む時に用ふるなり今も京都にては魚店の事をナ屋と云ふ

**久喜** 豆鼓の事なり豆鼓は糸引納豆とて汁にする納豆なり

**ツナ音通** 饅饅(ヒツラ)をヒチラと云ひ筆簾(ヒツリキ)をヒチリキ褐衣(カツエ)をカチエ按察(アツサツ)をアゼチ深切(シンセツ)をシンセチ掲焉(ケツエン)をケチエン桔梗(キツカウ)をキチカウと云ふ類皆古言なり日月(ジツゲツ)をニチクハチといふも同じ吳音なり(チとツと音相通なり)

**陪膳** 膳にはべるとよむ膳は食物なり人に食物を持ち出でて進むる役を陪膳と云ふ是れは定る稱なり是れに准じて食物にあらざる物を持ち出づる役をも古書に陪膳と云へる事あり猪熊關白記に承元二年三月一日今日有御燈田祓事辰剋許有<sub>二</sub>小湯事<sub>一</sub>即着<sub>二</sub>衣冠<sub>一</sub>出<sub>二</sub>京河原<sub>一</sub>(中畧)引<sub>二</sub>入車於<sub>一</sub>幄中<sub>二</sub>懸<sub>二</sub>轅於<sub>一</sub>榻<sub>一</sub>立也先供<sub>二</sub>手水<sub>一</sub>陪膳散位信廣朝臣開<sub>二</sub>車前方<sub>一</sub>開戶<sub>一</sub>置<sub>二</sub>手洗於<sub>一</sub>車前板<sub>一</sub>洗手也信廣朝臣立<sub>二</sub>轅外<sub>一</sub>供<sub>二</sub>之<sub>一</sub>と見えたり是れ手水をすすむる役人を陪膳と云ひたるなり此の外古記に其の例多し今一例を擧ぐるのみこれをもつて准じ知るべし膳の字に泥む事なかれ○又云はく古記にはみな陪膳の字を用ひたり配膳と書くは俗なり○亦云はく俗に陪膳を手長と云ふは誤りなり陪膳は膳を持ちて人の前に居るる役を云ふ手長とは臺所より膳をもち來りて陪膳人にわたす役人を云ふなり是れを役送と云ふ是れ本語なり

**膝突**(又軾) たとへば半疊の如くなる物なり公事を行はるる日大臣上卿などの假りに膝を突きて座する敷物なり古書にヒザツキに軾の字を用ひたり然れども誤りなり字彙に軾施職切釋車前橫木可<sub>レ</sub>憑者とあり此の字をヒザツキに用ふるは誤りなれども久しく用ひ來れり和名抄にも軾音式和名車乃度之岐美とありヒザツキの訓なり軾は車の具なり敷物にあらず



天下取 今川了俊大草紙に云はく凡殿上人諸大夫侍の位は定りたるなり武家天下を取り給ひて後御一族は四位殿上人之位と同じかるべし云云○貞丈云はく俗に將軍家天下をとると云ひて天下を奪ひ取りたる事と思ふなり快からの唱なり漢土にては天子を亡し王位を盗み取りて天下を奪ひとる風俗なり吾が國にては天子を亡し王位を盗み取る事をせず王命を承りて將軍の職には備り天下の政を執り行ひ給ふなり天下の政を執る事を天下を執るといひしなるべし

一事 宮衛令に云はく凡儀仗軍器十事以上義解曰謂十事以上弓一張箭五十隻名爲一事

平張 古書に多く見えたり和名抄屏障類帝周禮註に平張曰布(羊蓋切和名比良波利)○平張其の外障屏具下記。別にあり

中の戸 野水抄(滋野井公澄卿抄) 青鎖門無名門與殿上東戸之中也故以青瑣門一號中戸也

### 安齋隨筆卷之四 終

### 安齋隨筆卷之五

#### 系圖妄作

日夏繁高が兵家茶話に曰はく近世系圖知りと云ふ者有りて諸家の系圖を妄に偽作して其の祖を誤る人甚多し是れ淺羽氏に始る松下重長相繼ぎて諸家の系圖を偽作す又多々良玄信と云ふ盲人有り諸家の系圖を記臆して望に隨ひて妄作し侍る云々○大系圖遮中抄并に續武家閑談等の畧に曰はく近江國の土民澤田源内と云ふもの武士になり佐々木中務氏卿と名乗りて佐々木六角家の流なりと偽り稱して己が先祖なりと云ひて義賢義秀義郷と云ふ三名を偽作して其の名を實にすべき爲に大系圖を作り佐々木系圖同じく其の親族の系圖へもかの偽作の三名を書き加へ武功等を書き加へ板行し又江源武鑑其の外數品の書を作りかの三名の跡を偽作して板行せり後の人彼の書どもを見て其の偽りを知らずして著述したる書にかの偽作の三名の事跡を書き載せたる書ども甚多し板行したるあり皆惑はされたるなり

#### 弦袋

或人問ふ源義光兄の義家奥州後三年合戦の時奥州へ下らんとて左衛門尉の官を辭せんが爲に弦袋を殿上に解き置きて奥へ下りしと云ふ如何 答へて曰はく源平盛衰記高倉宮合戦の時長谷部の信連が弦袋の事を云ひし詞と太平記青砥左衛門藤綱が叙傳して木太刀に弦袋付けしとあると合せ考ふるに朝廷衛府の官人の弦袋は私物に非ず當色の公物と見えたり當色とは上より調へて下し給はる物をすべて當色と云ふなりされば義光官を辭して奥へ下るに弦袋は私物に非ず公物なる故に解き置き返上して奥へ下りたるなり弦袋即弓の弦袋なり(足利公方の頃より弦袋とも云ひて二名あり一物なり)

牙象 三申口傳懸盤の事を記したる所に如高坏面有四方縁其面押織物也裏并足沈(摺貝)足格別也四角



立ノ縁上下有ニ横縁四方牙象彫也足四角内合面下裏保會付居之也紫檀花杏地作之  
和名抄机字下唐式云行床牙脚云々今按行床者食床之屬也牙脚者今謂所牙像脚也○貞丈按するに牙象は齒牙の并びたる如く高く低く彫り刻むを云ふ



如斯なり

懸盤 右に見えたり今地下に猫足の膳の下に輪を廻したるを懸盤と云ふは非なり

辨官訓 和名抄に大辨(於保伊於保止毛比)中辨(奈加乃於保止毛比)少辨(須奈伊於保止毛比)とあり  
橋嘉樹問ひて曰はく辨官の訓オホトモヒと云ふ義如何貞丈答へて云はく古義不知無所見今按するにオホトモヒの畧オホトマヒなりマヒとモ音相通なる故マ轉じてモとなる歟オホは多にて職事の繁多なるを云ヒトは執るの義にてモヒはマヒの轉語なるべしウヤマヒ、ツキマヒ、フルマヒ、の如き助語なるべし辨官は太政官中の執事繁多なる故オホトリマヒを畧してオホトモヒと云ふならむ

主水司之訓 或説にモントツカサと云ふはモト、リノツカサの畧語なり本取の司なり此の官は水類を掌る五行の元は水なり五行の一元水を 故元を取ると云ふ義にてモト、リを畧してモント司と云ふと按するに是れ誤りなり我が國の詞を説くに陰陽五行などの理説をば用ふべからず和名抄に主水司毛比止里乃豆加佐とあり○貞丈按するにモヒはモタヒの畧語歟和名抄に惣(和名)毛太非とあり惣は壺の類にて水類に入る、物の惣を取る司と云ふ義か又は即ちモヒトリにてもあるべし和名抄に盤説文云蓋小盃也鳥管反字又作ノ梳辨色立成云末里俗云毛比とあり神代紀鏡(カナマリ)を以て玉の井の水を汲みし事あり梳も鏡も末里にて毛比同物なり蓋を持ちて水を汲む司と云ふにても有るべし爾義ともに叶ふべし○又或説に主水の水字は氷の字なるべしモトヒとりの司なるべしモトヒは舊年氷にて去年の氷室の氷を奉るを此の司に納むるの義なりと云ふ此の説も又誤りなり氷ばかり掌るに非ず水を掌るといへば氷も其の中にこもりてあり予が考爾義の内蓋取を用ふべし日本紀神代紀曰有ニ美人一排圍而出遂以ニ玉鏡一來當汲水云云一書にも豐玉姬持ニ玉鏡一來將汲水云云(マリをモヒと云ふこと上に記す)日本紀に鏡の字を用ひたるは非なり梳の字用ふべし和名抄蓋亦作ノ梳事右に記すことし玉簪に盤於印切小盃也亦作ノ梳とあり鏡は玉簪に於遠切秤鏡也又土音集韻謁容切音鶯鋤頭曲鏡與鏡同(康熙字典)

鎌滿云はく催馬樂諸物に影もよしみもひも寒しみま草もよしといへりいにしへは水の事をもひといへり依りて主水はもひとりなり此の事は本居宣長の古事記傳に委しくいへり

彫字 エルの訓橋嘉樹が彫の字エルの訓はエホルの畧語にて畫堀なりと○貞丈云はく嘉樹が説誤りなりエル事をホルと云ふは俗語なりエルはエムルなりエマシムルを畧してエムルなりエムルを畧してエルなり令咲の義なり咲は人の口をさし開きて咲ふなり彫は平なる所を刻みて咲はしむるなり刀及の樋をエミと云ひ鏡の鳩胸の低く窪き所をエミと云ふ人の咲ふ時唇の開、に喩へたり又和名抄に銚辨色立成に云銚(加布良惠利巨滝ノ反)曲刀鑿也と有りカブラエリは鑷を彫る具なり鑷は中を空に穿ち又目を穿つなり是れ彫ると云ひて穿つに通ずる事も有りエリヌクなり

薯蕷粥 古書に見えたり和名抄水漿部薯蕷粥崔禹錫食經云千歲藥汁狀如薄蜜甘美以薯蕷爲粉和汁作粥食之補五臟(薯蕷粥和名以毛加由)○薯蕷は山の芋なり(長芋ともいふ)千歲藥はアマチャと云ふ草なり(ツルアル草なり味あまし)



帙篋 源氏物語神の卷玉の軸らのへうしちすのかざりもよになきさまに云云河海抄に云はく玉のちくへうしひもちすのかざり玉軸表紙紐帙篋(大卷なり)帙篋とは巻物のたけなるすのおもてに錦をおしてへりをさしてくみの緒を付けたるなり經にかざらす書籍をも納むるものなり○貞丈云はく帙子と帙篋と異なり二つとも書に包む物なり漢土より來る書のうち紙を厚くのりして重ねて心にしたる物なり表も紙或は羅絹などを用ふるなり此方の帙篋は籬を心にして表を錦綾にて包むなり

一枚 一箇と云ひて同じ物の數一つの事なり小補韻會箇の字の註に云はく説文竹枝也徐曰人音一箇一枚依竹木而音之廣韻箇數也玉箝枚也箇也字彙枝曰條幹曰枚數二物幾箇一曰幾枚二〇貞丈云はく竹木を以て物の數とりに用ひて幾箇とも幾枚とも云ふ算木は即ち枚なり今世俗に薄く平たき物の數のみを一枚二枚と云ふは狹し古書には何物にても幾枚と云ひ一つと云ふ事を一枚と云ふ

高盛 或人問ふ祝儀の膳には椀に飯を高盛にする事如何又高盛の飯をば食ふべからずと云ふ如何 答へて云はく古代は食盤(今云ふ膳の事なり)皆白木にて食物は皆土器に盛るに是れ一度用ひて後は捨て用ひず清淨を貴ぶなり土器淺き物にて食物多く入らぬものにて飯も食もみな高盛にするなり(汁物をば窪坏と云ふ深き土器にもるなり)祝儀の式正には今も用ふる定なり今世塗椀は深くて飯多く納る故高盛にするには不及事なり又高盛の飯は不食物と云ふは非なり古は朝夕の飯高盛なるを食ひけるなり奥州後三年合戦の繪に義家朝臣陣營にて高盛の飯を食せらるゝ體あり

水引(二品) 包物を結ぶ水引は糊水を引きたる紙捻なり水引の紙捻と云ふべきを畧して水引と云ふなり三光院内府記に云はく水引結物事於禁中者多分被用紙捻候但懷紙短冊等は白紅と水引以一筋結之候女房總之水引同前候當時段々水引一向不用之候半白半紅と號して外様に用ふ〇佛前に金剛などを一字の形に懸くるを水引と云ふ建武元年八月廿七日東寺塔供養記に地鋪水引等依無之自他所被渡之(野水抄引之)と見えたり〇貞丈按するに佛前の水引は御厨子引の畧語なるべし俗に佛龕を厨子と云ふ厨子前に引くゆる御厨引と云ふなるべし或説に佛前の水引には帽額の二字を用ふべしと云ふ按するに非なり籬の帽額も獸形帽額も上に一文字に張りて其の餘り左右に垂れず水引と異なり

伊弉册尊 冊ナミとよむ然れども字書を按するにナミとよむべきの義なし再の字を誤りて冊に作りたるなるべし玉篇に再千代切兩也重也仍也と有り兩つある物は並ぶなり重も並ぶ義あり仍も並ぶの義あり並ぶは再なり伊弉再尊と書くべし

カスルと云ふ詞 俗に少し磨れたるをカスルと云ふカスカニスルの略語なり文字は微磨と書くべし微はカスカなり磨はスルなり磨與摩相同じ

ハカリと云ふ詞 たとへば一丈ばかり或は幾かばかりと云ふはハカラフなり文字は許の字を用ふ(計字斗字は用ひず)許はユルスとよむ幾らばかりとハカラフ、ユルス意なり又是ればかり彼ればかり我ればかりなど、限りて云ふ詞には而已又は耳の字を用ふべし

火打袋歌 先年布引拙齋が京へのぼり侍るいひければ火うち袋に俳諧歌をへておくり侍りける

鞘巻に火打袋をふらさげてふらりくと京へいかしめ  
向ひ火を付くるは大事此の袋よく口しめて錢を落すな

火打袋はさやまきの刀に付くる物なり向ひ火を付くるは日本武尊の故事なり青砥左衛門がなめり川にて火打袋



に入れし錢を落しける故事あり

餞

今世旅立つ人に物を贈るをハナムケと云ふ古書には馬のハナムケとあり旅立つ人に酒肴を進めて旅人の

乗る馬の口を取りて其の旅人の行くべき方へ馬の鼻を引向けてやる意にて馬の鼻向と云ふなりたゞ鼻向と云ふは今世の詞なり火打袋又ヌサ袋扇など贈りし事古歌にも多くみえたり餞はもと旅立つ人に酒肴を進むる事なり

竹笠

會我物語に見えたり竹のあじろ笠なるべし

檜笠

ひの木のあじろ笠なるべし(あじろ笠古書にあり竹も檜もあるべし)

網代

アジロ和名抄蓬條の二字アジロと訓むアジロはアミシロの略語にて網代なり宇治川にて氷魚と云ふ小さき魚を取るにアジロを張りて取るなりアミの代に用ふる義にてアミシロを畧してアジロと云ふなりアヤスキに組みて作るなり

綾杉

アジロの組目に同じ昔は杉のうす板をアジロの如くくみて垣にするなり(古書に見えたり今もひなかにはあり又アヤヒは組みてアヤをなすなり組目のアヤならんと云ふ)

檜垣

檜のうす板を以てアジロの如く組みて垣にするなり

事の字

事の字なり中の堅の書を下まで引きて東如斯作るべし事と同じ

兵庫鐐の制

太刀の足に付くる鐐なり其の製銀の輪細長く( )なるを二つに折りて( )如斯して下の二つのわなの所へ( )を入れて又二つに折りて下の二つのわなへ又( )を入れて二つに折る如斯して幾つも同じく長く續くるなり總べて鐐四角なる組緒の如くなるなり右は其の鐐を自から作りたる人の談なり

童體叙位任官

桃花葉に云はく童殿上名海藏三姓名一叙位任官者元服以後事也近代童體の時叙位任官無謂事也○貞丈云はく古代は百官職掌ある故幼童は無官なれば位に叙すべきの義なし後代諸官は名のみにて職掌なき故幼童にても官名を受け位を受くる事は成り易きに依りて童體に叙位任官あり是れ無謂事なり

ヨリと云ふ文字四品

たとへば東カラと云ふを東よりと云ふ内カラと云ふを内よりと云ふ類のヨリは自の字又従の字なり自東從東と書くべし是よりも彼が勝るなどのヨリは於の字なり於は彼が勝ると書くべし名をとるよりは徳を取れなどのヨリは與の字なり與取名取徳と書くべし是れによりて何によりてなど、云ふは依の字又因の字なり依之因之茲と書くべし

サシモ并にサモと云ふ詞

サシモシラジナ又サシモの勇者又サシモ、イシカリシなどの類シの字は休字とてサモと云ふ詞なりサモは然の字なり然はシカなりシカを約むればサとなるなり(シカノ反し音サなり)シカは俗に云ふ左様と同じ

サレバ并にサルと云ふ詞

サレバ、シカレバなりサルホドニなどのサルも同じサウアレバと俗に云ふはサレバなりサル俗に云ふサウアルと云ふに同じ皆然の字なり同上サコンと云ふもサウと云ふも皆同じ然の字なり俗には嘸の字を用ふるなり

緋染

或は茜にて染むと云ひ或は蘇芳にて染むると云ひ或は紅花にて染むと云ふ延喜縫殿式に云はく深緋淺緋の染式あり深緋は濃き緋にて黒くなるを云ふ淺緋は今常に緋と云ふ色なり茜を以て染むる其の分量式に見えたれども然れどもいかなる故にや緋にならず故に今は蘇芳にて染むるなり是れも眞の緋に非ず紅花に染むるは眞の緋となる緋縮緬程々緋など眞の緋なり緋は色の名なり染草は何にてもあれそれに拘はらず眞の緋に染むる



を耕と云ふべし鏡の威毛も是れにて知るべし

**嘲吾國人用官位唐名** 今一例を擧げて嘲りて云はく滋野井殿の家の秘書管見野水抄をひそかに見し事有りしにその書に諫議大夫親衛中郎將藤原公澄漫識と見えける○貞丈云はくかの君はさしもいゆうそくの人にておはしけるよし聞き傳へしにいかなればふた心もちてわがみかどのふうをすて、もろこしのみかごにつかへて諫議大夫親衛中郎將のつかさをうけ給ひけんいとあさましきこと寶永の頃世におはせし人のもろこしの千とせの昔のみかごにつかへ給ひけんいふかし又はもろこしの人なりしが此の國にわたり來り給ひしにやさるにても千とせふりにしもろこしの人我國の寶永の頃世におはしけんもあやし佛にこそ衆生濟度のためにさる事あれと聞きしに人の身にはそのためしもなきにやいとあやしき事にこそいゆうそく人の書き給ひし事なればそら事にはあらじかし(右は官の唐名の事を云ふ位の唐名推してしるべし)

**淺マシ**云ふ詞并に淺ハカ云ふ詞 淺マシも淺ハカも智の淺きを云ふなり淺マシのマシは助語なりイタマシ、ウラヤマシ等のマシに同じアサムヘシを略して云ふなりムへを約むればメとなる(ムへの反し音メとなる)メとマ音相通なる故にメ轉じてマとなりたるなり又淺ハカと云ふ詞は淺キハカラヒの略語なり如斯語意を辨へざれば古語に達せず

**惡故實** 或恐人云はく故實は今世の用に立つ事なし委しく知りたればとて今世の事改むべきに非ず無益の事なり今世の事こそ專要なれと云ふ○貞丈云はく右の人の意を以ていは、今日我身だに安樂ならば父母の事は苦勞にせずともよし先祖を尋ぬるに不及我昔の家筋は知らずともよし今の用に立つ事なしと思ふならん今世江戸に學問廢れて諂諛貪欲の人充滿する故右の如くなる詞を吐く者もあり

**堂前通矢**

寛明日記に云はく正保三年丙戌四月十四日阿部豐後守家茶海野仁左衛門と云ふ者淺草三十三間堂にて根矢千射を仕る通矢貳百五十三本根の長さ九分込の長さ二寸五分矢の重さ八匁より十二匁まで○貞丈云はく此の海野が矢數千と定めて鐵鏃の重き矢を以て射たるは戦場の射落弓方の試と云ふべし近頃の者麻莖の如き篋に木鏃をすげて射るとは同じからず近頃の通矢は戦場の用意には非ず弓矢ともに姦巧を加へて制し先人よりは矢數を射増し諸人見物に備へ貳百石の田地を取らんが爲の欲心よりする射なり今は射藝と云へば必通矢を目當にして教ふ武用にたらぬ藝なり

**狂歌**

正親町從一位前權大納言藤原公通卿は(享保の人なり)狂歌を好くよみ給ひけり自ら其の狂歌を集め自註を加へて雅筵醉狂集と名付けられしを今天明三年正月刊行せり或人語りて曰はく公通卿狂歌を好みよみ給ひければ靈光院御製を下し給ひけり

公家ならばよむ言の葉のおほきまち狂歌をよむはいちいらぬもの

**御返し公通卿**

いちいらぬ物と思へど狂歌さへえよまぬ公家の世におほきまち

貞丈云はく古書に公家とあるは天子の御事を云ふ右の歌の公家は朝廷をさしていへり稱呼大に違ひたり又いちいらぬものと云ふに一位をいひかけたり然れども入らぬと云ふはいの假字なり一位の位はるの假字なり右の歌かなづかひ違ひたり狂歌なればとて假字遣ひの違ひたる歌は其の義通せずはめがたき歌なり

**ヒツタクルと云ふ詞**

俗に物を奪ひ取る事をヒツタクルと云ふは挽手繰なり歌にあまのタグナハとよめるは海人が魚取る網の繩を挽き手繰るを云ふなり其の如く人の持ちたる物を挽きたぐりて奪ひ取るなり



尻付 源平盛  
云元暦元年  
三月廿八日  
佐頼朝正四位  
下二叙ス尻付  
仲一賞トメテ  
五位下ナレバ  
已ニ五階ノ賞  
ニ預ル勳ノ功  
ニ依テナリ云  
爲参考記之

尻付 尻所名目抄に云はく尻所の除目執筆秘抄に曰はく尻所と云ふは有本官之人任他官たるが不兼本官大間の執筆闕に取るを尻所を取ると謂ふなり尻付事なり（速水氏名目抄註に見えたり）橘嘉樹が問ひしに依りて答へしなり

公家 史記列傳に曰はく犯法害民虛公家此の公家は朝家なり我が國にても又同じ

占家 史記列傳曰孝武帝時聚會占家問之某曰可取婦五行家曰可堪與家曰不可建除家曰吉叢辰曰大凶曆家曰小凶天文家曰小吉太一家曰大吉辨訟不決以狀問制曰避諸死忌以五行爲主人取於五行者也○貞丈曰占法其本人作也故說其吉凶不同也不足信用周易も亦聖人の作なり聖人も又人なり

神樂 上古にはカグラと云はずワザヲキと云ふ日本紀（神代）に天の岩戸の前にて神の俳優（ワサヲキ）し給ひし事見えたり後にカグラと云ふ名あり是れカミラクと云ふ事なりカミをカンと轉すべし依りてカンラと云ふ又轉じてカグラと云ふラはラクの下畧なり樂（ラク）の音なり太平樂萬歲樂の樂に同じ

勅字 小補韻會云增韻天子制書曰敕或作勅勅玉篇云敕正力切識也今作勅勅又勅力代切勞也○貞丈按するに敕勅同字也同音也（音チヨク）勅は別字也別音也（音ライ）漢土にても勅を勅に混せり誤りなり又云く敕字ミコトノリと訓むミコトノリハ御言宜なり（ノリはノブルの中畧なり。ルリ音相通）然れば勅と云ふは天子の御意に侍りたる事勅問勅答勅許勅書勅使等には勅と稱すべし御言に侍らざる事に勅を稱する事なし田舎人は天子の御事を云ふに猥りに勅を稱するは誤なり

存の字 後代の俗語に思ふと云ふ事を存すると云ひ或は存知と云ふ玉篇に存の字註に有なり在なりとあり有は無の反なり在は亡の反なり俗語の意は其の事心の中に有りといふ義又其の事心の中に亡すして在りと云ふ義にて存と云ふなり心に存するなり

散花 古書に佛事を行ふ事を記したるに散花と云ふ事あり是れは其の佛事の徳の天に感通して天花の降來る體を摸して花を作りて散すなり其の花を見し事有り形人（如斯蓮花の葩の如くして平なり大サも蓮の繪ほど有りて兩面は金紙なりそれは貝掩の貝の内のごとく彩色繪あり源氏繪の類なり（繪兩面にあり）

屠蘇酒方 加藤佐渡守の庖丁常に少し醫藥を好みしが古方の屠蘇を製して天明三年癸卯正月二日其の屠蘇酒を温めて同役と共に飲みしが暫時に舌縮みて腹痛苦痛悶絶して兩人ともに死せり彼の屠蘇を同家中所々へ送りたりしに少し飲みたる者は死に至らざれども大に惱病めり彼の屠蘇方書を見しに鳥頭あり鳥頭の毒に中りしにやと同家中の者談りき本草綱目の屠蘇の方に鳥頭入りたり此の方にて有りしや怖るべき事なれば記之

千度祓 東鑑（二十三）元暦二年六月十八日辛亥泰貞朝臣今日三ヶ日於江ノ嶋可勸修千度御祓之旨被仰付ニ云云（此の文板本に脱ちたり嶋津本にあり又同本三十四卷にもあり）

俣野訓 武士氏俣野（マタノとよむ）小俣（ヲマタとよむ）又雁俣（鵜の名なりマタとよむ）此の俣の字字書になし按するに俣の字の誤なるべし俣の字マツとよむツとタ相通の音にてマタルももマタスルもも云ふ是れマツをマタとも云ふ事を知るべし訓を借りて股に用ふるなり

延年 古書に延年と云ふ事あり歌舞の事なり歌ひ舞ひて人の心をたのしませて年齡を長久に延ぶると云ふ意なり「庭訓往來に花鳥風月者好士之所學詩歌管弦者遐齡延年之方也」選字を嘉と書きたるは非なり遐の字トホシとよむ齡を遠く長くするなり）方は術と云ふに同じ元は右の如くの義なれども後には延曆寺園城寺東福寺興福寺等の僧徒俳優をするに延年と號する藝出來たりと見ゆ



辨慶 或人云はく辨慶法師の名實録に見えずと是れ管見の説なり東鑑卷五文治元年己巳十一月三日同十八日の條に見えたり靜の名も六日の條にあり

物念(ブツノウ) 古書に物念の字を用ひたり庭訓往來にも此問者依連々物念互忘密々雜談とあり物念は物さわがしきなり念は俗字なり本書は恩なり物騒と書きてモノサワガシとよむを騒を念の音に借りて物念と書くなり念にサワガシキの訓はなし吾國の俗點畫多きむづかしき文字をば同音の文字の點畫少なきを借りて其の代りに用ふる事多し

生髮 髮社の事なり東鑑卅四仁治二年辛丑六月の條に十七日癸酉若君御前御生髮也武州著布衣令參仕給毛利藏人泰光左衛門大夫定範以下父母兼備諸大夫侍候所役師員朝臣基綱等奉行之毎事不被召付雜掌爲將軍家御沙汰殊及結構之義云々右之文板本に無之落したるなり嶋津本に見えたり○貞丈按するに若君とは頼經の若君頼嗣なり于時三歳なり(髮置の事船體訓に記したり参考すべし)

雜掌 古記に客人麩應には祝儀を行ふ事を記したる所に雜掌とあるは家臣に申付けて其の家臣酒肴飯食を總べて膳部を調へ設くる事を云ふ昔の詞なり今世御馳走人と云ふに同じ公家衆の召仕はる、家僕の事を雜掌と云ふとは別の事なり心得違ふべき事故記之

宮原 古き物語の草子歌書などに宮はらと云ふ事あり殿はら奴はらなど云ふ類なり宮はらは宮方と云ふに同じ宮は后宮中宮又は親王家等を云ふなりはらは一所を定めてさしたる詞なり輩の字をばらと訓むべし

蘆手書 今物語の吉水前大傳正ときこえしは今は慈鎮和尚と申すにや天王寺の別當になりて拜堂ありけるに上童多くぐせられける中に誰がしとやいひけるちごを天王寺に有りける女堪へ難う思懸けて紅梅のだんしに心も及ばず蘆手を書きて此の兒の許へおくらせたりけるぬしもよそながらもつやく見知りたる人もなくてむげにはちがましく有りぬべかりけるに此の兒打案する景色なりければ何とすべきにかと人々まばゆく思ひたりけるに頼て其のあし手のうへに

鬘束ななにはにかけることのはぞ都にすめばしらぬあしでをど書きてやりたるをどとりあへずいとをかしからずや

紙子 布子刺子はれらの子の字は訓をかりて用ふるなり實は子の字に非ず衣の字なりコロモを下畧してコロモ云ふなり源平盛衰記今物語等に紙子をかみきぬと書きたりきぬは衣の字なり

童名某王 古き物語草子又諸家の古録に童名に某王とぞある春王安王鬼王駒王龜王などいふ類なり假りにも王の字は付くまじき事なるに下として憚らず王の字を付けたる上よりも咎むる事なかりしは上の威衰へて禮法の亂れたる推してしるべし

ハシタナキ云詞 ハシタナルと云ふ事なりナキとは無の義に非ず唯助語なり大きなるをオホケナキと云ひ冥加なるを冥加ナキと云ふ同例なり物の闕のある事をハシタナキと云ふ全からざるなり半の心なり

樋殿 今物語にある説經師の請用してことにめでたくうとく説經せんとしけるにはこのしたかりければ事いそがしくなりて萬づいそぎて布施もとりとらずかへりて物ぬぎちらしてひごのへ行きたりけるにへばかりひりて又物もなかりけり云云○貞丈云はくはこのしたかりけるとは尿をひりたくなりしなりはこはしのはこと云ひて尿をひり入る、はこなり今世まるともおかはとも云ふ物なり樋殿(ヒドノとよむ)と云ふは古は雪隠と云ふ所なし家の内に尿ひり所を一間作りて置くを樋殿と云ひて其の樋殿にしの管を置きて尿ひるなりさて一度一



度にその宮を掃除して洗ひて置くなり是れは下女の役なり其の下女の役名を御廁人（ミカハヤウドとよむ）と云ひ又樋洗（ヒスマシとよむ）畧してヒスとも云ふ）又小便は虎子（オホツホとも云ふ）に下すなり是れも樋殿におくなり主人の女房他行する時は下女虎子を持ちて供するをおほつば持ちと云ふなり男はしと筒持ちと云ふ此の役は公人朝夕人など勤むるなりしと云ふは小便の事なりしと筒と虎子一つ物にあらざれども同類なり○又云はく樋殿樋洗の樋は本字に非ず借訓なり本字は樋也和名抄に樋殿説文云樋（音樋和名比）殿也國語註云殿（音投）行清廁也○和名抄云糞害周禮註云糞器（糞音思列反）謂清器虎子之屬（今按俗語虎子於保都保清器師乃波古）○シノハコをマルと云ふは日本紀に屎マルとあるに據りてなるべしと物部茂卿が説なり然りマルとは放る（ヒルとよむ）事なり又オカハと云ふは御廁（オンカハヤ）の畧なり○廁園園三字ともにカハヤと訓む和名抄に云はく唐韻云園（胡困反）作溷廁也釋名云廁（音四和名加波夜）或謂之園（清反）言至穢處宜常修治使潔清也按するにカハヤの訓は穢の物の入りたる宮を退け去りて別に穢物の入らざる宮を取りかへ置きて穢物の入りたる宮は洗ひ清むるなり度々に取りかふる故カハリ屋と云ふを略してカハヤと云ふならむ釋名に使潔清と云ふに叶へり清潔ならしむる所なる故に廁を清淨所とも云ふなり物部茂卿が説に高野山にて廁を作るに穢物を川へ流し去る様に作るゆる川屋と云ふなるべしと云へり然れどもそれは高野山に限りて外へ通せず○或人云はく古き繪巻物に病人の尿ひるに木履をはきてしの宮を跨ぎし形を畫きしと云ふげにもしのばこを跨ぐには踏臺あるべし愚追て按するに逍遙院殿の調度歌合に大つばに番ひて御火の臺あり是れはシノハコをまたく踏臺なり木履は其の代りなり

位袍 位袍とは一位より初位まで各定まりたる袍の色あり其の位の袍を位袍と云ふなり衣服令の所見一位は

深紫三位以上（二位迄を云ふ）淺紫四位は深緋五位は淺緋六位は深緑七位は淺緑八位は深縹初位は淺縹是れなり深紫と云ふは紫の色甚深くして黒くなりたるを云ふたとへば茄子のいろの如しナスヒの色は紫なり深くて黒く見ゆるなり淺紫は常の紫なり今世京紫と云ふ色なり江戸紫に非ず江戸紫は葡萄染と云ふ色なり深緋と云ふは緋の色甚深くして黒くなりたるを云ふ例へば桑の椹の初は赤きが後黒くなりたるが如し淺緋は常の緋色なり俗にひと云ふ赤き色なり深緑と云ふは萌黄色の深きにて俗に海松色とも木賊色とも云ふ色なり淺緑といふは常の萌黄なり深縹と云ふは縹色の深きにて俗に云ふコイ花色なり淺縹と云ふは常の縹色にて俗に云ふ中花色なり右何れも淺と云ふを薄き色と心得るは非なり深に對して淺と云ふなれば皆中位の色にて濃からず薄からの色を淺と云ひたるなり又無位は黄袍と衣服令に見えたりキイロの袍を無位の人著るなり又家人奴婢は橡黒衣と衣服令に見えたり諸家の内の者奴婢などは橡にて染めたる黒き衣服を着るなり橡は櫟樹（イチヒ共クヌキ共云ふ）の實なり（ツルバミと云ふ俗にドウグリと云ふ）是にて黒染をするなり日本紀持統天皇七年春正月辛酉朔壬辰是日詔令天下百姓一服黄色衣奴皂衣と見えたり皂は黒色なり橡黒衣の皂衣と云ふ

一位四位黒袍 今世四位以上黒袍を着す是れ本は黒袍にあらず一位は深紫四位は深緋なり紫も緋も深く染むれば黒くなるなり一條院正曆の頃より延喜縫殿式の染式廢れて深紫深緋をも本式に染めずして鐵醬に五倍子を交せて似せ色を染初めしより深紫も深緋も差別なく一位の袍も四位の袍も其の色同じく黒染に成りしなり是れよりして又何の時よりか四位だにも一位の袍を着るが如くなればおとらじまけじと二位も三位もともに黒袍を服する事になれるなり黒袍と云ふ名目はなき事なり本深紫深緋の似せ物なり續世繼はらくの御子の巻に或人申されけるはつるはみの衣は王の四位の色にてたの四位と王五位とはくろあけをき唯の五位あけの衣に



てうるはしく有るべきを今の人心をよすけて四位は王の衣になり五位は四位の衣をきるなるべし檢非違使上官などは猶あけをあらためざるべしとぞはべりける○白川院の時なり

**雲鶴綾** 醍醐天皇延喜の頃藤原在衛五位の式部少輔にて藏人に補して殿上をゆるさる、時橘正通と云ふ人慶賀して贈れる詩に銀魚腰底辭三春水綾鶴衣間舞三曉風と作れり和漢朗詠集に見えたり又大和物語に云はく染殿の内侍へよしありのおとより御ぞどもをおんあづけさせ給ひけるにあやどもを多くつかはしたりければくもごりのあやをや染むべきと聞えたりしをともかくもの給はせねばえなんつかうまつらぬさだめうけ給はらんと申たてまつりければおと、御かへり事に

雲鳥の綾の色ともおもほえず人を逢見て年のへぬれば  
按ずるに染殿内侍は西三條右大臣良相公の女滋春(業平の子)の母なり能在は寛平九年薨す然れば雲鳥は古き袍の文なり後代には大閤は此の文を用ひらる装束抄に見えたり

夫木抄 家集修理太夫顯季卿

うらもなく今はひとへにわきも子が逢見初めけん雲ごりのあや

雲鶴の綾は太閤親王等着せらる、由装束抄にみえたれども上代にはたれも着たるなるべし正通が詩にて考ふべし雲鶴の圖は後照念院殿装束抄にあり

**袍襖** 玉簪に襖の字の註に袍襖とあり袍も襖も表衣なり衣服令の所見文官の表衣を袍と云ひ武官の表衣を襖と云ふ袍は縫腋とて兩腋を縫連ぬるなり襖は關腋とて兩腋を縫連ぬす此の襖を後代には關腋の袍とのみ稱して襖と云ふ事をしらすして装束抄どもに襖を多く事異説區々にして誤れり

**狩襖** 狩衣の事なり名目抄狩襖の下に又號狩衣とあり是れ正説なり狩衣の形武官の表衣襖に似たれば鷹狩のときに着る襖と云ふ事にて狩襖と云ふなり即狩衣の事にて別物には非ず後代襖を明に辨じたる人なき故狩襖も詳にせず是れ狩衣の事なりと知らずして装束抄源氏物語の抄物などに誤りたる説あり

**素襖** 是れは武官の襖にも狩衣にも拘りたる事には非ず玉簪襖の字の註に袍襖と云へる意にて素襖の襖はたゞ表衣の義なり賤人の表衣を麻布にて製し文飾もなき故素の字を付けて云ふ也襖又狩襖等に拘りたる説は皆誤りなり

**額烏帽子** 夫木抄西行法師の歌 しのためてすゞめ月をはるをのわらはひたひえぼしのほしげなるかな此の歌男童の額烏帽子したるが篠ためて雀小弓作りて雀ほしげに射るさまをよめるなるべしエボシと云ふ詞をうけてほしげなると續けたるなり  
に三角なる物を畫がける年中行事の繪の中にあり  
是れや額えぼしなるべき歟後代に葬禮に供するもの額に三角なるもの白紙にて作りてあつるはもし額えぼしの遺風にもやあらんかし



**二十日草** 歌に牡丹に二十日草と詠する事洪景廬が容齋隨筆に花開落二十日一城之人皆狂と見えたり是れに據れるなり

**綏** オイカケとよむ和名抄綏兼名苑云綏(儒誰反與綏同)一名老繫(註云)和名冠乎一云保々須介又云於以加計或説云老人髯落以此繫冠使不墜故名老繫也今不論老少武官皆用之と見えたり按ずるに冠乃乎と云ふ訓は唐の字義に付きたる訓也玉簪綏字の註に繼冠纓也とあるに據るなり是れは唐の字義を日本のオイカケの事には合はず一名老繫(老於以のカナにてオイなり)壺井義知が門人速水常房が説には老人髯落云云の説



は非なり掩ひ掛くると云ふ義なりといへり此の説義理は宜しけれども和名抄とは假字づかひ違ひたり和名抄には於以とありイのかなを用ひたり掩なればオホヒにてヒのかななりさればオホヒカケにてはあるべからず和名抄にイのかな用ひたるは別に意義あるべし老人髻落云云の説は信じがたき歟

縷 和名抄唐韻云縷冠縷(下畧)俗に云ふ燕尾とみえたり玉簪に縷の字の註に冠縷とあり唐にては冠の緒を縷と云ふ日本にては冠の後に垂る飾物を縷と云ふ名は同じくして實は異なり和名抄に所謂燕尾即日本のエヒなるべしエンビと云ふを畧してエヒと云ひエヒ轉じてエイト云ひて縷の字をあて字に用ひ來れるなるべし燕尾も今世は燕尾に似ず古畫の小野道風の像の燕尾は柳枝の如く撓む勢なく柔に直に垂れ兩岐にして燕の尾に似たりはしも丸くして少尖りあり今の如く端方に切らず總べて冠服の體鳥羽院の御代衣文と云ふ事始りし以來冠も烏帽子も堅く服も強くなりて古體を失へり

蝦蟇陵并陳拾遺廟 新語園に國史異纂を引きて曰はく漢董仲舒が墓あり彼の門人は皆これを過ぐる者必下馬して行くを以て是の墓を下馬陵と名付けたり後に唱へ誤りて蝦蟇陵と云ふ誤訛の習俗は古今是れ多し蒙齋筆談に云はく蜀日陳子昂は閬州の人なり左拾遺の官に居て死す州の民是れを祠りて陳拾遺の廟あり後に訛りて陳十娘の廟と稱す何ヶ程にか廟中の繪像をも婦人の形に改め粧りて陳十娘と唱へて祈る事有れば必又驗あり所在尙も僅なる豚の肉を供物とし卮酒を備へて追従を致す子昂が精靈是れを受けて自ら屈して婦人と成りて對應して辭せざるは何ぞや○貞丈云はく吾國の名所古跡にも右の類多かるべし且諸國の神社も其の神靈を變じて佛菩薩とする事あり熊野を權現とし八幡を大菩薩とするの類多し彼の蝦蟇陵陳十娘の如きは土俗の誤れる也我が國の神靈を變じて佛菩薩とするは僧徒の設けたる謀なり朝廷是れに従ふ故に公然として定まれり嗚呼

女文散し書

女の文のちらし書は歌をちらして書くより出でし事也歌のちらし様に法もなしされば文のちらし様とて定りたる法もなししたゞ文字のふとまきと細きことに見わくる様に書く事なり近き頃は三べん返し五へんかへし七へん返し九へんかへしなど、てその手本をかき朱にてよみ様の次第のしるしに一二三の文字を付けたるあり是れは世に拵へ出したる物にて取るにたらざる物なり故實に非ず昔は男も女もふみかくにさのみ長々しき文書くものはなかりしなり長くいひたき事は文もちて行く使の者に申しふくめてつかはしたるなりもし長き事は二へんはかへして書く事も有るべし三べんより已上七へん九へんなどかへしては一二三のしるしなくてはよみ兼ねて用事もたらずよみたがへなどして事の心わかりがたしされば三べん以上くりかへし散らしかく事はなき事なり近き頃は物ごとにむづかしき事をかまへ出だして秘傳口訣など云ひて人におくゆかしがらせ人にはこるともがら世に多くなれり古き世には物ごとにむづかしき事なく安らかなり

上古服用儉

本朝文粹卷二善相公(三善清行)意見封事(請禁奢侈事)曰臣伏見貞觀元慶代親王公卿皆以生筑紫絹爲夏汗衫曝繩爲表袴一東繩爲襪染繩爲履裏而諸司史生以白縷爲汗衫白絹爲表袴一白綾爲襪菟褐爲履裏(下畧)○上古質朴の風體見つべし

進官

上古は人の才智德行を選びて其の器量に依りて其の官に進む中古以來は家の貴賤に依りて官に進む故に愚昧の人も高官にあり賢哲の人も下官に在りて其の官其の人の器量に適中せず譬へば猫に盜を守らしめ犬に鼠を捕へしむる如し是れ朝政の亂治道の害なり

女郎

搜神記卷四曰吳餘杭縣南有上湖(中畧)見一婦來二年可三十七云女郎再拜曰既向暮此間大可畏君作何計因問女郎何姓那得忽相聞○此の文を見れば婦人を稱して女郎と云ふ吾が國の俗語に非ず



胡床 搜神記卷七曰胡床貊祭之器也羌者貊祭之食也自太始以來中國尚之貴人富室必畜其器吉亨嘉賓皆以爲先戎翟侵中國之前兆也(搜神記晉干寶撰同續記陶淵明撰○貊は蠻也翟は狄と同じ祭或盤盤大始前漢武帝の年號)

手跡 同書卷六曰盧充者范陽人(中畧)謂充曰尊君不以僕門鄙陋近得書爲君索小女婚故相迎耳使以書示充充父凶時雖小然已識父手跡(手跡と云ふ事我が國の俗語にはあらず)

稱襦 同卷曰潁川鍾繇字元常(中畧)至一大家(木中有棺)好婦人形體如生人著白綽衫丹縵稱襦不苦今俗語に物に拘らす心安きをクルシカラズと云ふ搜神記十八曰安陽城南有二亭一夜不可宿宿輒殺人書生明術數乃過宿之亭民曰此不可宿前後宿此未嘗有活者書生曰無苦也吾自能諧云云○無苦の二字俗語の苦シカラズに當れり

保元二年天皇朝觀 正月十日辛未の兵範記曰十日辛未朝間雪下天皇爲朝觀行幸美福門院御在所白河押小路殿殿下唐御車前駟二十人(四位清高邦綱朝臣六位四人五位十四人)右大臣殿裝束(笠下襲同文袴有文帶水精柄沉紫檀地孔雀螺鈿金銀繩御劔紺地平緒着靴鏡御鞍竹豹下鞍蘇芳綾手綱他事如常御馬下官進呈御馬添十人舍人兼方着赤色襖袴居侗如常雜色三四人候御供准爲陣中可替躰料也)

善事 人たるものは常に善事を爲さんと心掛くべし人を憐れみいたはり助け救ふより大なる善事はなし向ふの人の悦ぶと悦ばざると恩をしると知らざるとに拘る事なかれ向の人はともあれかくもあれ吾獨り善事を爲すべきなり是れ聖人のをしへにして仁の道なり又善事をすれば祈禱の爲にも後世の爲にもなると思へば元來己れが爲を思ひてする善事にていまだ人欲の私を離れ得ざる心にて報を求むる心有り是れ佛法の教にて眞の善事に

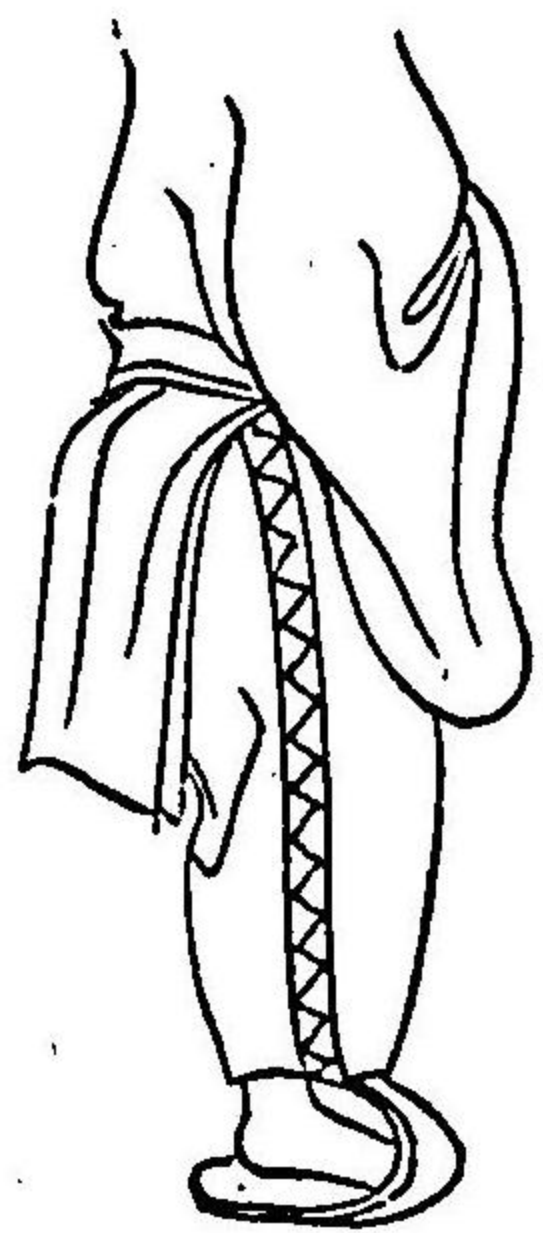
あらざるなりされども人に善事をなさしめんが爲の方便に人の慾に付け入りて教へ導く也聖人の善事は己が身の爲にせんと思ふ志なし是れ眞の善事也人に恩を受けて其の恩を思はざるは義の道を知らざる人也向の人恩を知らずと云ひて我是れを怒るはその報を求むる私心あるに依りて憤るなり向の人は恩をしらすとも我が爲に獨り善事をなしたらば向の人を咎むるには及ばざる事なり此の一件常に予が心に修練すれどもや、もすれば人を咎むる志ありて俗情を離れざる事あり可戒々々公と云ふは私に背くを云ふ私と云ふは公に背くを云ふ善事も公の善事有り私の善事あり聖人の教の善事は公の善事なり佛の教の善事は私の善事なり公は身の爲にせず私は身の爲にするなり公私の差別を能く辨ふべし父母を親愛するは私に非ず公の仁根本なり父母を愛するの餘情他人迄に及ぶを仁の道とす父母を愛せずして他人を愛するは私にして逆行なり善事に非ず報を求むる志なり

酒色財 後漢書曰揚秉字叔節揚震中子也桓帝時爲大尉每朝廷有得失輒盡忠規諫多見納用秉性不飲酒又早喪夫人遂不復娶所在以淳白稱嘗從容言曰我有三不惑酒色財○按するに三中財最重し財を貪るは酒色を恣にせんと欲するが爲なり

摺袴 兵範記保元三年三月廿二日壬午天晴石清水臨時祭也(中畧)辰刻着舞人裝束重參内其道如初但祗候瀧口戸邊御禊之間可牽御馬之故也卷縷青摺袴(左肩付赤綱)摺袴(股立津加留なり下畧)按するに袴も

もだちをつかりたるを摺袴と云ふと見ゆ年中行事の繪隨身の袴左の圖の如し

是れ馬に乗りたる形なり如此モ、ダチツガリタル體に畫ける此體多く見えたりツガルとは兩方を絲にてつなぎからむ也





モ、ダチとは今世アヒキと云ふ所なり袴の脇の方股の通りを云ふなり赤く色どりたるツガリ糸なり飾抄に摺袴見えたり津加利組私儲之(青白二筋)とあり(ツカリの事は下に見えたり)

本覺法身本如來 或人曰はく是れ佛の名には非ず不動經の文なりと

甲弓山鬼明王 秋齋曰はく此の明王佛經に見えず出處無之

袍の文藻に田字草 土佐家書に此文を書けり年中行事の繪に多く此の文あり又小野篁の像古書にも此の

文あり裝束諸抄には此の文の事見えず裝束抄は鳥羽院御代衣文と云ふ事始りし以來の事のみを擧げて其の以前の事をば記さず轡唐草輪無輪邊

鳥羽院已來定紋となりたる歟未詳雲鶴は上古にもあり此の事は前に記しぬ裝束都て鳥羽院御代より一變して古體改りしなるべし彼の御代より冠も烏帽子も堅く作る事に成りしなり櫻も古とは違ひたり袍の袖も長く大になり裾も甚長く地を曳く事に成りたり考別に記す鳥羽院御時より以前の古人の像に今世の衣紋の體を以て強裝束にして冠烏帽子も堅き體に畫くは甚誤れるなり源氏の繪なども衣文風に畫くは當らず

透扇 中山桑隱曰く雅亮裝束抄にすぎあふきとあるを壺井義知が校本にきの字に濁點をさして杉扇としたり

然るに五節の古書をみるに五節の舞妓扇を顔にさしかざしたるが扇の外に顔のすぎとほりて見ゆる體に畫きたり然れば杉扇にはあらずして透扇なるべしかと思ふや考る所もありやと○貞丈答へて曰はく女の持てる柏扇は杉のうす板をもつて作れりされども杉扇とはいはで柏扇と云ふなり雅亮裝束抄にすぎあふきとあるは透扇なるべし飭抄賀茂祭の使の車の條に後の袖の註に左方に彫透仕立形一著紅葉薄様五蒲荷染唐衣一差透扇と見えたり是れを以て考ふるに義知がすぎのきの字に濁點をさしたるは誤りなるべし○嘉樹云はく扇の彩色まろくし

てスキトホルなり大塚氏云はく透扇をみしに扇の板を切りぬきて白きス、ンにて張りたるものなり

古人像 文武天皇御代より以往の人の像を東帶の裝に畫くは誤也裝束の體詳ならず又鳥羽院御代より以往

の人の像を今世の堅き冠にこは裝束體に畫くも誤なり東帶の體衣文と云ふ事始りて古風變じたり

裝束色文 裝束の袍の色は位に依りて定法あり衣服令の所見前に云ふ如くなり其の外下襷柏等の色表裡の色經緯の色等を合せて種々の名を付けて用ひ其の着例を引く事等あり 上古には如斯細密に煩はしき事はなかりしなり鳥羽院以來衣文と云ふ事始まりて華奢風流を以て事とするよりして位にもあらざる事法の如くになりて裝束抄も品々多くなりたるなり其の本づく處は禮法にあらず唯華奢風流の爲にせんより事起りたるものなり今も是れを故實とす

臣字訓 日本紀にはオミともオンとも訓せり然るに紀の貫之が古今集の序に紀淑望が眞名序の臣等とある所に當てまくら訓と書きしを本として臣の字をマクとも訓じ未れりされども等の字を付けずして臣の一字ならばマクとよむべしは等の字なり臣の字をマクとよむこと古今集の假字序より外にはなし夫より以後の書には臣の一字をマクと書きたる物もあり此の訓いふかしき事なり按ずるに眞字序を先に淑望に書せて貫之其の眞字序を續して假字序を書きたりと云ふ是れ歌學者流の傳説のみにて正史實録に見えざる事なれば其の先後おぼつかなし假字序は先にて眞字序は後なりけんもしれず假字序にまくらことばとあるは眞字序に臣等詞とあるに相當れり貫之は臣等の二字に拘らずして歌の文章をさしてまくらことばと書きしなるべし諸國の名所は歌の文章になるもの故名所を歌まくらと云ふも同意なるべし眞字序には臣等の二字を置かざれば唐の文辭に合はざるゆる臣等の二字を加へたるなるべし後人假字序を以て眞字序に引合せて見れば假字序のまくらことばと云ふ所が



眞字序の臣等詞と云ふに相當る故臣等の字まくらと訓ずる事ぞと思へるなるべし假字序と眞字序と大體趣は同じけれども和文と漢文との差別にて詞違あり且歌の六義の段眞字の序には詩の六義を以て云ひ假字序の六義は詩の六義には不<sub>レ</sub>合して別なりされば臣等詞と云ふもまくら詞と云ふと同じからず臣等をマクラと訓ずるにはあらずとしるべし凡如<sub>レ</sub>斯等の事古人唾ばかり吐りて居ては誤る事あり臣等の字ヤツゴラとよむべし

眞字序の臣等詞と三字をつづけてよむべからず臣等と云ひて詞の字は下へ付けてよむべし（鎌滿云はく臣等マロラ詞なり才に對してマロハ卑下の詞なり本居宣長もまろらとあるをまくらと書き誤りたるべしといへり）

古今三木三鳥秘傳 三木三鳥貫之の時代には誰も知りたる事なるべけれども年代遙に隔りて物の名も變じ詞も易りたる故に知れぬ事多し其の事世にしりたる人のなき時に至りて好事の者妄説を新作し偽書を著し上古の人名を誣ひて某より幾世の傳來と稱して人を欺く事あり其の説神道佛法陰陽五行の理等を以て造作し事理も妙に聞ゆる様に頭書したる物多し予は信せずしれぬ事はしれぬに片付けて置くが直きなり彼の神道佛法陰陽五行の理を混雜し牽強附會して巧言を好むは淺學陋識の小器の人のする事なり小器なるが故に其の事を隠秘して己れ一人しりたる由をして人に語る事を好むものなり

伏竹弓 夫木抄に信實朝臣梓弓末までとほすふせ竹のはなれがたくも契る中哉○貞丈云はく梓弓は梓にて削りたる丸木弓なりふせ竹と云ふは竹をふせて付けたる弓にて是れマ、木弓なり此の歌竹にふせたるま、木弓の事をよめる歌にて初の五文字にアツサ弓と云ひたるは誤りなりマ、木弓するまでと云へばふせ竹とこそ云ふべけれ信實の頃はもはやマ、木弓詳に知れざる様になりしと見えたり信實は後堀川院の御代の人なりマ、木弓を知らぬ故にふだりに梓弓とよめるなり梓弓に竹をふする事はなき事なりそれに心付かざるなり頼政家集に

「思はずや手ならず弓にふす竹の一よも君にはなるべしとは」此歌は難なし○又按ずるに近世頼朝卿の弓なりとて丸木弓に外竹を付けたるあり是れは信實の歌によりて妄作したるもの歟又は俗説に六孫王經基始めて丸木弓に外竹を付けたるが後に内竹をも付けて今世の弓になりたりと云ふ妄説によりて好事のもの丸木弓に外竹を付けて頼朝の弓と云ひて人を欺くなるべし今の弓の竹をふせたるは上古のマ、木弓にて丸木弓を變じ作りたるには非ず上古より丸木弓とマ、木弓と二種ありてマ木弓は大射賭弓等の的を射る弓なり丸木弓は征戰に用ふる弓にてありしなり頼朝の時に至りても如<sub>レ</sub>斯なり丸木弓は底強くして甲冑を貫くによろし又雨露の潤に逢へば木潤ひて折る、事なしマ、木弓は甲冑を貫くに其の勢丸木弓に及びがたく雨露に逢ひて木竹はなれ安し其の用各別なり今世も弓はマ木弓なりと云ふ考證は別冊に記す依りて今畧之

綾 又借<sub>レ</sub>訓て老懸とも書くオイカケとよむなり壺井義知が門弟速水常房が名目抄の註に綾はおほひかくると云ふ事なり老かくると云ふ説は非なりといへり○貞丈云はく此の説然るべきが如くなれども此の説にてはおの假字ひの假字を用ひて和名抄の古きかなづかひには違ひたり和名抄に曰はく於以加計或説云老人髻落以<sub>レ</sub>此繫<sub>レ</sub>冠使<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>墜故名<sub>レ</sub>老繫也今不<sub>レ</sub>論<sub>レ</sub>老少<sub>レ</sub>武官皆用<sub>レ</sub>之と此の説にてはおの假名は前に同じいの假字は前に同じからず和名抄の或説も善としがたし予が考は置繫なるべし髻の上に置き繫くるなりキとイ音相通なる故オキをオイと云ふなるべし是れ其の義は和名抄と異なれども假名づかひは和名抄に違はず

政談 荻生茂卿が作に政談と云ふ書あり是れは享保年中に將軍家の臺命を奉じて書きて献上せしと云ふ其の書に當世の政事を判断論辯せり然れども其の書に記する處を行はんとすれば舊政を改むるに在り天下の廣き人民の衆き其の新政を信伏すべきか却りて亂政となるべき歟凡惡政も年代を経れば常になる故萬民順ひて伏す善



政といへども新政の事をば萬民伏せざる事なり故に政談の趣を上に行ひ給はざりしか然れば政談は無益の書ならんと天下萬民の善政信伏する事は天下を富まし萬民を利するにあり其の後の治術は志慮を勞するに及ばざらんか

敬の字 朱子の學には敬の字を持する事を六切にする故持敬靜座とて我宿に在る時閑暇なれば香を焚き靜に坐し物をも思はず默然として敬の字を觀念して僧の座禪するが如し山崎派にては甚敬字を最大事とす如此にては子燕居申申如と云ふは趣違はん吾が心にて吾が身を常に縛りおくが如く甚偏屈にて樂しからざる事なり又徂徠派にては敬の字を持する事古學に非ずとて朱子學を譏りて破る故に徂徠の學者は皆敬字を廢する故其の身持放盪なる者多し大學の書に敬止の二字あれば敬を廢するは聖人の道に違へり又敬の字に屈托して佛者の戒をたもつ如く一大事とするも聖人の道にたがへり敬すべき事に當りては敬すべし敬するに及ばざる事に當りては和すべし敬に凝り固りたるも人は是れを惡み疎み敬を捨て放盪なるも人は是れを惡み疎む此の兩様ともに學文のソコナヒなり故に文旨なる者は是れらを見て學問はせぬこそよけれ學問すれば人がらが惡くなること云ふは尤の事なり

建久四年富士狩卷狩日記一卷

右書の終に建久四年六月廿日伊豆國田中之住人小森中務少輔と記して寶錄の如く見ゆれども偽書なり其の書の中に御健大將と記して五十人の名を記し列ぬたり鎌倉時代にやりと云ふ名目無し健の字もいまだ出來ず手録とて直健の如くにて柄の長からぬ物は有りしや健は太平記建武二年正月三井寺合戦に土矢間より健長刀を出して散々につきける由始めて見えたり頼朝の時はヤリと云ふや目はなく健の字もなし且又古代には狩に健を用ふる事なく曾てなき事なり彼の卷狩日記に御健大將と記したる健の一字

にて全篇の偽作あらはれたり此の外偽作の證多けれども逐一に云ふに及ばず

和語 凡萬物の名并に言語其の意義悉く解釋しがたし和語には略語多し其の本語を知らざれば其の略語の義理辨へがたし或は切音にて解し約したるもあり上古切音はなければども自然に叶へるなり二言三言以上は推量を以て解する事もあれども一言に至りては解し難し假令ばとといへば火日氷種これら皆と云ふの類なり和語一字傳と云ふ書に一言の解を記したれども其の據をしらす近世具原篤信が著しし日本釋名新井君美が著しし東雅等の書に和語を釋せり是れらも一言の釋はなし理説を以て釋する類は非なり

和書 唐土の言語は用を先にして體を後にするなりたとへばメシヲクフと云ふ事をば喫飯と云ふサケヲノムと云ふ事をば飲酒と云ふ類にて喫も飲も用の語也飯も酒も體の語也日本の言語は體を先にして用を後にするなり假令ば飯を喫ひ酒を飲むと云ふ類なり如此和漢の言語體用の詞先後相違あるが故に日本の人唐の書を読むには唐の言語を日本の言語に合ふ様によまんとて喫飯飲酒と返り點と云ふ事をしてよむなり唐にてはかへり點をせずして喫飯飲酒と上より直によみ下す也此の外も押して准じしるべし日本の言語を眞字にて書くには唐のまねをして用を先にして體を後に書くなり二三言より七八言までは違もなければども長き語に至りては文字の置違も出來ること有りて義理通じがたしまた中古以來諸家の記録類は眞字にて書きたれども字の置き様にも拘らず轉倒に置きてかき或は他の字の音訓を借りて此の字の代りに用ひたる事も多ければ假名の書も同じ様なり推量を以て義の通する様に讀むべしそれを儒者などが唐の書をよむ如く讀みて義解しがたしなど、云ふは和書のみ様にも馴れざるなり又和書に以令の二字を用ひ誤ることあり其以て彌以て全以てなごの以の字は無用の以なり令の字セシムルとよみて他人にものをさせる事に用ふる字なるを自身の事に令の字を用ひて令喜悅令



被見など、云ふ無用の令なり又助語に給の字を用ふる事あり貴人の事を云ふには如何し給ふと云ふ給の助語は漢文にはなき事なり和書にても國史其の外上古の書にはなし又侍る候ふの二つの助語も同前和書も見習はざればよめぬ事なり

又少し學文ある人は假字にて書きたる物は假字草子なり俗本なりと侮り輕んすれども源氏物語榮花物語の如きは唐の書ばかり見たる眼にてはいかなる大儒先生といへども滯なく誤らずよむ事も其の義を解する事もなり難かるべし

伊勢物語源氏物語

は好色姪亂不義非禮を書きたるものなれば父子君臣同坐して其の講釋は聞きにくき物なりそれを忌み憚らざる如何なる事ぞや密によりて禁中の公事装束の故實歌などを翫び獨の慰みにする事などはあるべし君臣父子などの同坐にて高聲にて講釋せしむる事は遠慮あるべき事か専ら女兒などによりみ覺えさすべき事にあらざる歟

ラウタキ、ラウタゲニ云ふ詞

源氏物語榮花物語などに見えたりラウは勞の字なりイタハルとよむ婦女の形の美麗なるを愛して我心を勞すべき様に思ふを云ふなりラウタキ物に思ひ給ふなど云ふは此の意なり

押紙

書籍に考へ事などを小さき紙に書きて糊にて張り付けおくを押紙と云ふ押紙は糊にて張付けてさて針にて細き麻糸を付けてとち縫ひて置くべし糊ばかりにて縫はずしておけば年を歴て濕に逢ひて糊放れて剝かれ失するものなり

ツラツキ

今江戸の下賤の者の詞に人の顔をツラツキと云ふよき人などはいはぬ詞とす源氏物語榮花物

語などに女の顔をほめて云ふ詞にツラツキマミノアタリなど云ふ詞所々に有りホ、ツエをツラツエと云へり尺八笛 源氏物がたり末摘花の卷の公達あつまりて云云おのゝ舞ども習ひ給ふを其の頃のことにて物の音どもつねよりもみ、かしましくてかたぐいどみつ、例の御あそびならず大ひちりきさくはちのふえなどの大なるをふきあげつ、たひこをさへかうらんのもとにまろばしよせて手づから打ならし遊びおはさうす(おはさうすはおはしますなり)

纒著

装束に纒著と云ふ事あり衣などの身のタケと等しくして長かちぬを云ふなり纒著の字音はザンチャクなれども裝束方の詞にサの字を清みてチャクを濁りてサンチャクと云ふなり鈔抄に壺井義知此の如く點を加へたり名目なり

當色

鈔抄舞人の小忌(付赤紐)の條に云はく仁平元十一二十五秘記曰臨時祭舞人隆長少將青摺私調之當色頭紙不<sub>レ</sub>合期<sub>二</sub>故也(下<sub>二</sub>畧)又打袴の條に同以<sub>二</sub>公物<sub>一</sub>著用之但下袴津加利糸私用<sub>二</sub>意之<sub>一</sub>云云仁平元十一二十五或私記曰舞人隆長少將摺袴(當色津加利組私儲之)濃キ袴(私儲之當色袴魚品故也)此の文公物と云ひ私儲と云ひ又當色に對して私に儲之と云へり然れば當色と云ふは即ち公物なり此の文意を以て按するに其の役に付きて公より配り當て賜りて著する服をば總べて當と云ふなるべし紫式部日記榮花物語に上東門院御産の事を書ける章に宮の下部ミトリのきぬの上に白きタウシキ著て御湯參るといへるも公より賜りたる白き袍を緑の袍の上に覆ひ着するを云ふなり御産屋にて白きを用ふる事故公より白袍を調し賜りたるなりされば白き當色といへるなり又位袍のことを當色と云ふ事もあり位階に相當の色と云ふ事也是れは又別の事なり混同すべからず續日本紀(高野天皇神護慶雲元年)當階色と云ふも位袍の事なり



**盜才** 盜を好むも一種の才なり此の才も母の胎中に在る時より此の才を受け得て生ると也されば他事にも拙き者も盜むには大に巧なるものなり盜才を受得て生れたる者は小兒の時より僞言を好み諂ひ追従し人の目を凌ぎて食物を盜む是れ盜の始なり童友を欺きて翫物を奪ひとる是れ惡巧の始なり成長に至りては其の才増長し貨財を盜む且博奕を好む終は強盜竊盜に至らずと云ふ事なし盜才は人のみに非ず盜犬有り盜猫有り常の犬猫にかはりて人の目を凌ぐの巧あり是れ又胎中より受得たる才なり盜は貧窮に依りてするなりと云ふ説あれどもさには非ず盜才なき人は餓死するとも盜む事なし天下に貧窮の人多し豈悉く盜をせんや盜才ある人は富有なれども盜を好むなり時の執政の臣にて大祿を賜はり富有なる人も主君の目を凌ぎて密に賄賂を取りて政事を曲る人有り是れ貨財を盜むのみならず主人の目を盜み官を盜み祿を盜む者なり如此の盜人上にあれば其の下司もみな盜みを好む況や下民に於いてをや如此時世の風俗諸人耻をしらず謀計して利を得るを賢者とし廉直にして利をとらざるを愚者とす武士の主君の爲に死するは耻を知らばなり耻をしらずれば死せず

**當色** 兵範記仁平二年十一月十五日乙巳天晴三位中將殿可下令申御慶賀於所々給(中畧)一員三人騎移馬(殿下御馬舍人居伺各今度不給當色裝束)○貞丈云はく一員とは將監將曹府生を共に召列ぬる事を云ふ三人ともに移鞍置きたる馬に乗りて供するなり此の一員の人々には主人より裝束を新調して配り當て賜はるなり此の事を當色と云ふなり今度は不給當色とは今度は主人より裝束を調へて給はらぬを云ふなり

**腰差** 右同書同條に此間隨身賜腰差と見えたり此の外にも古書に腰差を賜ふと云ふ事多く見えたり腰差を賜ふとは卷絹を賜ふ事なり給り受くる人拜して其の卷絹を取りて腰にさし挟みて退出する故腰差と云ふなり枕草子雪の山の所にて知るべし

**袖袴袖扇** 女の袴女の扇を袖袴袖扇といふは袖をきる時に用ふる故なり袖は衣の事なり(五つ重ねたるを後代は五つきぬと云ふ古代は五つにかぎらず)此の衣は表着唐衣など下に着るものなり男の袖は女のごと裁縫違ひたり袖は俗字なり袖は正字なり玉簪に袖は女秩切近身衣也日日所著衣也と註せり此の方の袖は肌直に近づけては着ざれども男女ともに裝束の下に着る衣なれば身に近しと云ふ義に違はざる歟(肌には白小袖をきるなり小袖と云ふは丸袖に縫ひたるを云ふなり小袖の上に袖をきるなり初は男女ともに四角なる廣袖なり)

安齋隨筆卷之五終



### 安齋隨筆卷之六

裂 或は例(例カ)に作る玉簪に裏力祭切殘也繒餘或は作例とあり是れ布帛などの裁ち餘りなり俗語にキレと云ふ古語にはサイデと云ひ割出と書く即ち裏なり又裂は刀折切折破なり裂と同字に非らず誤り用ふべからず裂の字サイデともキレともよむべし

織物 裝束に織物と云ふは文を織りたるを云ふ(文と云ふは俗に云ふモンガラなり)綾錦の類なり二重織物と云ふは綾のうへに繒文をしたるを云ふ(二倍織物とも云ふ)その綾の文をば地文と云ひ繒の文をば上文と云ふなり○染糸を以て無文に織りたるをば織文と云ふ○引剣(引倍支とも書く)と云ふは練りたる絹に糊を濃くして漆塗の板に張り付けて乾して引き剣ぎたるをいふ光なくして強し○打絹と云ふは碓にて打ち柔なるを云ふ○笠すとは貝を以て磨りて光りを出すを云ふ○平絹とは無文の絹を云ふ俗に云ふ羽二重なり○生絹とはすゞしの絹なり練らざる絹の事なり○掻練とは(皆練とも書くなり)練りたる絹の事なり(或説に掻練とは赤き色と云へるは誤りなり色の名にはあらず)○練緯とは(或は練貫とも書く)經糸は生糸(ねらざる糸也)緯糸は練糸を以て織りたるを云ふ今俗にシッラ熨目と云ふ物なりシッラノシメと云ふは誤りなりシッラノネリヌキと云ふ物なり其のシッラを伸したるを熨目のチリヌキと云ふ○シッラの綾と云ふはシッラをよせて織りたる綾なり本名縮綾なり○浮文の綾と云ふは糸を浮けて文を織りたるを本名浮線綾なり(文の名に浮線綾と云ふ物もあり浮線綾と云ふは誤りなり其の文の名はフセンテウなり臥蝶とかくなり)○固文の綾と云ふは糸を浮けず縮(沈めてか)めて織りたるを云ふ

蜀江錦 蜀の國にて織りたる錦なり蜀の國に巴江と云ふ江有り其の江の水にて糸を晒して織る故蜀江を以て名とす蜀江の錦に金糸を交へず(字彙に川也大者皆曰江)

野宮定基卿年齡 兵範記の奥に元祿十二年仲呂望月書寫左近衛權中將藤原朝臣定基卅歳とあり知譜拙記所見權中納言正三位定縁卿之息官位至權中納言正三位正徳元二十九薨四十一歳實父中院内大臣通茂公也定基卿有識之名人也同時代地下に壺井安左衛門源義知新井筑後守源君美等問答皆有識之名人也

方領盤領 裝束の領に(俗に領をエリと云ふ)方領あり盤領あり方領とはタリクビの事なり直垂素襖の領如<sub>レ</sub>斯なるの總名なり盤領はクビカミの事なり狩衣水干の領○如<sub>レ</sub>斯なるの總名なり其の外の服も准じしるべし

汗衫 字音カンサンとよむカンサンを轉じてカサミと云ふなり(サの字濁りてよむはわろし)韻瑞に漢王與<sub>三</sub>項羽<sub>二</sub>戰汗透<sub>三</sub>中單<sub>二</sub>故名<sub>三</sub>汗衫<sub>一</sub>此の義によりて汗衫の字アセトリとよむ此方のカサミも本は汗とりの爲に肌に近く着たるか其の事古書に見えずカサミは童女の上に着る裝束なり

裾長 源氏物語花の宴の卷に櫻のからのきの御なほしえびぞめの下かさねしりいと長く引きてみな人はうへのきぬなるにあざれたるおほきみすがたのなまめきたるにていつかれりたまへる云云是れ光源氏のさまを云へるなりこの物語は一條院の御時に作れり其の頃ははや下がさねの尻長くなりたるを常に見たるによりて下がさねの尻いと長く引きてと書きしなり古代はしり長からず續日本後紀仁明天皇承和五年三月乙丑の紀に池田の朝臣春野が衣冠其の裾地を離れ差高くして袴襦顯はれて見えたるを此の有様效ふべきよし見えたり下がさねのしりは裾なり



オドケ 俗語に戯するをオドケと云ふ源氏物語花の宴の巻に扇をとられてからきめを見るとうちおほどけたるこゑにいひなしてよりの給へり云云大どけたるはつ、しみなく心の大にとけたる意なり戯れ事は心大にとけたるしわざなりおほどけをつめておどけと云ふなるべし

衛府太刀 拙齋問ひて曰はく衛府太刀は儀仗なる乎兵仗なる乎○貞丈答へて曰はく兵仗なり又問ひて曰はく源平盛衰記に高倉の宮にて長谷部信連が戦ひし事を書きたるに衛府の太刀の身をば心得て造りたりけるを佩きてとみえたり然れば衛府の太刀の身は常には鋭刀を用ひざる物と聞ゆ是れ儀刀に非らずや如何答へて曰はく衛府の官は禁中守護の司なれば上古は大將中將少將より以下の官人等武勇の人を撰びて任せられしなりされば衛府官人の佩きたる太刀は鋭刀を撰びて佩きたるなり然るに後代に至りては衛府の官人武勇の人をえらぶ事絶えて大將中將少將などもたゞ貴族の人を任ずる事になりて武勇なき柔弱の人のみ任ずる事になりし故唯花奢風流のみ事として胡蝶の矢も水精の管金銅の鏃を用ふる事になりて武備衰へたり如斯に武器も風流の玩物とされる風俗に成りしに依りて衛府の太刀も身を撰ばず鈍刀を用ひて傍計りを本様にしたるなり本は兵仗なれども儀仗の如くなりたるなり凡そ此の類の事古代の本義をしらざれば思ひ誤る事有り朝廷武備衰へしより公卿などの家には今は武道をば賤しく思ひ給ふにや

事代主神 八萬四千鬼類大神將なり此の文職原抄外武官の篇に書曰云云とあり此の文十四字日本紀古事記古語拾遺等に見えず壺井義知が職原真字抄に右の文の註に上十九字（一書曰と云云と合せて十九字なり）出神皇實錄とみえたり神皇實錄は萬多親王の所撰と予未不見之實否未辨之按八萬四千と云ふ數目は佛書にあり（釋迦譜に阿育王造八萬四千塔又普門品に八萬四千衆生）鬼も惡鬼邪鬼など佛書にある各目なり難信者也

親房卿所撰元元集と云ふ神書あり其の引用する處の諸書多くは神佛兩部習合の書なり予が神代の故事を云ふには日本紀古事記古語拾遺の三書を取るのみ舊事紀以下の偽書末書をば捨ててとらす

非參議の四位 源氏物語等木卷になま／＼のかんたちめよりも非さんぎの四位五位云云花鳥餘情に云はく八座より以上大納言までを參議と云ふ非參議とはいまだ宰相にならぬ人なり義云太政官の外を非參議と云ふ亡二位亡三位の類なり岷江入楚に云はく大中納言宰相までを參議と云ふは太政官にて天下の政をまじはりはかると云ふ義なり然れば總じては太政官の名別しては宰相の事なりそれにならぬ四位どもを云ふなま／＼のかんたちめはそれになれる人なり但し太政官にならずして二位三位に成りたるを云ふ義なるべし○源氏等木卷すりやうといひて人の國のことにか、つらひいとなみてしなさだまりたる中にもまたささみ／＼有りて中の品のけしうはあらぬえり出づべきころほひなり（已下源氏の本文を長々と書きたれば畧したり鎌滿）

御修法之讀 公事根源にミシホとあり（ミシヲとよむ）又ミズホウとよむ事もあり源氏葵卷みす法云云○貞丈云はく毎年正月内裏にて行はる、をば公事根源のごとくミシホと云ふべし臨時の御祈に行はる、をば源氏物語の如くミズホウといふべし

麻柱 和名抄造作具に辨色立成に云はく麻柱（阿奈奈比）と見えたりアナ、ヒとよむ竹取物語に燕の巢の中のコヤス貝をとらんとて人をアナ、ヒにのぼせて取らんとせし事あり又今昔物語の古寫本にも麻柱の字見えたりかの二つの物語どもの趣を按ずるにアナ、ヒと云ふは今世家作する時に高き所に登らん爲に工匠の徒アシ、ロと云ふものを作りそのアシ、ロの事を古はアナ、ヒと云ひしと見ゆ麻柱の字は細き柱を以てアナ、ヒを作りし體の麻骨を立てたる様に見ゆる故にや又アナ、ヒと云ふはアシノオギナヒの畧語歟アシノウラと云ふ事をア



ナウラと云ふ例にてアナと云ふなるべし(鎌滿云はく本居官長が歷朝詔詞解と云ふ書に(續日本紀宣命の解なり)アナ、ヒと云ふ詞を委しく説けり爰と大かた同じ)

**鎌字訓** ヤサキと云ふは雅言なりヤヅリと云ふは俗言なり和名抄に夜佐岐俗云夜之利とありヤサキと云ふのみ知らぬ人有り(ケンヅリといはずケンサキと云ふ矢の根にヤサキと云ふ事本なりと予が先祖は記し置けり)

ツガリ 袋の口などを糸を以てクサリの如く刺したるをツガリと云ふ和名抄に唐韻云鏢(蘇果反)鏢鏢也日本紀私記に云はく賀奈都賀利と見えたり然ればツガリとはクサリの事なりツガリとはツラナリツナガリの略語なるべし

鞭を見る 予熊柳の鞭を手づから作りしを或人に見せければ取りて片目を眠りて取柄の方を目當に鞭先の方へ見わたしたり予か曰はく我が鞭は馬を打つ爲に作りたり定木に用ふる爲にはせざるゆる曲りたりとも苦しからずと云ひければ其の人始めて心付きて笑ひて止めたり武士たらんものは弓馬の具を人の見する時は見様に心を付くべき事なり見そこなひたらんは恥づべき事なりされば今世の武士は三弦子の名所をしりて鏢の名處を知らぬ人も有るにや

**武氣** 御旗本の諸士家僕の命に背く者をば即座に手討にし道路にて慮外の狼藉者をば討棄にするに公より御咎なし是れ當御家の始より此の御定法なり御旗本の諸士是れほどの權威を持たざれば上の御威勢薄く又是れほどの武氣なくては戦場の御用にも立ちがたしと古老の物語を傳へ聞きし事なり

大猷院様の御代までは御座敷の常に御用なき處をば疊を悉くあげて山の如く積み重ね置きたりしに御番衆その

積み重ねたる疊の上に昇り飛びくらべをして遊びけるが後には疊を踏み破りけり此の事を上聞に達しければ向後は疊をうら返し置きて飛ばせよと仰せ付られしとぞ此の上意を考へ奉るに御番衆の武氣を挫じ給はざる御意なり大法に背きたる事有らんには嚴しく御咎あるべき事なれども飛びくらべをして疊を踏みやぶるがごときは云ふにも足らざる小事なり何によらず此の類の小事を毎度御咎めありては御番衆恐怖して常に心縮み武氣くじけ屈りて御用に立つまじき事を慮らせ給ひしなるべし彼の御代までは戦國之餘風にて御旗本の諸士の人から田夫野人の如く質直にして理強く我儘にして人喰ふ犬の如くなりしとぞ聞き傳へし如此にてこそ戦場の用には立つべく思はるれば公にも其の武氣を養ひ給ひて挫じ給はざるも一つの武略なるべし

**面伏面起** 恥ぢて面目なきをオモテフセと云ふそれに對して面目ある事をオモテオコシと云ふ源氏物語神卷にどしのほどよりも御手などわざとかしこくこそ物し給ふべけれ何事にもはかしくしからぬ身づからのおもておこしになんどの給はすれば(御門の御詞東宮の事を申し給ふなり)

**院號不稱殿** 天子の御名冷泉院朱雀院と稱し奉り殿の字様の字を付くる事なし後代に及びて攝家の名法興院殿三邊院殿など稱するなり足利殿の末の代に記したる書には等持院殿様と書きたる物有り天子の御名に殿も様も付けざる事なれば將軍家の御院號にも殿様付けざるは却りて敬ふ禮なるべし是れは書籍などに載する時の事なり俗書には殿とも様とも世の習に隨ふべし儒者の徒大猷君常憲君と書きて院の字を刺するは不敬なり或は有廟文廟などと書くは公に用ひたまはざる稱なれば是れ不敬なり

こまごり 源氏物語神卷つれづれなる頃云云大學のもいとおほくつごひて左り右りにこまごりに方わかたせ給へり云云是れは韻塞の遊びに勝負の席にあまたの人を左方右と二わけにしたる事をこまごりにたごへて



いへるなり（鎌滿云はくまどりにたどへて云ふといふ事いかなる事とも聞えずさてこのこまどりと云ふは齋藤彦磨が説に小間取なるべしといへり。○○○。如斯左右の人を人と人との間へ又并ばせたるを小間取といへるなるべしといへり）

語勢 語勢をよく知らざれば詩を作るにも文を書くにも古書をよむにも意通じがたし今見聞逢別往還思忘の八語を以て其の例を示す

○現在の詞 只今さし當りたる事を云ふ詞なり

見ル 聞ク 逢フ 別ル 往ク 還ル 思フ 忘ル  
見レバ 聞ケバ 逢ヘバ 別ルレバ 往ケバ 還レバ 思ヘバ 忘ルレバ

○過去の詞 過ぎ去りたる跡の事を云ふ詞なり

見<sup>テ</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>ヒ</sup> 別<sup>レ</sup> 往<sup>リ</sup> 還<sup>ル</sup> 思<sup>フ</sup> 忘<sup>ル</sup>  
<sup>テ</sup> <sup>ク</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>レ</sup> <sup>リ</sup> <sup>ル</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup>

○未來の詞 いまだ其の事來らざるさきの事を云ふ詞なり

見<sup>ズ</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>ハ</sup> 別<sup>レ</sup> 往<sup>キ</sup> 還<sup>ラ</sup> 思<sup>ハ</sup> 忘<sup>レ</sup>  
<sup>ズ</sup> <sup>ク</sup> <sup>ハ</sup> <sup>レ</sup> <sup>キ</sup> <sup>ラ</sup> <sup>ハ</sup> <sup>レ</sup>

○治定の詞 しかと思ひ定めたる事を云ふ詞なり右の未來の詞と同じ意にて意同じからず未來の詞は行さざるを思ひて云ひ治定の詞は行先の事を必如何せんと思ひ定めて云ふなり

見マシ 聞カマシ 逢ハマシ 別レマシ 行カマシ 歸ヘラマシ 思ハマシ 忘レマシ

前後の云ひかけ様にて分る、なりシの字皆すみてよむなり

○疑の詞

見<sup>ル</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>フ</sup> 別<sup>ル</sup> 往<sup>ク</sup> 還<sup>ル</sup> 思<sup>フ</sup> 忘<sup>ル</sup>  
<sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>ル</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup>

○下知の詞

見<sup>チ</sup> 聞<sup>キ</sup> 逢<sup>ヒ</sup> 別<sup>レ</sup> 往<sup>キ</sup> 還<sup>ヒ</sup> 思<sup>ヒ</sup> 忘<sup>リ</sup>  
<sup>チ</sup> <sup>キ</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>レ</sup> <sup>キ</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>ヒ</sup> <sup>リ</sup>

○願の詞 望み願ふ事を云ふ詞なり

見<sup>ル</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>フ</sup> 別<sup>ル</sup> 往<sup>ク</sup> 還<sup>ル</sup> 思<sup>フ</sup> 忘<sup>ル</sup>  
<sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>ル</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup>

○問の詞 どひかくる詞なり疑の意をも兼ねたり

見<sup>ル</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>フ</sup> 別<sup>ル</sup> 往<sup>ク</sup> 還<sup>ル</sup> 思<sup>フ</sup> 忘<sup>ル</sup>  
<sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>ル</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup>

○裏返し詞 裏を云ひて表を聞かせ表を云ひて裏を聞かす詞なり

見<sup>ル</sup> 聞<sup>ク</sup> 逢<sup>フ</sup> 別<sup>ル</sup> 往<sup>ク</sup> 還<sup>ル</sup> 思<sup>フ</sup> 忘<sup>ル</sup>  
<sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup> <sup>ク</sup> <sup>ル</sup> <sup>フ</sup> <sup>ル</sup>

大體右に云ふ如し猶前後の云ひかけ様に依る事あるべし此の外准じ知るべし  
さし云ふ詞 俗語にサヤウと云ふを左様に書くはヒダリの義には非らず詞に合せて字音を借り用ふるなり  
俗言を書くに借音借訓多し雅語はサと云ひ或はサリと云ふは然の字にてシカリと云ふ事なりシカリを略してシカモとも云ふなりシカの切サとなるなり上古の詞は切韻にて云ひそめたるにもあらねどもシカを約めてサと云



ふは自然の聲音の妙なる所なりシカリと云ふは俗語にサウシヤといひサヤウと云ふに同じ

**怠狀名符** (符は非なり簿の字なり) 今昔物語卷廿五源頼信朝臣責平忠恒物語に云はく忠恒兼て支度大に違ひて我れ今術無しと云ひて名簿<sup>ナマボ</sup>を書きて文さしにさして怠狀を具して郎等を以て小船に乗せて差向けたりければ守(常陸守頼信なり)是れを見て名簿を受取りて云ふかくばかり名簿に怠狀を添へて奉りければそれをせめ可<sup>レ</sup>聞にあらずと云云 貞丈いふ名簿は人に隨從すべき證に名乗を書き年月日官位姓名を書きて送るなり是れを奉るとも云ふは名乗の二字を奉ると云ふ事なり是れは其の人の手下に屬し從ふ證なり爲義名簿密嚴上人行狀記にあり右に云へるが如し(本朝俚諺に見えたり) 怠狀は俗に云ふ誤證文なり文差は文夾なり文杖とも云ふ杖のさきを鳥の背の如くして文を夾むなり

**倭目貫** 橋嘉樹云はく衛府の太刀の倭目貫は武家のみ用ふる歟堂上には不及見近世の制なるべし本は花菱なごを用ふ是れ柄に鮫皮を纏ひて鮫皮のはね上らぬ様に留めておく銀なり目貫には非らずと云ふ貞丈云ふ一名花粧目貫と云ふ倭に限らざる總名なり目貫に非らず本名あるべけれども不詳

**兒の字訓** 和名抄に云はく赤子老子註に云はく赤子不<sup>レ</sup>害物(和名知子) 今按合乳之義也とあり然ればチゴと云ふは乳ノミゴと云ふの略語なりされば和名抄に赤子の二字をチゴと訓じたり後代十三四五歳に成りたる童の垂髮なる者を俗にチゴと稱するは當らぬ事なり是れはワラハと云ふべし童の字なり和名抄に曰はく童(徒紅反和名良波)未冠之稱也とあり

**横目扇** 檜扇などの板の木を横板につがひたる事には非らず橋嘉樹云はく横目と云ふは正目に對して云ふなり正目は木理真直に通じたるを云ふ横目と云ふは木理の真直ならぬ斜なるを云ふなり

**シユをスミ** 云ふ詞 古きかなの草紙などに修理職をスリシキと云ひ修法をスホンと云ひ珠數をズと云ひ修行者をスギヤウザと云ひ詩を誦するを詩ズシ誦經をズキヤウと云ふ類はシユを約めたるなりシユの切音スとなるなり又從者をズサと云ひ武者をムサと云ひ驗者をゲンザと云ひ病者をビヤウサと云ふ類はシヤの音を約めたるなりシヤの切サとなるなり

**ゲンをグエン** 云ふ詞 源氏をグエンジと云ひ返城樂をグエンジャウラクと云ふ類はゲンの音を延べてグエンと云ふなりクエの切ケなり

**ムシミ** 相通 正身をサウシミと云ひ燈心をトウシミと云ひランナをヲミナと云ひ汗衫をカサミと云ふ類はムをミと云ふにてマミムメモの相通なり

**ムシニ** の用 紫苑をシヲニと云ひ蘭をラニと云ひ鏡をセニと云ふ類はムとニとの音は縦横相通なし然れども古より相通はし來れり○按ずるにムとニとは横の相通なりムとニと通はせて一轉してヌをニに通はせたるなりヌとニとは縦の相通なり

**繪師佛師** 或書に云はく職人歌合の繪を見るに師と云ふは何れも法師なりと此の説非なり彼の繪を見るに醫師陰陽師繪師は法師に非らず職員令の所見醫師陰陽師繪師書師は官名なり俗の稱呼に非らず縫物師組師等彼の繪には女なり庖丁師檜物師等も俗人なり師と呼べばとて法師には非らず工匠の徒を何師と云ふ師は俗の字なり實は爲の字なり爲の字をスルともシともツクルともよむなり譬へば塗物をする事をヌリシと云ひ檜物をするをヒモノシと云ふ類シは爲なり然れば詞にシと云ふに付けて師の字音を借りて書きたるが醫師陰陽師繪師などの官名の師と紛るゝなり



名目誤 大宰帥の帥はスキと云ふべきをソツと唱へ來れり太平樂其の外すべて樂名の樂をガクと云ふをラクと唱へ來れり皆誤りなり誤にて後代より誤り傳はりたる事は改めんと欲すといへども改むる事はなきものなり其の儘享くるなり

刀自 和名抄に曰はく劉向列女傳云古語老女爲負漢書王媪(和名抄媪とあり)武負位引之(貞丈云王媪印本作王娘作者非)今按俗人謂老女爲負字從目也今訛以貝爲自歟(今按和名刀之)○貞丈按するに日本紀允恭天皇紀註に曰戸母此云視自トシと云ふ名目上古よりあり視自も刀自も字音を借りて書きたるなり負の字を見て後にトシと云ふ名目を云ひ出したるには非ず和名抄に以貝爲自歟と云へるは誤なり負の字は漢語なり刀自は和語なり偶字形の似たるなり負の字を誤りて刀自の二字としたるには非ず又按するに日本紀の視自の視は玉簪に都扈の切とあれば音トなり和名抄の刀自の刀は都高の切なれば音タウなりタウを約むれば音ツなり縦の相通にてツをトに用ふるなり

諸學 儒學は聖人の道にて孝悌忠信を知りて躬に行ふべき爲なれば誰とても是れを學ばずばあるべからず讀書をさせざれば文字に暗くして諸道の書もよめず詩賦文章の學は記誦詞章をよくするまでにて正心修身の學とは又別なり其の外諸道の學あり生得廣才の人は諸道を兼ねぬれども庸才の人は諸道の兼ねがたきものなれば我が好む所一道を精しく學びて成就すべし庸才にしては諸道を兼ね博學ならん事を欲すといへども叶はずして彼道此道少しづ、亘りたるのみにて成就しがたく一生の間諸道に迷ひて一事も固まらずして終に死するなり鼠の器物を所々喫ひ散したる如くにて一生を終らんは口惜からずや恐人は常に唯酒色財のみに心を用ひて一生を終るは犬猫の死するに似たり可憐哉又云はく才智だにあらば我が器量ほどの書籍を著述して殘し置きたき物なり

子孫のため世の人の爲にもなるべし今身は死して魂散じ骨肉腐れて土となるとも心と詞とは千年の後までも死せずして其の書に残り留まりてあり

鞞の字 又作鞞同字也和名抄に和名之利加岐とありシリガイなり(キとイと音相通ふゆるシリカキをシリガイともいふなり)之利加岐は尻懸なり(キとケと相通ふなり)又當旨和名抄無奈加伎とありムナガイなり(キとイと音相通なり)又鞞の字シリカイムナガイの總名に用ふる事あり前鞞はムナガイなり(ヌカ、キと云ふはオモカイなり額をヌカと云ふなりカキは掛くるなり)後鞞はシリガイなり古書にムナガイシリガイを兼ねて鞞とばかり書けるあり只尻ガイの事と見ては義違ふなり

狐妖 或問珍と云ふ書六冊あり寶永七年三州田原の學者兒島不求と云ふもの、著す所にて諸の奇怪を辨斷せる問答書なり其の中に狐妖を怪みて問ひし答に(上畧)其の妖怪をなす調練は草深き野原にて靈天蓋(サレカウベのとなり)を拾ひ己が頂に戴きて仰ぎ北斗の星を拜す然れども仰がんとすれば頂の靈天蓋忽ち落つる又拾ひ上げて頂に戴き右の如くする事數年を積れば後は北斗を拜し跳り廻りても調練して靈天蓋落ちず其の時北斗を百遍拜して始めて人の形に變化するなり云云○貞丈云はく右の狐の化け様の傳授は何か唐の書にて見し事有りしが用にもたぬ事なれば其の書名も忘れたり右委細の傳授をば狐に聞きて書きたるか又は靈天蓋を拾ひし時より數年を積みて北斗を百遍拜するまで狐に付き從ひ見覺えて書きたるかいふかしき事なり學者と呼ぶる輩の吾が國の書に少しも怪説あるをば一喫にいひ破り唐の書に見えたる不稽の説をば猥りに信じて眞偽をも考へずともかくにも隣の甚太味噌が好物なるぞをかしき此の類の事猶多し

黒子訓 和名抄和名波々久會とあり此の會の字は印本の誤りなり會には非ず魯の字なり愚管抄に保元に惡左



府の射られし事を記したる條に云ふ筑後の前司しげさたと云ひし武士は土佐源木しげさねが子なり入道して八十になりしにあひて侍りしかば我が射て候ひし矢のまさしく中り候ひしとてかひなをかき出して七星のハ、クロのかく候ひて弓矢の冥加一度も不覺候はずとぞ申しける云云然れば和名抄の波々久曾は波々久魯の寫誤なり(右山岡俊明の考なり)○貞丈云はくハウクロをハ、クロとよむハ、クロ轉じてハウクロと云ひハウクロ轉じてホウクロとなるは。ハ、キをホウキと云ふ例なり又約めてホクロとも云ふ人の肌に黒き星の出来るを黒子と云ひ又鷹子とも云ふ俗に云ふホウクロなり

額字の訓

和名抄に比太比とあり又髻字の註に俗云奴加々美額前髪也とあり又搔額をヌカ、キと訓せり又

額田を沼加多と訓せり然ればヒタヒとも又ヌカともよむなり頓首をヌカヅクと云ふは額を地に突くなり又叩頭虫をヌカヅキ虫と云ふ其の尻を押ゆれば頭を動して人の頓首の形ちの如くする故ヌカヅキ虫と名付けたるなり然るに俗に米つき虫と云ふは額をヌカと云ふ事をしらすして米の糠の事と思へるなり又武用辨器と云ふ書に樓頭の字を出し和名抄を引きて沼賀々既と訓を記して馬の秣の糠を掻き交ふる器なりと註せり是れ又額と糠との取違ひなり樓額は馬の額に掛くる物なり

キンナヤウして誓ふ

土佐國儒士箕浦右源治問ひて云はく武士誓ふにキンナヤウすると云ふ事は如何○貞丈答へて云はく大小刀を抜きて打ち合せて誓ふ事なり又問ひて云はく此の事古代よりありや答へて曰はく古

書に所見なし信長秀吉の頃以來武士の大小を帶する風俗なりしより其の事有る歟又問ひて云はくキンナヤウと云ふ文字は如何答へて云はく古代此の事なし漢土にもなき事なれば可然字もなし大小の刀を抜きて兩刀を打ち合する事なれば金打と書くなり金と金を打ち合すると云ふ義なり亦問ふ金打する意は如何答へて曰はく若し誓約に違は、如此大小刀を打ちて打ち折りて二度大小を帶せざる身と成るべしとちかふ事なり

馴公

伊下氏問ひて云はく今世公家の女房の名に馴公と云ふ名ありいか、よむべきや貞丈答へて曰はくなれきとよむべし源氏物語にいぬきと云ふ女の名ありきはきみの略語なり俗に兄公(アニキ)伯父公(ヲヂキ)是れに同じ(又源氏にあてきなれきともきと云ふ名あり市女の名なり)

ゐの字

伊下氏問ひて云はくカナのゐの字正體如何答へて云はく遍字なり白石の同文通考に見ゆ

伊弉諾尊入黄泉

日本紀神代の卷に伊弉册尊崩御の時伊弉諾尊伊弉册尊を追ひて黄泉に入り給ひければ伊弉册尊御詞をかはし給ひし事見えたり黄泉に入るとは佛家に云ふ冥途に行くなり崩じ給ひし伊弉册尊の詞をかはし給ふは中有に迷ふて幽靈の形をあらはすなり是れ佛家の説に似たり右神代卷一書の説なり按ずるに神代卷は諸家の古記録を多く集めて其の説何れは實とも何れは虚とも舍人親王定めがたきによりて一書曰と云ひて其の諸記録の趣を一々擧げられしなり應神天皇以前は我が國に文字なし神代の事も記したる書なく唯古老の語を傳へ受けて又々語り傳へたる事なれば覺遠も聞遠もありしに依りて其の説同じからざるなるべし後に文字渡りて書籍をあらはす位に文字のはたらき出來し世に至りて神代の事をも始めて書きおく様になりて諸家に神代の記録多く成りたるなるべし其の記録も代々を傳ふるに付きては自ら遠く古きもあり近く新しきも有るべしかの伊弉諾尊の黄泉に入り伊弉册尊の幽靈詞をかはし給ひし等の事は欽明天皇の御代佛法渡り佛説盛行し時代



に佛法を取り交へたる説の出来し古老の物語を記したる一書のありしを舍人親王日本紀編集し給ふ時に其の説を取りて編み入れ給ひしものならんか

齒クツル 源氏物語繪巻に御齒のすこしくちて口のうち黒みてゑみ給へるはほのうつくしきは女にて見奉らまほしきやうなり云云是れは春宮のをさなきさまを云へるなり御齒の少しくちて云ふ事抄物には何とも註せず按するに齒の朽ちて云ふは乳吸齒とも味嚼齒とも云ひて小兒の齒の生ひかはらぬ以前は向ふ齒の色黒くさびたる様にて見ゆるを云ふなるべしさればこそ口のうちくろみてさはいへるなれ○又云はく右の文をわろく心得て男子の鐵齧付くる事と聞くべからず大に違ふなり紫式部の頭女のかね付くる事はありけれども(紫式部日記榮花物語等に見えたり)男のかね付くる事はなかりしなり男のかね付くる事眉作る事は鳥羽院の御代より始れるよし海人藻芥に見えたり鳥羽院と左大臣有仁公と仰せ合されて衣文と云ふ事はじまり男のかね付くる事も眉作る事も始りたり是れ皆君臣ともに好色より事起りしなるべし夫より以前に男はなき事なり公家の衆は今も専ら男にてかね付けらるゝ風俗となれり上古より公家には如此と思ふ人ありさにはあらず

淺野家忠臣 淺野内匠頭家臣四十六人亡君の仇吉良上野介を討ち殺し其の首を取りて亡君の墓前に手向け而して吉良を討ちたる由を使を以て公儀大目付へ申達しけりその後四十六人名へ御預けに成り切腹仰せ付けられたり或儒者はこれを評して吉良が首を切りたるまでは實に忠義の心一筋なる所爲なり既に功なりて後心ゆるみて此の忠義を公邊へ申し上げたらば御褒美ありて新領を賜はらんと云ふ心起りて大目付へ申達したるものなりといへり○貞丈按するに此の説可ならず必ずしも祿を求めん意に非らず幕府の御麾下の吉良を陪臣の身として討ち殺したれば將軍家を怒らしめ奉る事其の恐有り自ら首を延べて御刑罰を蒙るべしと云ふ意にて大目付へ

其の分を申達したるなり功成りて後心ゆるみて祿を求るが如き利欲の心ある者どもならば始より亡君の仇を報する心はなきなり一旦其の志ありとも終に遂ぐる事はなきなり忠義の士は利欲なき人にあり不忠不義は必利欲に依りて生ずるなり四十六士吉良が首を淺野が墓前に手向たらば其の外に餘念なく皆々墓前にて切腹せば彌潔き事なるべし其の節に至りては公儀を恐れ奉るに及ばざる事なり然るに念を入れ過ぎて大目付へ申達したるは贅なりするにも及ばざる事をしたる故自ら思ひ寄りて墓前にて切腹せず公命に依りて他所にて切腹したるは本意なき事なり大目付へ申達したるは四十六士の一失なり大功の人々なれば此の細蘊をば宥むべし儒士の説とは云ひがたし又或儒士の説に淺野に切腹を命せられ所領を沒收せられしは淺野が亂心して殿中にて吉良へ切りかゝりし故なり公より其の罪を罰せられしなれば四十六士吉良を恨みて仇とすべき理なしといへり○貞丈云はく是れは表を云ひて裏を顯はさざる説なり吉良賄賂を貪れども淺野が意には武士たる者何ぞ人の髭の塵を取る事あらんやと云ひて賄賂を授せず依りて吉良事を含みて淺野に度々恥を蒙らせたり依りて淺野怒に堪へずして吉良を斃んさせしが斬りそこなひて切腹を命せられ所領沒收に及びしなれば其の家臣吉良を恨まずして誰を怨まんや且かの四十六士主君の志を達せずして徒に自滅せる事を悲まざらんや是れは裏の事なり此の裏の事隠れなき事なれば彼の儒者もしるべし此の裏の事を知りながらしらざる真ねをして表の事のみを揚げて評する者は表向だによければ夫れにてよしと云ひて不忠不義を人に勸むるに似たり是れ又儒士の説とは云ひがたし○又按するに淺野が足輕寺坂吉右衛門も四十六士と共に吉良が門前まで來りしを大石古郷への使を申付けて返したりと云ふ寺坂も門前まで來りたらば必死と定めたる義夫なるべし然るに大石古郷への使に事寄せて返したるは足輕と黨を結ぶ事を恥ぢての事か寺坂も偏に忠義を思はゞ大石が命に背きて吉良が門内へ推し入るべし然るに大石



が命に隨ひて返りたる意しりがたし足輕は下臈なる故大石其の志を疑ひて試に古郷への使を申付けて見たるか寺坂は享保の末まで存命にて有りしと○又淺野内匠頭が弟大學は延享寛延の頃まで存命にて予が相番にて御小性組を勤めたりき其の談を聞きしに内匠頭は性甚急なる人にて有りしと吉良へ賄賂を贈るべしと家臣勤めけれども内匠頭不用之して武士たるもの追従を以て賄賂を贈り人の蔭を以て公用を勤むべき事に非らずと云ひけること又大石が自筆の日記其の時の事を書きしを少しばかり有りしを予見し事も有りき

**強竊二盜** 此の名目古書にあり強盜は人の目を凌がず形をあらはして太刀刀等を以て人を驚し或は殺害して財寶を奪ひ取りし者なり亦道路にて行人の衣裳を剝ぎ取るも強盜なり是れを今昔物語等其の外古き物にはヒキハギと云ひ山に有るを山賊と云ふつれづれ草等に山だちと云ふもこれなり海に在りて船中にて物を奪ふを海賊と云ふ以上皆強盜なり竊盜はひそかに盗むと訓して人目を凌ぎ形を隠し垣壁を切りぬきひそかに財寶を奪ひ取るを云ふなり此の二盜の外に又盜あり仕官するもの密に主君の財寶を盗む者あり是れを盜臣と云ふ亦時の執權職として諸士より賄賂を取りて賢愚をも選ばずして重き役儀を申付くる是れ役義を我が物にして賣るものなれば官盜と名付くべし古き書に其の名は聞えず其の外にも下民より賄賂を取りて惡を變じて善とし非を變じて是とし刑すべきを刑せず賞すべきを賞せず賞すまじきを賞し古よりの制禁をゆるし政事を我が物にして賣る者なれば是れをば政盜と名付くべし古書には其の名聞えず強盜竊盜二盜の害は數人に過ぎず官盜政盜の二つは其の害天下國家に及ぶ大盜と云ふべし古代官盜政盜をばいかゞして名を付けざりけん盜賊とは思はざりしにやいぶかし

御湯殿鳴弦

……

院仁安二年十一月の條に云はく一日(乙丑)陰雨降以頼輔朝臣産之間夜々事相尋

前内府之許返奏云御湯殿鳴弦五位五人六位五人(已上束帶)可宜歎但近代之法各出故障定難參仕歎然者只五位三人六位三人各衣冠不可及傍輩也(下畧)六日(庚午)自其夜亥時許有産氣色(中畧)産成了(下畧)九日天晴今日浴殿始也(中畧)鳴弦六人進庭中(光經遙出當階立也其後五位四人其後六位二人本五位六位各三人也而六位一人不參仍用五位也)○貞丈云はく皇子誕生の後初めて御湯めさる、時に鳴弦あり弓弦を鳴らす事を云ふなり古書に多く見えたり産に臨みたる時鳴弦し墓目など射る事は武家にあり東鑑にも見えたり朝廷になき事なり御湯殿鳴弦のみ有り誕生の後始めての御湯殿に限らず常に天子の御湯をめさる、時は必藏人鳴弦するなり禁秘抄侍中詳要等に見えたり誕生の後の御湯の時の鳴弦も常の作法に准せらる、なり天子御浴湯の時鳴弦する事は暫く御位の冠服を脱せらる、故非常を禁しむるの儀なるべし猶委敷予が著す處の墓目鳴弦考に記せり

**鎧名所** 古書に鎧の高紐とあるはワタカミの上より前へ出でたるコハセ(カケヲなり)の紐を云ふ冑をぬぎて高紐にかけと云ふも冑をぬぎて背に負ひて冑の緒を肩の上より前へ取りて高紐にかけて結びとめて置くを云ふ前の胸板の角にありて高紐と取り合する事なりわなの紐をば相引の緒と云ふなり左かるに今世の具足右の脇下にて結ぶ前後の緒を高紐と云ふはあやまりなりそれは引合せの紐と云ふものなり引合せと云ふは右の脇にて前後を引き合するを云ふなり是れも今は相引と云ふはあやまりなり引合せと云ふべけれ今世の武士は鎧の名處さへ知らず鎧師などに尋ねて知る故不故實なる事多し鎧師は鐵の鍔ひやう漆のぬり様糸革などにて綴様など細工の事は其の家の習も秘傳もあるべし甲冑の故實などをばいかゞして知るべきや然るに近世の武士甲冑の故實を尋ね問ふ故鎧師故實を不知と云ふ事を耻ぢて今世はやる軍者と云ふ徒を頼みて書物を拵へて貰ひて家の傳書と號し其の書の趣を以て問ふものに答ふる故不故實多し明珍が家の書を或人の見せたりし甲冑の由來その



外腹を抱へて笑ふべき事多し第一に可笑事は武内宿禰紀の宗徳と云ふ名なり武内をば苗氏とし宿禰をば假名とし紀を姓とし宗徳を名乗とす武内は名乗にて宿禰は官名なる事を知らず別に宗徳と云ふ名乗を新に作りたるは笑ふべき事ならずや是れにて諸事推量るべし武内宿禰は日本紀に見え紀氏なる事は姓氏録に見えたれども宗徳と云ふ者は正史實錄にみえず明珍が先祖なりといふに如此の偽作あるを以て其の外の事は取るに足らざるを知るべし或鑑師が云はく昔は武家方より鑑を仰付けらるゝに御吟味強く又さまゝ御好みも有りて細工も甚むづかしき由聞傳へしが今は唯宜しき様にせよとの仰ばかりあれば此方にて宜き様に取はからひ調進仕るなりと云ふ是れ吟味仕様好み様をしらぬ故鑑師に任せおくなり又近世鑑を作るに乳繩と號して繩にて乳の通り胴の圍の寸尺を取りて其の寸尺より胴の太さを積りて作るなり乳繩にて作りたる鑑は胴に能々ひししと合ひて着たる心持自軽く覺えて快よけれども庭へ出でて木刀の仕合鎗の入方にてもすれば忽に息氣喘ぎ體疲る、事早し是れ胴の内にくつろぎなくひししと身に付きてしまりたるが故なり乳繩は太平の世に弄ぶ軍者と云ふもの、疊の上の料簡より出でたる物好なりべし又今世具足一領作らしむるに其の價三拾兩五拾兩など、云ふ是れは常に具足作らしむる人なき故鑑師常に貧窮してたまゝ具足作らしむる人あれば平日の敵を一度に取る心にて過分に價を高ふするなり木下藤吉に金子五兩持たせて桶革胴の具足買に出したる昔物語あり今世の如く價高くては戰國にては具足に事を闕く者多かるべし今にも軍起りたらば具足の價いよゝ一二倍も高直になり小身の武士の代々の讓具足も持たぬものは具足なき故にもはや落行人も多からん哀れなりとも申すばかりはなかるべし今世の有さま世上貧窮につれて武家は猶貧窮す武備を設けんとすれば父母妻子を凍餓させ凍餓を助けんと欲すれば武備の設ならず修羅道の苦患ならむかし此の苦患を救ふべき諸國一見の僧もがな

ほのゝゝ明石の浦の歌

古今集卷第九羅旅の部におきの國に流されける時に舟に乗りて出たつとて

京なる人のもとにつかはしける小野篁朝臣 和田の原八十島かけてこぎ出でぬと人には告げよ海人の釣舟  
題しらすよみ人不知 みやこ出でてけふみかの原いづみ川河風さむし衣かせ山 ほのゝゝと明石のうらの朝霧  
に島かくれゆく舟をしぞ思ふ 此の歌或人のいはく柿本の人丸が歌なり古今集の歌次第如此なり都出でての  
歌は榮雅抄に田部の福丸が首途の歌なりと云云ほのゝゝとの歌よみ人しらすの歌につらねて右の註に此の歌は  
或人のいはく柿の本の人丸が歌なりと記せり然ればたしかに人丸の歌とも定めがたきか今昔物語卷廿四世俗部  
に小野篁被<sub>レ</sub>流<sub>ニ</sub>隱岐國<sub>ニ</sub>時讀<sub>ニ</sub>和歌<sub>ニ</sub>語<sub>ニ</sub>四十五<sub>今</sub>は昔小野の篁と云ふ人ありけり事有りて隱岐國に流されける時  
船にのりて出立とて京に知りたる人の許へよみてつかはしけるわたの原やそしまかけてこぎ出でぬと人には告  
げよあまのつりぶねと明石と云ふ所に行きて其の夜宿りて九月ばかりの事なりければ明鏡に不被<sub>レ</sub>寤て詠め  
たるに舟の行くが島かくれするを見て哀れと思ひてかくなんよみけるほのゝゝと明石の浦の朝霧に島かくれ行  
く舟をしぞ思ふと云ひてぞ泣きける是れは篁が返りて語るを聞きてかたり傳へたるとなり○貞丈云はく右の如  
くなればほのゝゝの歌は人丸が歌ともたしかに定めがたきか萬葉に人丸の歌あまたあれどもほのゝゝの歌はな  
し中古以來誰人のわざにやかたく人丸の歌なりと云ひ定めて此の歌は深き傳授秘説ありなど、云ひて佛道の理  
などを取りつけてさまゝに事むづかしく拵へたる説ありたとへ人丸の歌にもせよ人丸この歌よむ時に後人の  
取りこしらへて傳授秘説と云ふ如きむづかしき義理を巧みてよみたるにはあらず唯景色を詠するのみなるべし  
都て名人の歌は作者の本意にもあらざる理を取り付けて強ひて奥妙に説きなさんと欲して却りて作者の本意を  
失ふ事有り是れ歌學者流の通癖なり諺に角を直すに牛を殺すと云ふごとく其の歌を強ひて奥妙に説きなさんと







論に候)然る所後鳥羽院時代以來制なり其の頃は五位にも堅く被<sub>レ</sub>制之四位には書くなり○尸を書くと源朝臣仲宿禰清原真人の類なり(滋井殿説古今替る事なしと)

非參議 同書に云はく非參議の號事可得心候又參議に可成人未任之他人賞翫しても稱也云云實隆公答云又すべて參議に任せざる散二位三位も云ふなり○按ずるに非參議四位も上に同義なり

雖字 イヘドモとよむ玉篇に詞兩設也と註せり俗語にたとへそれはさうなりとイヘドモと云ふ語意には雖字を用ふべしと云ふ意なくて。さうなりといへども。かうなりといへどもと云ふには其の次の語の頭に而の字又は然の字を用ふ(上の語を受けてしかれどもとよむ)

蝮字訓 蝮字は玉篇に奇員切蝮局也連<sub>ニ</sub>蝮形<sub>一</sub>又字彙蝮形屈局と註せり是れは裸蝮などの居り曲る形を蝮と云ふ此方にては俗にニナと云ふ蝮の名に用ふ本字は河貝子の三字なり和名抄に河貝子和美奈とあり又俗に用<sub>ニ</sub>蝮字<sub>一</sub>非也とあり美奈と云ふを俗に訛りて丹奈と云ふなり(ミとニと音横の相通)つれづれ草にみなむすびと云ふは糸を結びかさねたるが蝮と云ふ貝に似たれば云ふとあるやん事なき人仰られき○みな結蝮結の事前にしるしぬ

鏝破前蝮苦本 新猿樂記に云はく野干坂伊賀專之男祭叩蝮苦本舞稻荷山阿小町之愛法アヲイ鏝破前<sub>ニ</sub>喜云云此の文解せずして或人問<sub>レ</sub>之答へて云はく野干坂は地名なり伊賀專は女の名なり男祭は男に逢はんとて祭るなり蝮苦本は陰門なり和名抄には以<sub>ニ</sub>開字<sub>一</sub>爲<sub>ニ</sub>女陰<sub>一</sub>とあるに依りて開の字音を以て貝の字訓に借り轉じて蝮といへるか陰門は蝮の肉の如く平扁にして窪き所なる故蝮苦本と異名を付けたるか稻荷山は地名なり阿小町は男の名なり愛法は女に愛せられん事を祈る修法なりは願玉篇に音瓦仰鼻也とあり鼻のアフノキテ空さまへ向ふを云ふ

鏝はカツヲなり古代カツヲを生にて食ふ事なし(つれづれ草にも見えたり)乾しかためて用ふる故古書に堅魚とありカタウヲを略してカツヲと云ふ今のカツヲブシと云ふ是れなり破前は陰莖なり和名抄に房内經云玉莖(男の陰也)揚氏漢語抄云房(破前一云麻前良)とあり(麻良と云ふは麻前良の中略なり)願<sub>ニ</sub>鏝破前<sub>一</sub>と云ふは陰莖起張してカツヲブシの如く堅くなり陰頭を空さまへむけて願のアフノキたる如くなるをいふ異本に鏝字を鏝又鏝に作りたるあり非なり右不典の事なれども或問に應じぬ

古今和歌集 我が國朝廷の事物稱呼多くは吳音を以て唱ふ特に歌題歌書等には吳音を用ふる事なれば古今も吳音にてココンと唱ふべき事なれども昔より漢音にてコキンと唱へ來れり一偏に心得べからず

安堵 或人問ひて云はく鉢木の謠に加賀に梅田上野に松枝越中に櫻井合せて三ヶの庄子々孫々に至るまで相違あらざる自筆の狀安堵に取りそへ給はつてと云ふ自筆の狀を安堵に取り添へとは何の事に候や答へて云はく最明寺が佐野源左衛門に本の領地を返し與へたる旨を自筆にて書きたる狀を安堵の文書に取りそへて賜りたると云ふ事なり安は置なり堵は垣なり何の地より何方まで幾町幾段幾畝幾歩と垣をし置きたる如くの領分の境段歩の數を定めたる證文を安堵と云ふなり俗語に心の落付きたる事を安堵したると云ふも彼の安堵の證文を得て其の領地に居住し身を落付けたる如く心の安らかになるを云ふなり

子痢 懷妊の婦人月數重りて俄に氣絶し倒れ眼を見開き瞳子をつり上げ齒をかみ舌を出し手足を揮ひ動しそりかへり人事を知らず癩痢やみの如くなるを子痢と云ふ早く正眞の熊膽を濃く水にてときて口中へ入るべし度々入れ腹中へ納まれば病しづまるなり快くなるまで度々用ふべし甚妙なり予其の效驗を直に見たる故右の病する婦人の命を救はんと思ふ故是れを記し置くなり懷妊の婦人ある家にはかねて正眞の熊膽を求め蓄へ置くべし



急に得がたし母に用ふる事なくとも赤子に用ふる事あり何も求め置くべきものなり

渡三藤戸 佐々木三郎盛綱馬にて藤戸の渡を渡さんとして浦の男に密に淺所を尋ね問ひて下臈なれば又他人にも救へんかとして彼の男をさし殺し海に沈めけるよし平家物語に見えたり源平盛衰記には男を殺したる事は見えず平家も盛衰記も物語なれば人の耳目を悦ばしめんとして書きたる事多く虚實相半せり藤戸の男の生死何れか實ならんおぼつかなし彼の男の又他人に淺き所をしへん事のうしろめたきは男を捕へつなぎ置きてさて海を渡して後にかの男をゆるして放ち物どらせて恩を報じ歸しこそすべけれ我れに物教へし恩ある男を殺すべき事やはある大にもせよ小にもせよ恩をしらざる心は不義なり盛綱不義なる侍にて有りしやらん不義ならば主君の恩を知らずして不忠あらん東鑑を見るに盛綱不忠ありし事も見えすさらば浦の男を殺ししは物語の例の文花なるべきかもしらす

直衣直垂の直の字

或説に直衣は宿直の衣なるゆゑ直衣と云ふといへり(君ニ仕ル人夜君所ニ宿スルヲ宿ト云ヒ晝君所ニ侍スルヲ直ト云フ宿直トノサトヨム)此の説は唯直字音のみを知りて訓義を辨へずして漫に作りたる説なり小補韻會直字註逸職切不曲也又常也侍也とあり不曲也訓のはナホシ常也の訓はツチ侍也の訓はハンベル又トノキ如斯訓義各別なり宿直の直は侍の義なり直衣の直は不曲の義と常の義とを兼ねたり侍の義をもつて不曲の義と混雜するは大に誤りなり常と不曲とは意義相通する事あり異變の事あるを曲とし又非常とす異變の事なきを不曲とし(直なり)又常とす然れば。ナホシと云ふ訓とツチと云ふ訓と其の義相通するなり伊勢物語に父は直人にて母なん藤原なりけるとありなほ人は直人と書きて常の人を云ふ是れ其の證なり直衣の直は直人の直に同じ直衣はもと朝服に非らず私の家に在る時常にきる衣と云ふ事を直衣と名付けたるなり又衣の

字シとよむ事は衣を古き詞にソといへばナシメソの通音にてシとも云ひたるなりまた直垂のト右に云へる如く常と直と訓義相通するゆゑ常の字をヒタと訓じ(常陸をヒタテとよむ)直の字もヒタと訓す直垂は地下人の常服にて常にヒタと着るふくなるゆゑヒタと云ふ直衣を常垂と書きても義通すべし(千字文に垂拱平章と云へるも服を着たるを云へり)○又按ずるに直字小補韻會に遂方切(音チヨクなり)荀子是謂是非謂非曰直廣韻正直不曲也(皆チヨクの音なり)又本韻逸職切(音イヨクなり)不曲也とあり然れば。スグ。スナホ。ナホシの訓にはチヨク。イヨク兩音なり又逸職切常也侍也とあり常の訓も侍の訓も音イヨクなり宿直の訓も音シユク。イヨクなり。シユク。チヨクにはあらず直垂直衣を音讀にやばイヨクの音を用ふべし

ミトノマクハヒ (ハヒの二字ワイとよむ) 日本紀神代卷爲夫婦の三字をミトノマクハヒと訓す同一書にも又同じミトノマクハヒと云ふ詞の釋諸説區々なり迂遠なる説もあり愚按には身と身と交へ加ふるの畧語なるべしミトノマクハヒを畧してマクとのみ云ひし事あり古今著聞集(卷十六興言利口の部)坊門院に年頃めしつかふ時繪師ありけり仰らるべき事有りて急度まわれと仰せければ淺間敷き大假字に御返事をしける

たゞいまこちをまさかけ候へばまさはて候ひてまゐるべしと書きたりけり(下畧)御物を蒔懸けと云ふ事をかなにて書きたれば見持を交接かけたればと云ふ事に紛れたる事をいへる物がたりなりまさと云ふはマクハヒを畧してマクと云ひマクの詞轉じてマキといふなり

參議を召す詞 公事の日大臣參議を召す詞姓朝臣名朝臣の差別あり職原抄參議の條に見えたり(是レヲ位畧ノ法トスルハ非ナリ名ノ法ナリ)今畧之玉海仁安三年戊子正月一日甲子の條に云はく又召參議一詞一度召參國二度召姓朝臣云云(四位參議可召名也而るを召官云云但可尋也)



壺切劔 ○(反問) 玉海仁安三年戊子正月六日己巳今日有東宮朝現行啓事已一點着東帶(打下襲有之帶螺鈿劔如常)參東宮(七條川原)于時東宮禮太夫邦綱權亮實守大進光雅此外一有生無人暫而人々議集午剋行啓出御友問公卿列立寄御車乘御攝政候御裾下官裏御簾權亮實守取御劔(壺切)入御車一行啓行列如常

幸僥倖 幸の字サチとよむなり亦サキハヒ(サイハヒとよむはキとイ相通ず)とよむ俗に云ふシアハセなり僥倖の字コボレサイハヒとよむ續字彙補に僥倖求利不止貌とあり此方よりさまざま謀計して求め得たる幸なり僥倖すると云ふは強ひて幸を求むるを云ふコボレサイハヒの訓は義當らずコボル、と云ふは自然に落つるなり僥倖は自然には非らず

削氷 夏月去年寒中の氷を削りて食物の上に置けは食物隨ず又氷は暑邪を避くべし台記に久安三年六月二日午剋參二院(烏帽子直衣)次參大后宮(新院御座)一日比聽群臣著布衣烏帽參入宮中是攝政所申行云云依召望龍顏次參太后大盤食削氷云云榮花物語卷の月卷(印本望月)あまきみも月頃御心はれはかなきくた物もきこしめさすきえいりくせさせ給へばけつりひばかりをこせんにおきてたえずす、めまらせける云云右應橋嘉樹之間

朔日冬至 嘉樹問ひて云はく朔日冬至は公事根源抄に朔日冬至是れは十一月朔日の冬至にあたるを云ふ也廿年に一度ある事にてめでたき祥瑞なるによりて云云古曆便覽を以て近年を考るに廿年目卅年目に巡る○慶安二年朔日冬至は十九年目なり○寛文九年右に同じ○元祿十二年は三十年目なり○享保三年は十九年目なり○寛延元年は三十年目なり○明和四年は十九年目なり右を以て考ふれば公事根源の御説如何に候哉漢書又封禪書に

よりて二十年二度廻る事と書き給ひしものか此の冬至のくり機曆家の義なれども公事根源の出所不穩に候に付き相伺ひ申候○答ふ按ずるに此の事のみに限らず公事根源に公事の根源を専らに考へ夫れに付きたる儀式其の外は唯要を摘みて大畧を擧げて子細を述るに及ざる書なりされば朔日冬至の廿年目と云ふ事もおほやうに大概を云ひたるなるべし穿ちて答むに及ばざるか

圭冠 日本紀(天武紀にあり)○ハシハカブリと訓す(義詳ならず)按ずるに補韻會圭の字の註に涓陞切音聞韻鏡説文圭瑞玉也上圓下方(下略)又圓の字の註に説文に特立之戸上圓下方有似圭从門圭聲と見えたり然れば圭冠は上は圓にして下は方なる物と見えたり今の立烏帽子は圭冠か立烏帽子も古代は紙にて作らず絹に漆ぬりて柔らかなり烏羽院の御代より堅くなりたり日本紀天武紀に漆紗冠とあるも圭冠一物歟

むくのみ色 ウルシヌリに此の名あり職人盡歌合に戀の題烏帽子折の歌  
いかにせむ死なれぬ戀の瘦病むくのみ色に身はなりにけり  
判詞に云はく左戀にやせくろむ事本説なきにあらずえはしのむくのみ色よく思ひよせたるにや云云今川了俊大草紙に引目の大小は人によるべき歟(中略)うるしの色はいかほども黒くすべしむくのみ色とて光はなくて色の黒くさらくとしたるがよきなりうるしにはこべらをしばりて能々合せてぬりたるがむくのみ色にて早くひるなり灰墨を入る人も有りはこべらはうつくしきなり

眞菜祝 魚味祝玉海嘉應元年十一月十九日辛未天晴今日小兒(三歳)有食眞菜とありて其の祝の儀式を載せられたり此の外古書に此名目多く見えたり又此の事を魚味と記したる書もあり東鏡にも魚味とあり眞菜の字マナとよむなりマナとは魚の事なりマナイタは魚板と書きマナハシは魚箸と書くにしてしるべし眞菜の祝と云



ふは小兒の食物の祝にて三歳の時に祝ふなり此の祝に必ず魚を供する故眞菜の祝とも魚味の祝とも云ふ小兒二歳までは乳を以て食とす三歳より食をせしむる故此の祝あり内々にては二歳にても飯を喰はしむる事もあれども夫れは内々の事にて魚を喰はしむる事なし眞菜には魚を具したる膳を据ゑて今日より飯を食ひ初めしむる祝なり

**直垂** **如木** 玄惠法師遊學往來に云はく承仕は淨衣中童子は狩衣大童如木水干中間男共者色々の直垂なり云云按ずるに如木の水干と云ふは絹を張りて水干にしたるなりこはく張りて木の如しと云ふ意なり今世にも仕丁などのきる白張を如木と云ふも麻布をこはく張りて木の如くなるを云ふなり是れ如木の白張なり知らぬ人は如木と云ふ役の名なりと云ふは誤りなり又中間男は色々の直垂なりと云ふを以て直垂は地下人無位無官の者の服にて官服にあらざる事をするべし又云はく白張と云ふは白張の布狩衣なり

しでのたをさ 是れを子規キツネの一名なりとするは誤りなり子規には非らず農民なりシヅとはシヅなりテとツと音相通ふなりタヲサは田長なり賤田長と書きてシヅノタヲサとよむなり賤き民の田の主をシヅノタヲサと云ふなり古今集卷第十九雜體俳諧歌藤原敏行朝臣 いくばくの田を作ればかほと、ぎすしでのたをさを朝なくよぶ此の歌の心はいくらばかりの田を作ればにやほと、ぎすは朝なく、賤の田長をよぶらんといへるなりしでの田をさをよぶと云ふは五月早苗ううる頃ほと、ぎす啼くものなり朝なく、啼きて農夫のねぶりをさまじよびおこすが如くなればたはぶれていくばくの田を作ればかどあやしみていへる所俳諧なりさればしでのたをさは農民なりそれをよぶものはほと、ぎすなり古今の歌をわろく心得てしでの田をさをほと、ぎすの實名とするは誤りなり榮花物語御賀の巻に さなへううるをりにしもなくほと、ぎすしでのたをさとうべもいふなり此のう

たしでのたをさをもつてたしかにほと、ぎすの異名と思ひてよめる歌なり誤りなり又しでと云ふを死出の事と心得て子規を冥途の鳥といひならはせるも又誤れるなり

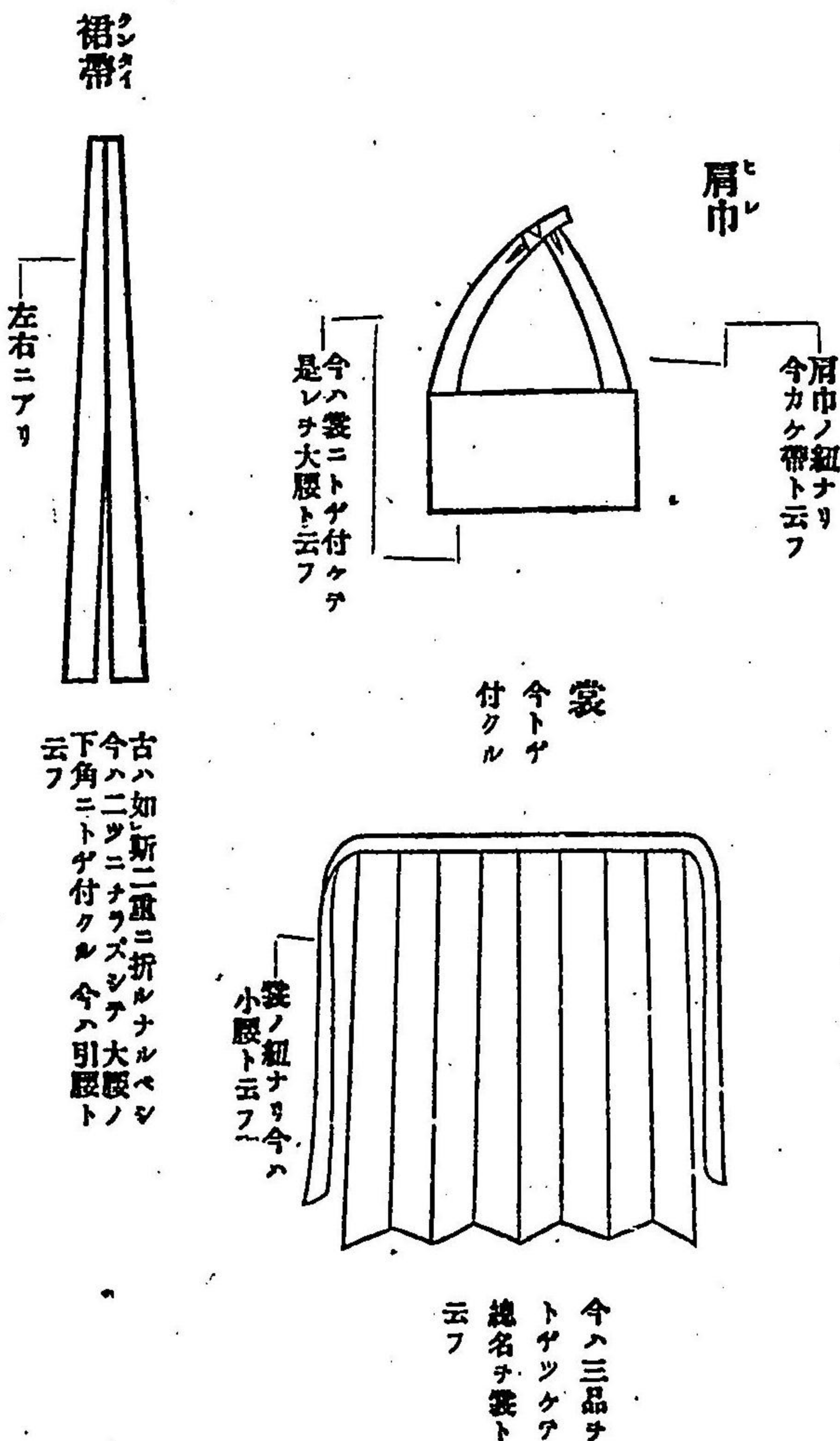
(遺考伊勢語) 名のみ云云たしでのたをさは今朝ぞ啼く庵あまたに疎まれぬれば此のうたもしでの田をさをほと、ぎすの事にしてよめるなりほと、ぎすしでの田をさをよぶと云ふ事敏行の歌よりさきに昔より云ひ習はしたる事にてあれば敏行もよめるなるべしとはしでの田長をよぶ鳥と云ひて異名としたるを下略してしでのたをさをのみよむ故ことわりきこえがたき事になれり○拾遺にうみたてまつりたるみ子のなくなりて又の年ほと、ぎすを聞きて伊勢「死出の山こえてやきつるほと、ぎす戀ひしき人のうへかたらはん」このうたは賤を死出の山のことと云たるなり

**土佐繪** 畫工土佐家の繪は何物を畫くにも古實を正して畫くと云ふ然れども源氏物語を畫きたるを見るに装束の體鳥羽院以來の衣紋の體にて冠鳥帽子も堅く袍直衣なども強き體なり源氏物語は一條院御代紫式部が書ける物にて一條院御代よりも遙かに昔に有りし様に作りなしたるものなり一條院の御代すら猶ほ冠鳥帽子堅からず(雨に逢ひてえはしのひしげたる事清少納言が枕草紙にあり)袍直衣の服もはからず衣紋と云ふ事なし況や夫れより以前をや然るに源氏繪を鳥羽院以來の衣紋の風體に書くは故實を違ひ時代相違せり伊勢ものがたりも又同じ

**肩巾** **裙帶** **裳** 此の三つは婦女の裝束にて國史令式等に見えたり源氏物語枕草紙などにも見えたり然るに後代唯裳のみ着て肩巾(或は領巾とも書く)裙帶を着る事を聞かず按ずるに今世着用の裳は裳に肩巾も裙帶も一つに綴り付けたるものなるべし今の裳の掛帯と大腰とは肩巾なるべし引腰は裙帶なるべし小腰は裳に付き



たる腰帶なるべし今は如斯三品一つに綴り付けて名の唱へ變じたる故肩巾も裙帶も今はなきが如くなれども今も有るなり古代は三品別々なれども着用便利の爲に一つに綴り付けたるならむ是れ又鳥羽院御代男の装束に衣紋と云ふ事始りし頃より女の装束も如斯なりしにや



阿知女 神樂にアヂメの作法と云ふ事あり其の歌の詞。アヂメ。オオオオ。オケ。オオオオと云ふ梁塵愚案抄に見ゆまた年中行事秘抄鎮魂の歌にも見えたり梁塵愚案抄後成恩寺殿の御説にアヂメの作法たしかなる所見

なし但しウズメをアヂメといへるにやアとウと五音相通せり天鉦女神岩戸の前にて俳優のたはぶれをなし侍るを今の世にアヂメの作法と名付け侍るべし云云按ずるにアとウとは音相通すれどもチとスとは音相通せず然ればアヂメとウズメと同じからず。アヂメと云ふはハヂメと云ふ語の轉せしなるべしアとハと横の音相通しチとシと横の音相通せりアヂメの作法は神樂の初にする事なればハジメと云ふ語轉じてアヂメと云ひ習はせるなるべし

蛭飼 蛭喰とも蛭喰とも書くみな同じヒルカヒとよむ小右記萬壽四年五月八日丁未禪室使三頼任朝臣二被訪二蛭喰間氣上事二呼三麗前二相逢令申三返事二註にひるかひやいと云々をそこにせぬなり○尺素往來に云はく難熱小瘡對治様者不如于蛭飼○東鏡(文永三年四月)七日庚午朝雨降陰南殿烈將軍家御蚊觸之間不可有蛭喰之由施藥院忠茂朝臣申行之○明月記山槐記其の外古記に間々見えたり蛭飼は今田舎などにてはする事ありと云ふ瘡癩出來脹起り熱し痛むに竹筒を短くきり上節を置きて其の内に蛭と云ふ虫を入れて其の筒を瘡の上につむけ持ち居れば蛭瘡のうへに取り付きて毒血を吸ひ出すなり蛭血を吸ひ飽けば自ら離れ落つるなり毒血を出し去れば痛み止み脹消し瘡癒ゆるなり近年吸ヒフクベとて瓢を切りて口を明け硫黄のかたまりを糊にて瓢の底につけ火を付けて瘡のうへに覆ひ置けば毒血を吸ひ出す是れ蛭飼の轉じたるもの歟

雨夜尊 盲目の元祖なりとて盲目是れをまつる盲目家の説に雨夜尊は光孝天皇の皇子にて盲目にて天下の盲目を憐み恩澤を施されし故是れを元祖とし祭るといへり按ずるに三代實錄は清和陽成光孝三代の國史なり然るに光孝天皇の皇子に雨夜尊と云ふ人の事は見えす皇胤紹運録は代々の天皇の系圖にて御兄弟皇子等委細に載せたる書なり紹運録にも雨夜尊は見えす俗に蟬丸は延喜帝の皇子なりと云ふは誤りなれども蟬丸と云ひし人は有



りしなり皇子と云ふが誤りなり雨夜尊は一向なき人なり信すべからず昔貴家の兒に盲目ありて雨夜と云ふ者ありて剃髮して僧に准じ檢校の職を申し受けし事ありし故それを元祖とするならんか其の後に至りて彼の雨夜を貴ぶの餘りに且又己れらが盲目を飾らんが爲に光孝天皇の皇子なりと偽りこしらへて云ひ傳へたる事ありしならん盲目にて正史實錄を見ぬ身なれば相應の偽なり兩眼明らかなる人だにも不文なる人などは書を讀む事ならぬ故さま／＼時代の違ひたる偽を云ひ出す事あり況や盲目をや咎むべからず彼の偽を偏に信する恐をば憐むべき事なり

京極折鳥帽子

昔京都將軍の時武士の着る侍鳥帽子の折様家々によりてかはりたる折様有りとぞ古き書に家々の折鳥帽子と云へるは此の事なりやはらかなる鳥帽子を折るなり昔佐々木京極の家にて折り着したるを京極折とて今も残り傳はれり古を好む人は是れを用ふる人あり古き事は古けれども京極の家には非らずして京極折を用ふるに誤りなり我が家の折様傳はらずば唯よの常なるを用ふべし或書工前九年合戦の繪を屏風に畫きたるに鳥帽子直垂着たる人に京極折を畫きたり頼義の時京極折はいまだなし時代違へり○又京極家にも非らず

柳宮

(ヤナイバコヤナイハ) 壺井先生座右必記に云はく楊宮をやないばとよむ事明月記(廿四)元文二年十月十五日元服の篇に曰はく先冠(置柳葉蓋置座右)次泔坏(不居臺置柳葉座左)云云源氏にはやないばこと字の如く見えたり然るを今やないばといふは明月記などの文字にて考ぬ僻事か○貞丈云はく雅亮裝束抄にもやないばこのふたとありやないばこと云ふは本名なりやないばと云ふは畧語なり

鳩杖

右同書に後漢書禮義志曰仲秋之月縣道皆案戶比民年始七十者授之以玉杖一節糜粥八十九十禮有加玉杖長尺端以鳩鳥爲飾鳩者不健之鳥也欲老人不健○耶那代醉編卷三十八(十一葉)に曰はく高祖與

頂羽戰於京索遁於薄中二羽追求之時鳩止鳴其上二追之者以爲必無人遂得脫及即位異此鳩故作鳩杖以扶老○夫木抄九鳩「男山老の坂ゆく人はみなはどの杖にもかゝりけるかな○貞丈云はく右鳩杖の由來兩説同じからず

唱平。呼平

右同書に云はく續日本後紀承和三年四月壬辰の文に曰はく常嗣朝臣避座而進喚采女二聲采女擊御盃來授陪膳采女常嗣朝臣跪唱平天皇爲之舉訖行酒人進賜常嗣朝臣酒云云○帝王編年記承和二年三月十五日の文に曰はく順曉阿闍梨語大乘開之法治病之人許鹽酒但同座之次不得唱平云云○江次第卷十九臨時競馬篇有呼平字○貞丈按するに唱平と云ふは人に向ひてゆるやかにくつろぎ安座し給へと云ふ事をタヒラカニと云ふなるべしされば平を唱ふとも平を呼ぶとも云ふなるべし今世の俗語にろくに居給へと云ふに同じろくは陸の字なり俗に平なる事を陸と云ふ海陸と對する字にて陸は平らかなり先年伊勢太神宮造營遷宮の時久志本左京常一も其の事を行ふべき爲に伊勢へ行きたりしが歸りて予が家に來り伊勢にて有りし事ども物語しける彼の神事に付き神主ども會合して宴を設くる事ありしに上座の人先づ飲みて盃を次の人の前に進めて。マウロクニマウシカトと云ひけり其の次々へ盃を進むるに皆同じ事と云ひけり常一聞きなれぬ事なれば何とも思ひつかず後に尋ね問ひければマウロクニと云ふは平かに安座し給へと云ふ事也マウシカトと云ふはたしかに安座し給へと云ふ事なり是れクツロギ飲むべしと云ふ意なり昔より如斯云ひ習はしたりと答へけるとぞ(マウと云ふは眞の字にてマと云ふべきを引きて云ふなり)貞丈按ふに是れ古代の唱平の遺風なるべし

中間

或人問ひていはく奴僕に中間と云ふ稱古よりありや答へて云はく昔より有之侍中間小者と三段の階級あり侍と小者の間の者なる故中間と號するなり古今著聞集卷十七變化部に主殿頭充任朝臣(中略)父朝臣が許



にて召使ひたる中間次郎法師なり云云○東鑑卷五十弘長三年七月九日の條上洛供奉人の記の中に恪勤侍小野寺左近大夫入道光蓮御中間信濃判官時清御力者佐渡大夫判官基隆云云右三人名其支配奉行也○下學集に健兒所註云中間之居所也曾我物語鎌倉殿箱根參詣の條に中間雜色にいたるまでけしきに色をつくす云云○源平盛衰記卷十三熊野新宮軍の條に黒丸と云ふ御中間にうはざしたる袋もたせて御所をいだしまゐらす(高倉宮の中間なり)同書廿二衣笠合戦の條に雜色二人に馬の口引かせ中間六人に左右の膝おさせ云云同書四十五内大臣京上被<sub>レ</sub>斬條に地藏冠者と云ふ中間ナカ法師と云ふ力者を友侍に相具して進みけり○太平記卷十七貞滿奏請の條に皇居近くなりければ貞滿馬より下りて胃を脱ぎて中間にもたせ○伊勢宗五入道大雙紙に云はく武家には雜色と申すは中間よりは下り馬屋の者よりは上りなり公家には中間を雜色と被<sub>レ</sub>仰候又公方様の御雜色と申すは別に候云云此の外古書に所載多し不<sub>レ</sub>遑<sub>二</sub>枚舉<sub>一</sub>

内侍所形 或説に内侍所の形は八つ花形の鏡なりと云ふ○貞丈按するに此の説疑ふべし内侍所は神代の八咫鏡をうつし作られし鏡なり八咫鏡は日像の鏡なれば其の形圓し古語拾遺釋日本紀等に見えたり源平盛衰記に長谷部信連が弦袋は内侍所の御貌をかたどれりと云ふ事あり弦袋は今世弦巻と云ふ物の事にて其のかたち圓なり八つ花形は細工巧過ぎたる形にて神代にあるべき形とも思はれず八咫の八の字に付きて八花形といへるか又は佛家の八葉の蓮花を附會するか又類聚雜要抄に入つ花形の鏡の圖あるを見て古き物なる故是れに據り推量の説歟

神事簡 玉海に嘉應二年二月五日自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>立<sub>二</sub>神事簡<sub>一</sub>了自<sub>二</sub>今日<sub>一</sub>忌<sub>二</sub>僧尼重輕服人并月水女等<sub>一</sub>也別屋月水女等強不<sub>レ</sub>忌也自<sub>二</sub>前日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>出之 祈年穀奉幣神事也

安齋隨筆卷之六終

明治三十三年三月廿六日印刷  
明治三十三年三月三十一日發行

故實叢書

編輯者 今泉定介

發行者 吉川半七

東京市京橋區南橋馬町一丁目十二番地

印刷者 野村宗十郎

東京市京橋區築地三丁目十五番地

印刷所 株式會社東京築地活版製造所

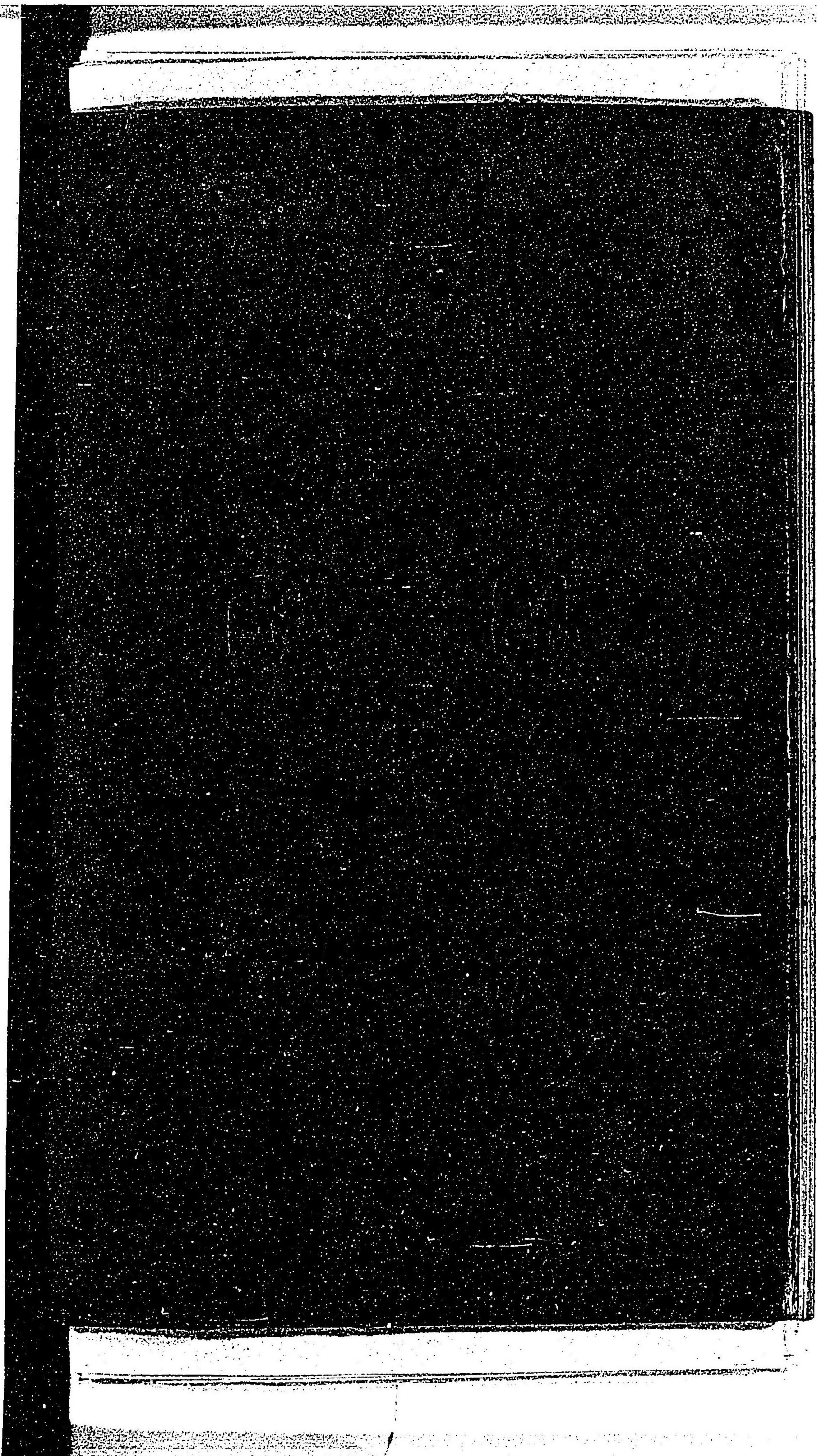
東京市京橋區築地二丁目十七番地



192  
55









欽定  
四庫全書  
法苑珠林

卷四